

別記様式（第5条第1項関係）

政務活動費収支報告書

令和 6 年 4 月 1 日

津山市議会議長 殿

津山市議会議員 末永 弘之

津山市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、交付を受けた政務活動費について、下記のとおり報告します。

記

1 収入  
政務活動費の総額 550,000 円  
2 支出

項 目	支 出 額	備 考
調 査 研 究 費 要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0 円	
研 修 費 会 議 費	0 円	
広 報 費	210,240 円	末永弘之の市議会報告だよりと そのコピー紙など
広 聴 費	16,490 円	末永弘之の市政報告会会場費
資 料 作 成 費	0 円	
資 料 購 入 費	0 円	
人 件 費	0 円	
事 務 所 費	0 円	
合 計	226,730 円	

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

3 残余  
政務活動費の総額-支出の総額 323,270 円

(参考様式1)

(令和 5 年度)

### 費目別一覧表

費目名 広報費

年月日	支出内容	支出額	備考
5. 5. 31	市政報告作成・印刷・配布手数料	15,000 円	
5. 5. 31	市政報告コピー用紙代金	7,920 円	
5. 7. 1	市政報告作成・印刷・配布手数料	15,000 円	
5. 6. 9	市政報告コピー用紙代金	7,920 円	
5. 8. 2	市政報告作成・印刷・配布手数料	15,000 円	
5. 8. 2	市政報告コピー用紙代金	7,920 円	
5. 9. 1	市政報告作成・印刷・配布手数料	15,000 円	
5. 9. 13	市政報告コピー用紙代金	7,920 円	
5. 10. 3	市政報告作成・印刷・配布手数料	15,000 円	
5. 10. 3	市政報告コピー用紙代金	11,880 円	
5. 11. 13	市政報告作成・印刷・配布手数料	15,000 円	
5. 12. 26	市政報告コピー用紙代金	11,880 円	
6. 1. 11	市政報告作成・印刷・配布手数料	15,000 円	
6. 3. 2	市政報告作成・印刷・配布手数料	15,000 円	
6. 3. 20	市政報告作成・印刷・配布手数料	15,000 円	
6. 3. 25	市政報告コピー用紙代金	19,800 円	
. . .		円	
. . .		円	
. . .		円	
. . .		円	
. . .		円	
. . .		円	
. . .		円	
. . .		円	
. . .		円	
. . .		円	
. . .		円	
合 計		210,240 円	

※費目ごとに各支出伝票を整理し、その表紙としてご活用ください。

## 支 出 伝 票

支 出 日	令和5 年 5 月 31 日			
費 目	1 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	15,000 円	
	2 研修費、会議費			
	③ 広報費			4 広聴費
	5 資料作成費			6 資料購入費
	7 人件費			8 事務所費

支 出 内 容	市議会報告「ごきげんいかが」作成・印刷・配布手数料
---------	---------------------------

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)
--------------------------

(参考様式4)

領収書貼付票(費目: )

## 領 収 書

津山市市議会議員

令和 5年 5月31日

末永 弘之 様

¥ 1 5, 0 0 0 円

ただし、令和5年5月市議会報告(ごきげんいかがですか)  
作成・印刷・配布手数料として、上記金額、正に領収しました。

津山市



- ※ 領収書は重ならないよう貼り付けること。
- ※ 感熱紙の領収書はコピーしたものを貼り付け、原本は裏面に貼り付けること。

様式第3号(第4条関係)

# 支 出 伝 票

支 出 日	令和5 年 5 月 31 日			
費 目	1 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	7,920 円	
	2 研修費、会議費			
	③ 広報費			4 広聴費
	5 資料作成費			6 資料購入費
	7 人件費			8 事務所費

支 出 内 容	市議会報告「ごきげんいかが」用紙代金
---------	--------------------

## 領収証

No. **0114**

津山市議会議員本永弘之様

5年 5月 31日

金額 7,920 -

但  上記の用紙代  
 飲食料品等(軽減税率対象) 上記正に領収いたしました

8%(税込・税抜)金額 消費税額等

10%(税込・税抜)金額 消費税額等

現金・カード・( )

※HISAGO#778

岡山県津山市茅町85番地

株式会社ニチエイ事務機販売サービス

TEL 0868-2314527  
FAX 0868-244370

登録番号 T4260002029108





第1302号  
2023年  
5月4日  
連絡先  
TEL22-9072

赤旗読者「ユース」  
末永弘之 便り  
しんぶん「赤旗」とともに  
おとけします

## 「ごきげんいかが」再発刊です、よろしくお願ひします 2016年1月14日～7年と4カ月ぶりに発刊です

2期8年の空白でしたが  
12度目の当選でした  
—四月二三日に行われた市議選  
で議員へ復帰・よろしくお願ひ—



三月二十七日に立候補  
明を行い、四月一六日告  
示の市議選に立候補、二  
十日間の準備でした。完  
全な立ち遅れと言われ、  
大変でしたが、皆さんの  
ご支援でやっとの思いで十二回目の「選  
挙も勝たせていただきました。  
選挙中お約束したこと実施するために  
全力で頑張ります、今後ともよろしくお  
願ひします。

「前回「ごきげん」最後の一面  
上の写真  
は、二〇一  
六年一月十  
四日付けの  
「ごきげん  
いかが」の  
コピーで  
す。これで  
最後として  
いましたが  
今回、いろん  
な理由で、ま  
た市議選に  
に帰って来  
て「ごきげん  
いかが」の再  
発行をとの  
が寄せられ  
ていました。再  
発行です、よ  
ろしくお願ひ  
します。



今回、いろん  
な理由で、ま  
た市議選に  
に帰って来  
て「ごきげん  
いかが」の再  
発行をとの  
が寄せられ  
ていました。再  
発行です、よ  
ろしくお願ひ  
します。

民主的医療機関のご案内です

平福診療所 (028-3858)  
は診療を平日は午前中のみ、  
月・水・金は午後6時まで行  
います。祭日・日曜はお休み  
医療生協組合に加入してご利用下さい。

**歯科医の休日診療のご案内**  
歯科医療センター 22-4021

★日曜・祝祭日・年末年始 9時～15時  
★障害者・高齢者診療もあります。  
『電話して相談して下さい。』

**5月5日 休日当番医のご案内**

内科	外科
布上 内科 (26-1405)	津山中央病院
本度 内科 (22-8715)	(21-8111)
またの内科 (22-475H)	

午後5時～午後10時まで当番医です  
津山中央 (21-8111) 津山中央病院

午後10時～翌朝9時まで当番医です  
津山第一 (28-2211) 津山第一

**5月6日 土曜日 夜間当番医案内**

内科	外科
津山中央 (21-8111)	津山中央病院
津山第一 (28-2211)	津山第一

午後5時～午後10時まで当番医です  
津山中央 (21-8111) 津山中央病院

午後10時～翌朝9時まで当番医です  
津山第一 (28-2211) 津山第一

**5月7日 休日当番医のご案内**

内科	外科
日本原病院 (36-3311)	津山中央病院
中島 病院 (22-8251)	(21-8111)
またの内科 (22-475H)	

午後5時～午後10時まで当番医です  
津山中央 (21-8111) 津山中央病院

午後10時～翌朝9時まで当番医です  
津山中央 (21-8111) 津山中央

地方自治法により  
「座長役」ですが、  
—最年長者の役割とか—



地方自治法百七  
条の規定もあ  
り、いわゆる「慣  
例」ということ  
もあり、当選議  
員の中で、最年  
長者が「臨時議長・座長」  
永弘之で、次の年長者が松本議  
員ということ、正副議長地方  
自治法の役」ということになる  
そうです。年寄りのことにな  
りますが「嫌ですね」と、申し  
ましたがまあ、仕方ないとい  
うところでした。

—当選の翌日から、「座長」とし  
ての打ち合わせが続く—  
当選の翌々日に議会事務局から  
連絡ありで、正副「座長」の顔  
合わせと簡単な打ち合わせ、日  
程の調整など話し合いました。  
その翌日は、現在の正副議長と、  
正副座長と議会事務局との細か  
い打ち合わせ会議、五月一日の  
全議員の顔合わせの順序、手続  
きなどで時間とられました。と  
もかく、正式な議長が決定する  
までの任務ということですね。

二十六日と二十七日が、新  
人議員の事務手続き日  
—本人確認・連絡先など登録  
して、口座の新設など—



議会の「裏の活動」  
みたいなものでし  
ようか、四月末ま  
で、以前の議員  
さんの任期で五月  
一日から「新しい  
議員の活動の始ま  
り」ということです。二十六日と  
二十七日の午前中が、新人議員と  
しての「議会活動における事務手  
続き」の日でした。本人確認、免  
許証のコピー、給与などの振り込  
み手続き、扶養家族の届け出、日  
常的な連絡の取り方とかの続き  
でした。

—五月一日の顔合わせは—  
五月一日が「全議員の顔合わせ会  
です、どの議員が、どの席に座  
るのか、これは、正副議長と、  
正副委員長の席は、事前に決まっ  
ていますが、会議室に入るときに、  
クジを引きます、そのクジに席  
番があり、臨時市議会・正副議長  
など、議事人事を決める日、ま  
だ、そこが、各議員の「座席の  
番号」ということになります。

五月一日から新議会始まり・新議員の「初顔合わせ会」でした。五月十二日臨時市議会の開催へ  
 一かなか強者ぞろいの議員さんのようです！



一面で紹介していますように、私が「臨時議長・座長役」として、新しい議員さんの「初顔合わせ会」が五月一日に行われまして、議会事務局長の開会で、座長を紹介してくれまして、座長のあいさつ、市長のあいさつに続きまして、議員の挨拶でした。新人議員さん、前職議員、そして、元職員各位、修羅場をくぐってこられた各位、さすがに「強者ぞろい」と見受けられました。市議会議員の自己紹介の後、当局側の「課長以上」かな、職員自己紹介、議会事務局職員の自己紹介でした。

臨時市議会の招集手続きへ・議会招集は「市長の権限」ですから、議会から開催の要請を市長に……



地方自治法の規定・開催要請は、四分の一の議員が以前から、？、と思われされる一駒です。議会なのに、議員・議長の名前では議会が招集できないという仕組みになっているんです。従いまして、議員は、法定数(議員定数の四分の一)の議員の連名で、市長に対して「議会を開いてほしい」と要請をすることしかできないんです。何となく、？、と思える地方自治の仕組みの一つです。津山市の場合は、二十五人定数ですから、法定数は少なくとも七人が必要です、そこで……



一年少と年長議員から四人ずつ選んで八人で要請……これも、慣例と言えそうですが、議員の中から年少議員四人(上山はるうみ・白石まこと・三浦ひろく・金田裕久)年長議員四人(末永弘之・松本義孝・河本英敏・岡田康弘)の合計八人で「臨時市議会招集」の手続きを行いました。ということですが、議会事務局が作成した定められた様式のものに署名・捺印するという単純な作業ですが、これを口頭で受けて、市長は二十日以内に議会を招集してはけません。日時を定める権限は、市長にあります。あらかじめ、議会側の希望日時を申し入れたのと提案で、座長(末永弘之)の提案(あらかじめ、事務局で当局とすり合わせをした日時)として「臨時市議会」を五月十二日(金曜日、午前十一時から)という日程で全議員に相談、特に意義もなく決定し、当局からは、招集案内を五月二日に各議員に送付し、十二日午前十一時開会のご案内をします、と言いう説明でした。

各組合議会議員・行政役職委員の作り方説明へ……この後は、津山市を中心とします「広域行政に関する組合議会議員」の選出方法など、さらに、行政審議委員などの選出の流れ、定数とか方法とかの説明がありました。



正副議長など議会構成を定める

臨時市議会は五月十二日(金)に

議長が決まるまでが「臨時議長」の仕事……



議長(臨時議長)の任務は、臨時市議会冒頭で「議長を決めるまで」です。それから、本会議が始まります、すぐ選挙です、それで私の「臨時議長の仕事」は完了で、あとは、普通の議員として頑張ることになります。議員初顔合わせ会では、臨時会の日程を十二日午前十一時と決めた後、十時から全員協議会の開催(議長が決まるまでは議会事務局長の招集)を決めました。

各行政役職とか各種組合議員選出の説明……

そのあと、各行政役職(国保運営協議会委員・都市計画審議会委員・日本原演習場対策委員など約二十五人)各広域組合議員(衛生処理組合・事務組合・消防組合・久米老人ホーム組合・勝田老人福祉組合・資源循環施設組合)などの選出についての説明、議会運営委員会について、等議会内部の「あり方の説明」が行われ、記念写真などが撮られて「議員初顔合わせ会」は終了でした。

子育て所帯への生活支援支給五万円・

非課税所帯へ市長先決処分報告

本日に国の制度そのまま「本当によいのか」……臨時会では、当局の提案する議案が一つ用意されています。て、「子育て世帯生活支援特別給付金」(五万円)について、議会の議決をもらう時間がなかったということで「市長が専決処分」(議会の議決無しで市長が決めて、後で報告・承認をもらうという行為)したことの協議となります。支援金支給は「国の制度そのまま」になっていますから、市独自策などを求めたいものです。(以下次号へ続く)



第1303号  
2023年  
5月11日  
連絡先  
TEL22-9072

赤旗読者「ユース  
末永弘之 便り  
しんぶん「赤旗」とともに  
おどろおどろ

## 明日・12日が議会構成などを定める臨時市議会です かつては「衆楽座サル芝居」と称されていたごたごた劇

### 臨時議長の役割は

議長選挙で終わります  
議長が誕生したら、あとは、  
議長の手腕で議事は進行です



どこまで「衆楽座さる芝居」が出来上がっているのかは不明のままですが、明日十二日（金）が正副議長など市議会の内部、役員づくりの臨時市議会です。最年長ということで、議長が誕生するまでが、私末永の「臨時議長」の役目です。八日に届けられました、会派は、左記のようになっています。

### 八日に「会派届け出」でした

市議会初顔合わせ会で報告、確認をしました。五月八日のお昼までに「会派の届け出を終了」としていましたが、出そろいませんので紹介しておきます。

- ★市民が第一 河村・秋久・河本・近藤・政岡大介・丸尾
- ★改革 中島・上山・勝浦
- ★公明党 原・広谷・ほかぞの
- ★ツヤマノチカラ 三浦・白石・田口
- ★未来 政岡哲弘・高橋・寺阪
- ★市政会 松本・岡田
- ★市民与党津山 津本・金田
- ★津山自由民主倶楽部 吉田・森岡
- ★無党派（日本共産党） 末永弘之

### 日本共産党は一人会派

日本共産党は、私だけの一人会派です。課題によれば、他の会派と「同歩調をとる」場合もあると思いますが、今回は、議長も、副議長も、私は、私が「最適任者」と判断をしまして、私に一票を入れる予定です。他の人と「組むか」というお誘いもありますから、明日の投票直前に変化が起こるかもしれません、今のところ一人は一人、頑張りようの気持ちです。よろしくご理解ください。



津山市議会の場合、議員一人に一部屋ということにはなりません。会派の人数によりまして、順次「部屋」が割り当てられていくという仕組みです。今までは二人でしたから、二人部屋が割り当てられていたわけですが、一人部屋はありません。私以外の「一人」のひとと会い部屋とか、他の会派の部屋に「居候」をさせてもらうか、どうなりますかですね。まあ、どこかに決めてくれるとは思いますが、市民との「相談室」にもなりますから。

### 常任委員会の希望は、

総務・文教を第一志望です  
津山市議会は、①総務文教・②厚生③産業④建設水道の四つの常任委員会がありまして、全ての議員が「いずれかの委員会」に所属することになっています。二つは参加できません。私は、今回は、総務文教委員会へ行きたいと思っています。

### 市議会活性化委員会か 議会だより編集委員会か、 今の時期「活性化」かな

前回の議会から、「残す」ときめてある「特別委員会」がありまして、一人の議員が「二つ」は希望する、確実に入れるかどうか、？、でありまして「希望を出す」ということになりました。今回は、それでも「市議会活性化かな」との思いです。「議会だより」も実は、私が現職の時に提案してできた委員会です。初代の編集委員長役を務めたこともあり、懐かしい委員会なんです。どうするかという迷いの中ですが、市議会活性化委員会へと希望です。



### 民主的医療機関のご案内です

平福診療所 (TEL28-3858)  
は診療を平日は午前中のみ、  
月・水・金は午後6時まで行  
います。祭日・日曜はお休みです。  
医療生協組合に加入してご利用下さい。

歯科医の休日診療のご案内  
歯科医療センター 22-4021  
★日曜・祝祭日・年末年始 9時～15時  
★障害者・高齢者診療もあります。  
まず電話して相談して下さい。

### 5月14日 休日当番医のご案内

内科	外科
中島 病院 (22-8251)	津山中央病院
ふくはら小児科 (23-6331)	(21-8111)
平井 クリ (42-3131)	
午後5時～午後10時まで当番医です	
津山中央 (21-8111)	津山中央病院

### 8日からコロナ対策は5類へ

約3年になりますか、コロナという厄介な「病気が起こり、市民の皆さんの暮らしが「大きく変化」してしまい、

大変な時代でしたが、政府は、5月8日から「コロナもインフルエンザと同様の扱いにする」と決めました。市民的には「本当にインフルエンザのような対応でいいのかな？」という不安はありますが、専門家ではありません、それと、窮屈な暮らしから解放されたいという願望もありまして、「やれやれ」という気持ちにもなります。でも、今後とも色々和気を付けましょうですね。

**子育て所帯への生活支援支給五万円・  
非課税所帯へ市長先決処分の報告続き**

右の図表が、国の今回の措置に対する指導指針の概要です。四月の始めに国から方針が示されて、臨時市議会を直ちにしました市も県内では九市あります。六市は「市長先決処分」の市です。しかし、津山市では、この国の指針を受けて、「可能な限り早く支給をしたい」という考えから、議会を開催することなく、市長が「専決処分」をしたということのようです。

- 食費等の物価高騰に直面し、低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金。
- 1 支給対象者 ① 児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）  
② ①以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯
  - (\*) (その他低所得の子育て世帯)  
※②の対象となる児童の範囲は①と同じ（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満））
  - (2) 給付額 児童一人当たり一律5万円
  - (3) 実施主体 ① 低所得のひとり親世帯：都道府県、市（特別区を含む）及び福祉事務所設置町村 ② その他低所得の子育て世帯
  - (4) 費用 全額国庫負担（10/10）
- ※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担  
・予算額 1,551億円（事業費1,485億円、事務費66億円）  
・スケジュール ① 低所得のひとり親世帯：令和5年3月分の児童扶養手当受給者について、可能な限り速やかに支給（申請不要）

★国の指針の紹介ですが、ざっとした制度解説と厚めてください、この「速やかな支給」の指針により「市長専決処分」としたわけだと思えます。

右の図表が、国の今回の措置に対する指導指針の概要です。四月の始めに国から方針が示されて、臨時市議会を直ちにしました市も県内では九市あります。六市は「市長先決処分」の市です。しかし、津山市では、この国の指針を受けて、「可能な限り早く支給をしたい」という考えから、議会を開催することなく、市長が「専決処分」をしたということのようです。



そこで、先決処分を「認めるかどうか」の市議会において、予算・支援する内容もさることながら、本当に「臨時市議会を開催する余裕がなかったのか」という点は明らかにすべきだと考えます。

仮に「市議会が改選直前・選挙直前だったから」が理由だとすれば、では、市議会は、何のためにあるのか、改めて問われることとなります。何か事が起こった時に「議会が空白では困る」ということで、議員の任期と任期の間に「空白が生じない」ように、選挙は、任期切れの「前」に選挙して、空白の時間なくして「議会は引き継がれる」となっています。これが「地方自治の役割」です。したがって、選挙が近いから臨時市議会は開催できないとの考えだとすれば、大きな「勘違い・間違い」がそこにあるといわなくてはなりません。

議会を大切に、議会の機能を守る、というのでなく、市議会議員個々を大事にする、ということになっているのではないかなと思えます。「選挙前だから、もっともらしい」感じがしますが、やはり、「どこかが、おかしい政治のあり様」ではないでしょうか。

**市として「上乗せ措置」が、必用ではないのか？**



もう一つ、専決処分議案の論議ですが、国の指針だけでよかったのか、市が独自の「国の制度に上乗せ措置」でもすべきではないのか、ということが問題としては「ある」と思えます。

今回の市議選におきましても「子育ての充実」「少子化対策」「若者定住」「未来への希望」などを掲げた政策多しですから、せめて、「所得制限をなくせ」とか「支援金の上乗せ措置」とかを求めるべきだと思いますが、。

**安心して子どもを産み育てられる多世代共生社会を本気で実現させるのであれば「上乗せ措置を」**

このスローガンは、谷口市長の二期目への市長選の「新八策」の一つです。子育てを、未来を、本気で考え、公約したのであれば、この際に「やるべき」と思えますね。

**座長の任務が「終わり」ですが、座長の挨拶紹介**

既に「いきげん」で紹介済みですが、五月二日に「新しい市議会議員の初顔合わせ会」で、年長議員として座長につきましたが、その際に述べた「座長の挨拶」を紹介しておきます。

★本日の「初顔合わせ会」のご案内をしました「世話人」を代表いたしました。一言「あいさつ」を申し上げます。

さて、私どもは、去る四月二三日に行われました「津山市議会議員選挙」におきまして、津山市議会議員として、市政に参画することとなり

**お互いが自治法を学び「議会とは何か」を論議し、**

**活力ある論議を行い、研さんの努力を**

これより四年間、津山市政発展のために、お互いが、地方自治法を学び、議会運営法を身につけ、「議会とは何か」を論議し、活力ある論議を行い、ともに研さんしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

地方自治法一〇七条の規定により、最年長議員が、「臨時議長を務める」とされており、しかも「本人の承諾も必要はなく、断ることもできない」という、妙な定めにより、臨時市議会が「正式に開会」されますと、私が、臨時議長役、松本議員が臨時副議長役となる関係上、「初顔合わせ会」の座長役を務め、松本議員が副座長役を務めることになりました。正式な議長が決まるまで、各種会議でのご協力をよろしくお願います。

つきましては、本日は、お手元の協議資料にもございますように、議会構成のための「臨時会」の開催請求等を含め、いろいろと、ご協議いただくことがございますので、ご協力をよろしくお願ひ申し上げ、簡単ではございますが、世話人の「あいさつ」させていただきます。



第1304号  
2023年  
5月18日  
連絡先  
TEL22-9072

赤旗読者コース  
末永弘之 便り  
しんぶん「赤旗」ととも  
おどけます

## 第53代議長に中島完一・第57代副議長に田口浩一 臨時議長の任務が完了しまして、普通の活動へです



臨時市議会が終わりました

臨時市議会の開催日、十二日の午前九時半から「会派」代表者会議、十時から全員協議会、そして、十一時十五分から市議会本会議と目まぐるしく動いた市議会でした。全員協議会で、議長候補者が挨拶なんですが、少し調整が必要との声が出されまして、少し時間がすれ込むということがあります。まあ、粛々と表面は過ぎました。

### 臨時議長によりいくつかの決議を行い議長選挙へ



本会議で、私が臨時議長、市民憲章の朗読、①各議員の議席の決定、②会議録署名議員の氏名、③本会議の会期日程、そして、議長選挙に入ります。事前に投票と決めていましたから、立候補した、中島議員、秋久議員のいずれかに投票ということになりました。結果は、中島議員十六票、秋久議員九票でした。私は「野党共闘」という意味も考えまして、秋久議員に一票を入れました。



議長の下で副議長選挙

議長が決まりましたら、私は普通の議員として、十三番席へ着席しまして、その後、副議長選挙でした。田口議員が十四票で、金田議員が九票で、白票が一人（議長グループから一人が抜けた）ということでした。

### 正副議長選挙と会派の関係

正確なグループ構成は公開されていませんが得票の結果からみてみますと、

- ★改革 中島・上山・勝浦
- ★公明党 原・広谷・ほかぞの
- ★ツヤマノチカラ 三浦・白石・田口
- ★未来政岡哲弘・高橋・寺阪
- ★津山自由民主倶楽部 吉田・森岡
- ★市政会 松本・岡田

ひとつのグループと言えます。そして、

- ★市民が第一 河村・秋久・河本・近藤・政岡大介・丸尾
- ★市民与党津山 津本・金田
- ★無党派（日本共産党）末永弘之

議長が決まりましたら、私は普通の議員として、十三番席へ着席しまして、その後、副議長選挙でした。田口議員が十四票で、金田議員が九票で、白票が一人（議長グループから一人が抜けた）ということでした。



かなり「無茶な多数派閣」を組んだ人たちの手法かな

全ての議員の配置・正副委員長の紹介は出来ませんが、夜の八時前頃に、すべての「組閣」が終わりました。結果として、かなり無茶な・独裁的な手法が目につくという感じですね。

自分たちの言うこと、することは全てが正しい。津山市議会には、一心「正副議長選挙、各委員会の正副委員長をつくるのに「規定」を持つています。これに対して、若手の今回の多数派グループから「正副委員長になるために三期と二期の経験が必要」という規定は、考え直してほしい」との意見が出されましたが、「今回の臨時会では、規定の通りにする」ということになりました。しかし、このことは完全に無視した結果となりました。「変えてほしい」と言いました。だから、関係ない」とでもいう実践です。改革をとる、新しい議員さんらのやり方ですが、ただ、あきれ返るだけの頭の中でした。そんなのが「新しい議会改革」というのでしょかね、規定を変えてから行うべしと思えます。

民主的医療機関のご案内です  
平福診療所 (TEL28-3858) は平日は朝九時から12時まで診察を行います。ただし、月・水・金は、午後四時半から六時まで夜間診も行います。医療生協組合に加入してご利用下さい。  
歯科医の休日診療のご案内  
歯科医療センター 22-4021  
★日曜・祝祭日・年末年始 9時～15時  
★障害者・高齢者診療もあります。まず電話して相談して下さい。

5月21日 休日当番医の案内	
内科	外科
日本原病院 (36-3311)	津山第一病院 (28-111)
中西 クリ (27-7200)	
午後5時～午後10時まで当番医です	
津山中央 (31-8111)	津山中央病院

5類感染症とは、どんな病気か  
5類感染症とは、国が発行する調査を行ない、必要な情報を国民や医療関係者に提供、公開していくことで発生・拡大を防止すべきものとしてみなされる感染症のことです。主なものとしては、インフルエンザや風しん、麻疹、感染性胃腸炎、水痘、破傷風、梅毒、HIVなどが挙げられます。よく知られている例では、年末年始のインフルエンザに関する流行情報・時期や、インフルエンザウイルスの種類などのニュースがそれに当たります。

# 古きを無視・捨て去り、「新しさ」を求める改革、若手グループの改革論は何だろろう？



初当選者、そして、二期目、三期目くらいまでが「新しい」と評される議員さんらだと思えますが、この「三つのグループ」は私のまったく知らない人たちです。五月一日から「わずか二十日」程度のお付き合いですが、どう表現したら良いのでしょうか、「意味の分からない」改革論を振りかざして追ってきますね、その点では、「驚き」の連続の座席からの眺めでした。一つの例ですが、

## 議会改革調査特別委員会の正副委員長選挙から

座長↓委員会の正副委員長選出ですが、二人合わせて話し合いで決定というわけにはいきませんか。

〇〇↓正副委員長とも、別々に、指名推薦方式でお願いします。座長↓それは、指名推薦方式で行います、どなたを・・・

ベテランM議員↓M議員(若手の方)の人を推薦します。座長↓ほかにはありませんか・・・私はM議員には反対です。なぜかと言いますと、前議会の「議会改革委員会の委員長」として「委員会を次期に引き継いで継続してもらいたい」とおねがいの立場で、前の議員さん全員で「了解」となり、今回、私たちの議会に引き継がれ、議会事務局が、其の決定をうけて「委員会存続」の事務作業をして、座長↓私に経過を説明してくれ、そのことを、新しい議会に座長として提案した時から、M議員から、「待ったがかかり、委員会の名前を変えてほしい」との旨提案でした。私は、座長として「前議会からの決定事項の実践ですから、今臨時時は、提案通りに行く以外にない」との旨を話し、協議してそれなりに了解をもらったはずですが、M議員さんは、その後も、ことあるごとに、おなじ提案をされ続けられましたからね・・・

「自治法でいう「付帯決議」すらわかっていないのかな?」そんな無茶なことは許されせん。仮に、M議員が、前議会の委員長報告で「継続して委員会を残す」ということに合わせて、付帯決議として「名称は変更することを検討する」とされておれば、Mさんの勝ちです。こうした事態の在り方を理解されていない人が委員長に座るべきではないからです。私は、K議員さんを推薦します。

と述べて、選挙の結果は、M議員が五票でK議員が四票なり、M議員が委員長に収まりました。

Mさんの提案、決定、それを座長として「新しい議会に提案」して、なんで、Mさんに「あれこれ」と言われ

なくてはいけなののか「不思議なことでした

こんな「やり方、考え、思考」が、若い力で「議会の改革だ」として許されるとすれば、?、ですよね・・・

一体、若さとはなにか、改革とは何か、自分が思うようにすることなのか、という妙な錯覚をおぼえる事でした。

## 委員長報告へ付帯決議・要望が付される場合は

★自治法の『逐条解説』委員長報告に要望が付されることがある。(注)委員長報告の要望の取扱について

①委員長報告に要望を付す場合は、委員会の総意とするのが例である。

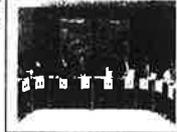
②委員長報告に要望を付すことが委員会の賛成多数で可決された場合、当該要望内容は当該賛成議員により附帯決議に関する議案を提出するのが例である。

③委員長報告に要望が付された議案については、本会議において要望を口頭で付し採決するのが例である。

④委員会審査の過程から提出された附帯決議は、本会議において当該議案の採決に引き続き採決するのが例である。

⑤委員会審査の過程から附帯決議が提出される場合、当該議案に対する委員長報告は、他の付託議案等に先立ち別に行うのが例である。とされています。

法ですから「付帯決議がない」という場合は「何にもない」わけです。「行った場合のみ」の指針があるだけです。



したがって「付帯決議を行って、議して、最終的には本会議で決めることができる」というのが、付帯決議のもつ重みであり、「無い場合は、できない」と解することになります。付帯決議、今回の場合は「委員会が継続するが、委員会の名称は変更を論議する」という意味の付帯決議を行わなくては、いけなかったということですね。

## 「SNS人間」の危険な実態を専門家が指摘

最近国政の中でも、SNS人間と言われる政治家の事が話題となり専門家からも危険性が叫ばれています。私↓末永もSNS障害かもしれないと危惧しながら、

※ソーシャルメディア自己陶酔症を発症する人が急増している。米心理学雑誌「サイコロジ・トゥデイ」がまとめた調査結果の概要を以下紹介します。

自己陶酔症の人たちの姿が最も頻繁に見受けられるのは、ソーシャルメディアの世界だ。ナルシスト的な行動は健康的ではないし、あなたを幸せにするものでもない。発症している自覚があるなら、対策を講じることが重要だ。ただし、実際に自分が発症しているかどうかを見極めるのは必ずしも簡単ではない。自分に該当する点があるかどうか、チェックしてみてほしい。

## 自己陶酔症が危険な理由

ナルシズムは、その他の人格障害とは異なるからだ。周囲に不快感を与えるが、実質的な害を及ぼすことはない。ただ、私生活でも仕事の上でも、ナルシズムは人との関係構築を難しくする。人間関係が築けない人に成長はなかなか望めない。その点で、自己陶酔症は非常に危険だといえる。

ざっと、こんな調子で「SNS障害」について論じられています。次号も「継続」の予定です。



## SNS人間、軽い受け入れに心が躍るか



(前号からの続き) SNSが飛躍的な進歩を遂げ、人と人がつながる可能性は一気に広がった。それと同時にわれわれはコミュニケーションの困難を抱えるようにもなった。SNSの進化とわれわれの人間関係のあり方がどのように影響を及ぼし合っているのか、現代は、相手を傷つけたら傷つけられたりするリスクを回避するような表面的な人間関係が求められる。このような「無難な」人間関係にはメリットとデメリットがあり、SNSはこの「無難な」人間関係のデメリットを最小化してくれるのである。SNSの人間関係のネガティブな面は、強いつながりではないために、何度も繰り返し承認を得なければならぬ点である。「いいね」機能はそれを補完してくれるもので、いわば「軽い」承認を交換することでお互いを認めあうことができる。さらにSNSの「軽い」承認は、多様化した現在の人間関係にも影響を与えている。われわれが認めている「多様性」は、お互いが深く理解し合った上で達成されたものではなく、あくまで軽い気持ちで受け入れる、相手のことも認めるという程度のものである。「自分が認められた」と心が踊る現象だと言われています。

### 「いいね」機能が、自己陶醉型に陥るゆえん



特にSNSの「いいね」機能は不思議な魔力を持っている。わたしには、月に数人しか「いいね」は送られてこないが、多い人は1日で百人前後あると言われます。そんな人は、「すごいです。自分が描いた事柄、考えに「世界中の人が「いいね」とほめてくれる」という錯覚が起こるといわれています。気持ちがいわけですね。しかし、実態は、何となく指を少しだけ動かして「いいね」をポンと押すだけの事なんです。深く話し合ったり、議論したりは、全くなし。「話し合い、議論」などは全く必要としない訳なんです。そこに、落とし穴があり、「自己陶醉型の障害者」になる危険性ははらんでいるということではないでしょうか。お互いに、この「病」に気が付いて、生の声で議論して、人の意見にも耳を傾けるといことを身に付けなくてはいいということですよ。

「いいね」機能では、こんな注意も叫ばれているようですよ！

インターネット、SNSなど、目にするものすべてに「いいね！をつけている人から Instagram」の投稿にダブルタップしてもらっても、なんの意味もない。そんな人にはならないでほしい、と言われているのですが、「いいね」をもらって、その気になってしまえば、まさに、自己陶醉型人間になってしまいます。

私自身の事でもありそうです。こんなことを基礎として「議会改革だ」とか「新しいミライをつくる」だとか称しても、目先だけのこと、政治の「根本」を変化させることなどできないでしょう。まさに、新しさだけが「売り物」で、内容のない薄っぺらい議論にもならないということではないでしょうか。

## 新しさを、消えてしまったのかな、議会構成に 関する申し合わせ事項は、何のためにあるのか？



五月十二日の臨時市議会で「議長が決まるまで」は私「末永が「議長・臨時議長役」でした。正副議長とか、各種委員会の正副委員長の決定とか、その「あり方」について、津山市議会には、二〇〇九年につくられた「議会構成に関する申し合わせ事項」というものがあります。臨時議会直前の十一日の「全員協議会」では、議事事務局職員が「全文を朗読・説明」をしまして、特に意義もなく決定された案件でした。

役員選考委員会で「何を論議したか」は不明ですが、結果は、「申し合わせ事項」とは全く違う方向性でした。

申し合わせ事項は「話し合いで決める」というのを基本としていますが、初めから「選挙・投票」でした。そして、常任委員会の正副委員長は「会派の構成人数による「比例配分方式とする」とし、各会派からの希望を募ることとしています。ところが、この比例配分は全く無視、論議した様子も見えませんでした。ただ、議員各位の「委員会所属の希望」をとり、それをもとにして、各議員の委員会所属を決めて、これも、委員会を招集して、いきなり「委員長の互選・指名推薦・選挙投票」という流れをつくってしまいました。



会派人数による「比例配分方式」は、多数の横暴を許さな「多数派の市政私物化」の異名を無くし民主化への道ですが

私が議長をいたしました「総務文教委員会」では、それでも、思いまして、「選挙とかでなくて、正副委員長を同時に話し合いで決めることはできませんか」と問いかけましたが、「指名推薦」の一点張り、どうにもなりませんから、指名してもらい、複数になり、選挙という結果でした。

市議会で「多数派を作る」ことに成功しましたら、役職の独占というのは、さすが、今の時代です。「避ける」様ですが、自分たちの「思うようにする」という多数・数の横暴は変わりませんね、こんな「やり方」が、「新しさだ、改革だ」としたら、私は、とんでもないことだと思えて仕方ありません。半世紀前から、市民の猛烈な「批判の対象」となった「多数派による市政の私物化」の再現でしかありません。津山の政治は、やはり「どこかが、何かがおかしい」と言わなくてははいけませんね。

様式第3号(第4条関係)

## 支 出 伝 票

支 出 日	令和5 年 7 月 1 日		
費 目	1 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	15,000 円
	2 研修費、会議費		
	③ 広報費            4 広聴費		
	5 資料作成費        6 資料購入費		
	7 人件費            8 事務所費		

支 出 内 容	市議会報告「ごきげんいかが」作成・印刷・配布手数料
---------	---------------------------

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)

# 領 収 書

津山市議会議員

末永 弘之 様

令和5年7月1日

¥15,000円

ただし、令和5年6月市議会報告（ごきげんいかがですか）

作成・印刷・配布手数料として、上記金額を領収しました。

津山市



様式第3号(第4条関係)

# 支 出 伝 票

支 出 日	令和5 年 6 月 9 日		
費 目	1 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	7,920 円
	2 研修費、会議費		
	③ 広報費            4 広聴費		
	5 資料作成費        6 資料購入費		
	7 人件費            8 事務所費		

支 出 内 容	市議会報告ごきげんいかが・市議会報告会案内などコピー用紙代金
---------	--------------------------------

## 領収証

No. **0115**

津山市議会議員永弘之様

5 年 6 月 9 日

金額	47,920	-
----	--------	---

但  消費税代  飲食料品等(軽減税率対象) 上記正に領収いたしました

8%(税込・税抜)金額	消費税額等
10%(税込・税抜)金額	消費税額等
現金・カード・( )	

HISAO #778

岡山県津山市茅町85番地  
株式会社ニチエイ事務機販売サービス  
TEL 0868-234527  
FAX 0868-243370  
登録番号 T426002029108







第1306号  
2023年  
6月1日  
連絡先  
TEL22-9072

赤旗読者ニュース  
末永弘之 便り  
しんぶん「赤旗」とともに  
おしゃべりします

## 5月臨時市議会で「市長専決議案」に質問をしました ～当局と市議会の「正常な関係」を求める質問でした～

国の「一人五万円の子育て世帯支援事業」の専決です



給付金に反対するものではないが、「本当に、本会議を開催する余裕がなかったのか」ということです。市長専決処分は、むやみ、やたらと

して良いものではなく、「議案を開くことができない時」と「限定されている」わけで、この点をどう決断して専決処分「やむをえなし」とされたのか理由をお聞かせください。

答弁「国が給付金を可能な限り5月末日までに支給するよう通知があり低所得者の子育て世帯の方々を1日でも早く支援するため、総合的に勘案し四月二四日に専決処分を行った。

質問への答弁になっていない



再質問「質問した」とへの答弁になっていません。私は、国の通達の内容など聞いてはいませんが、「市長専決とは、何か、本当に臨時議会でも開く余裕がなかったのか」と聞いています。

と再度問いましたが、部長が同じ趣旨の答弁を繰り返していました。質問「全く答弁になっていません、一体、私は、何を質問したと思っているのですか、「国の対応について、市はどう



思っているのですか、「質問した課題に似たようなことを答えれば、議員は、それで、納得する」でも思っていますか。

何故、臨時市議会を開催しないのか、議会の権利を奪うような質問なぜ、臨時市議会を開いて、議決してもらうという、本来の姿、あり方を「真剣に考えないのか」です。選挙であっても、必用な場合は、議会優先でしょう、さも、議員さんに「気を使っている」ようには見えませんが、そこが、おかしい。地方

議会は、地方公共団体の意思を決定する機関なので、市議会本来の「任務」を、当局が、初めから「捨ててしまうような措置」をとってどうするんですか、議会の権限を当局が「初めから奪って」どうなるんですか、

「おかしな政治だ」と言われるのは質問「そうしないから、なにかが「おかしな政治だ」と言われるではありませんか。議会に気を使っているように見えて、実は「議会の真の在り方、議会の機能と役割」「任務」を放棄してしまう措置を当局が選択してそんなことで、首長部局の責任が保たれると思っ

ていますか。市長専決という、特別な「首長権限」と、市議会の在りよう、議員の役割とか、議員の仕事とは、何か、という関係ですが市長もご承知のように、

★地方議会は、地方公共団体の意思を決定する機能を持つている、これを、合わせて、執行機関を監視する機能を担うものとして、住民から直接選挙された長（執行機関）と相互にけん制し合うことにより、地方自治の適切な運営を実現することとされています。

民主的医療機関のご案内です  
平福診療所 (Tel28-3858) は  
平日は朝9時から12時まで  
診察を行います。ただし、月  
・水・金は、夜間診察として午後4時半  
から6時まで行います。ただし、5月2  
9日から6月3日までは午前のみです。  
医療生協組合に加入してご利用下さい。

歯科医の休日診療のご案内  
歯科医療センター 22-4021

7日曜・祝祭日・年末年始 9時～15時  
★障害者・高齢者診療もあります。  
まず電話して相談して下さい。

6月4日 休日当番医のご案内

内科	外科
中島 病院 (36-3311)	津山第一病院 (28-2211)
薄元 医院 (27-7200)	

午後5時～午後10時まで当番医です  
津山中央 (21-8111) 津山中央病院

7月8日(土)午後「美作水平社

創立百年記念集会」です



美作水平社を当時の津山町・鶴山館で創立して百年になります。津山ネットと百周年実行委員会としまして、7月8日(土)午後1時30分から「津山総合福祉会館」で「100周年記念式典と集会」を予定しています。今から、日程などに組み入れて、ご参加をお願いするものです。

# 津山市独自に「支援の充実」をすべき



質問→専決された「事業の内容」についてですが、今回は、まったく「国の示したことだけの支給事業」となっており、財源内訳も、国庫からの「特定財源」のみで構成されていますが、何で、単独市費の持ち出しを加えた「予算」にならなかつたのでしょうか、市独自の取組としては、令和四年度三月補正予算において、「子育て世帯物価高騰対策生活応援金給付事業」として、一八歳（高校生）までの児童を養育しているすべての方（所得制限なし）に、児童一人につき一万円の給付を予定していたのですが、津山市独自の事業は予算を令和五年度に繰り越し、現在支給の準備をしていると聞いていますが、せめて、この一万円だけでも、国の制度に合わせて支給すべきではないですか、どのように思われますか、お聞きします。

答弁→「子育て世帯物価高騰対策生活応援金給付事業」は、本市独自の取組によるもので、国が行う、低所得の子育て世帯に対する「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業」とは、対象者や申請書類も異なるため、別々に事務を進める必要があります。また、国の事業においては、児童扶養手当受給者など申請不要な方については、可能な限り5月末までに支給するよう通知も発出されているため、優先的に準備を進めているところで、市事業につきましては、6月中には支給できるよう準備を進めてまいりますので、ご理解いただきたく思います。

## 国に先んじて市は支援するのではなかったのか



質問→質問の趣旨と少しずれています。市独自の三月補正で決まった予算は、別、それは、それですが、この予算も決めただけで執行していない段階で、う。この点では、どこもなく、要だとしていますが、どう思いますか。

答弁→今回の国の給付金に、上乗せ措置は考えておりませんので、ご理解いただきたいと思えます。質問→どうも、理解できないと申しておきます。市長は、三月議会施政方針で「国の新たな方針を待つまでもなく、市独自の対策を講じ、安心して出産、子育てができる環境の整備を速やかに、また、強力にすすめてまいります」と述べています。最低でも、「国の制度の所得制限をなくする」とことなど、実施すべきではありませんか、市長の考えをお聞きします。

答弁→国の給付金については、上乗せ措置等は考えていません。質問→ですから、「施政方針」で述べたことに反しているのではないかと指摘しておきます。市長と議員の仕事とは、何か、お聞きしますが、「地方議会」は、地方公共団体の意思を決定する機能を持ち、執行機関を監視する機能を担うとされ、「執行機関」と相互にけん制し合うことにより、地方自治の適切な運営を実現することとされています。この点で言いますと、すなわち「予算、提案されたものを議決する」という作用は、間違いなくこなしていますが、もう一つの任務、「当局のチェック機能を果たして、相互にけん制し合う」という任務ができていないと、私は思っています。

単に、若いから、新人だから、改革と言ったから、未だだから、政治が「変わる」ものではない！



これは、新人だから、政治が変わる、とか、若いからよい、とか、改革と言ったら改革できる、ミライと名付けたら未来が開ける、とかいうものでもなく、市長派だからとか、反市長派だからとか、男とか女とか、そんなこととは、関係のない、議員とは何かを皆が深刻に考え、身につけ、奮闘を一致させる、ここに、議員の活動の根をしっかりと下すことにあると思います。津山の政治には、ここが、無い、ですから、おかしい、市民から「議員は不必要」と言われたり、「議員定数を減らしても、減らしても減らせを求めない、さらに、政治への不信が増え続ける、選挙の投票率は、下がらないでほしいのか。

## 市長専決処分について、岡山県では九市が

「臨時市議会」を開いて論議して決定しています

岡山県では九市が「臨時市議会」を開いて論議して議決しています。津山の政治は、何かが、どこかが、おかしくて、何が、欠けている、のではないかと指摘はさせてもらいます。市長専決議案の扱い一つ見ましても、「選挙があるから、専決した」という姿が、当局の側も、議員の側も、普通で、自然のように扱って、何ともなく、認めてしまおう、という政治の在り方が、どこかおかしい政治の原因ではないでしょうか。

当局と、市議会の関係、政治の問題でも、議員が市政をチェックする役割の欠如、投票率の低下に次ぐ、低下、政治不信、議会不要論にまでつながる、議員が多すぎるという意見、今回の、話が、少し、飛躍と思われるかもしれませんが、津山市政の半世紀の投票率などの歴史、

※私が、が初めて当選したS四六年、新人が九人当選、其の時の投票率は八九、〇三%でした。

※S五〇年投票率は八八、三三%新人の当選者数8名

※S五四年投票率は八八、三五%新人の当選者数、6名

※S五八年の投票率は、八八、八九%

※平成三年の投票率が、六二、九三%でした。

※四年前（H二一年）の投票率は、五三、七一%で新人六人

※今年が、五〇、一四%、新人五人です。

新人議員は、いつも、数人はおられ、文字通り「新しさ」でしたら、新しい政治ができるはずですが。若い人も、常に、何かはおられる、もちろん、高齢者もおられる。女性という点では、近年になつての誕生というべきでしょうが、色々ありまして、政治への関心という点で、市民の理解を得ることは難しい。「市長専決処分」の議会での扱いの在り方、論議の在り方、とかを通じても幾つか原因が見える感じがします。〔以下、次号へ続きます（注）この質疑の様子、質問原稿と答弁メモをもとにして作成していますから、正式な会議録ではありません。正式な会議録は近く議会が作成します。津山市議会ホームページの会議録画面中継を検索ください〕



第1307号  
2023年  
6月8日  
連絡先  
TEL22-9072

赤旗読者「ユニス  
末永弘之 便り  
しんぶん「赤旗」とともに  
おとどけします

## 5日に議運→6月定例市議会は6月12日(月)に開会 ～19日(月)から23日(金)まで一般質問です～

### 議運へは参加するだけ



六月定例市議会へ向けて五日に「議会運営委員会」が行われました。津山市議会は、三人の会派が「代表者」を正式に送ることとなり、二人会派は「オプザーバー」とされ、一人会派は「まあい参加はしてみてもいい」という程度の立場のようです。いずれも「委員外委員」として会議の案内はありますが、とりあえず、最初ですから、様子をみたいということもありまして参加して見ました。

### 全ての討論資料はタブレットへ



参加してみまして、まず「驚いた」のは、議運の進行表はありますが、資料は「別紙」となっていて、全部タブレットにあるという仕組みなんです。会議がある場所に、いつも、タブレットを持参しないと「わからない」ということなんです。これが市議会の近代化のなせる業かな？新しさんですね、なんとなく「おかしい」という感覚は消えませんが、最初が「各議員の本会議場の議席番号」についての決定、そして「定例市議会の日程について」でしたが、六月十二日(月)から七月四日(火)までの二十三日間が決まりました。

### 日程の提案のあり様と タブレット利用の様子



「6月定例会議会運営予定等」について、議題の提案は、議長の、楽なもので、与えられた原稿を丁寧に読んで、「日程については議会事務局に説明させます」と述べて、そして、事務局が「タブレットに配信してまいります」に、六月十二日に開催して「(中略)七月四日(火)が最終日です」という感じの提案です。いわゆる「紙・ペーパーの印刷物はありません」。



議員の質問は、三十分で三件以内の質問要領です

質問は、一人の議員の質問時間は三十分で、質問案件は三件以内です、個々は、昔から変化していません。二十数年前から「二問一答方式」も取り入れられ、持ち時間内で再質問は自由となり、総括質問は、再質問は三回までとなりましたが、これも、変化していませんでした。私は、一問一答方式を選択する予定です。

### 本日は、議案質疑は一日か

### 二日の集中質問がほしい

当局提案の「議案」に対する質問と一般質問を合わせた質問ではなく、別々に質問するというのが、本日は、やりやすいし、とは思いますが、昔からの方法ですね、他の都市では「別々」というところも話には聞きますが、実態は、よくわかりませんが、

### 十九日(月)の一番目、 午前十時から質問をと、

通告し、お願いの予定です、傍聴をよろしくお願いします。

民主的医療機関のご案内です

平福診療所 (028-3858) は  
平日は朝9時から12時まで  
診察を行います。ただし、月  
・水・金は、夜間診察として午後4時半  
から6時まで行います。  
医療生協組合に加入してご利用下さい。

**歯科医の休日診療の案内**  
歯科医療センター 22-4021

★日曜・祝祭日・年末年始 9時～15時  
★障害者・高齢者診療もあります。  
まず電話して相談して下さい。

**6月11日 休日当番医の案内**

内科	外科
日本原病院 (36-3311)	津山第一病院 (28-2211)
衣笠 内科 (22-7811)	
只友 委員 (42-2043)	

午後5時～午後10時まで当番医です  
津山中央 (21-8111) 津山第一病院 (28-2211)

**7月8日(土)午後1時30分から**  
津山総合福祉会館で、「美作水平社  
創立百年記念集会」です

美作水平社創立  
百年記念式典と  
記念集会を開催  
します。  
お忙しい時と  
は思いますが、  
お友達などお誘いあわせで多数の皆さん  
のご参加お待ちしております。今から、日  
程などに組み入れて、予定していただき  
ご参加をお願いするものです。

申し合わせ事項を無視した「議会役職」作りの在り方へ  
疑問あり―議長らに「公開質問状」を提出です―

## いま 議会では

質問―私が議長・臨時議長を務めた「五月臨時市議会」で決定されました。「議会人事のあり様」について、腑に落ちないことが多くあり、「喉に骨が刺さったような状態」が続いていました。何とかすっきりとしたい、の思いもありまして、六月になって、中島完一議長と政岡哲弘議会運営委員長に対して、市議会役員選挙などについての「公開質問状」を提出しました。

申し合わせ事項は、条例ではありません

「津山市議会のルール」には違いありません

条例に違反した行為を議会が行った場合の規定はありますが、申し合わせ事項は条例ではありませんが、「議会のルール」には違いありません。

★条例は議会において、出席議員の過半数の賛成で成立します。条例は、『法律の範囲内で』制定されなければならず（憲法九四條）『法令に違反しない限りにおいて』制定できるものとされています（地方自治法一四條一項）

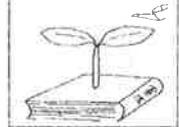
★条例は、重要なルールができていた、ということになる可能性もあります。ルールに違反すると、どうなるのか？どうなってしまうのか？注意？罰金？それとも？

結論から言うと、これも、どの条例に違反したのかによる。と言わざるを得ないのですが、場合によっては、『二年以下の懲役』（地方自治法十四條三項）を受ける可能性があります。なぜかという、地方自治法の中に規定が存在し、条例に罰則の規定がついていれば、それをもとに処罰されることになるからです。ルール違反がどうなるかは、もう少し研究が必要、そして「決議無効」条項は？です。

公開質問状の内容は、六点にわたりますが、今回は、三点についての「要約文」を紹介しておきます。

- ① 申し合わせ事項の「基本のあり方」は、「会派人数による比例配分方式」ですが、それを、全く無視して「委員会の正副委員長など役員人事」を進めた理由を明らかにして下さい。
- ② 貴職らが、主な「役職に就任」したと同時に「改革」という会派を解散し、「未来」へ合流しました。「貴職らの言う改革」とは、自分たちが役職に就くことの意味していたのでしょうか。「改革」を口で唱える議員が、「正副議長、正副委員長」などに就任したら、「それが改革だ」と思われていますか明らかにして下さい。
- ③ 地方自治法は、「市議会の最高決議機関は議会（本会議）」とされていますが、「議会運営委員会」を議会の最高意思決定機関にする」と述べていますが、それは「できることでもなく、法に抵触する」行為ですが、どのようにして「議会の最高意思決定機関」にされるのか、その方策を明らかにして下さい。

議会と当局は「車の両輪」なのだろうか？



五月臨時会における「市長専決処分」の記事の続きです。

質問―専決処分においても、臨時議会を招集せず、本来あるべき、この議会での議論を戦わすことなく、補正予算を専決で決めてしまう。そして、議会もこれに異を唱えることもない。これは市政を進めていくうえで地方自治の本質、一番大事な部分を没却する行為ではないでしょうか。そもそも、当局と議会との関係はどうかあるべきと考えていますか。

市長答弁―当局と議会の関係は、市政運営の両輪として、市の発展に寄与していくことが必要と考えております。

（注）両輪とは二つのうち、どちらを欠いても役に立たないほど密接な関係にあることのとえ、と解されます。

それぞれが「独自の機能」を持つ、別々の車両と思う

質問―市長が言われた「車の両輪論」ですが、私は、両輪ではなく、同じ道は走りますが、別々で、「それぞれが、独自に、特別の機能を持つ車両だ」と思っています。それぞれの役割を果たす必要があり、「密接」ではなく、「上下の関係」ではなく、必要以上に近寄らず、離れない、切磋琢磨し、ともに成長していくべき立場だと思います。

その点で、今後、今回のように、議会の役割を捨てるようなことをしないで、特別な機能を持った車両ですが、議論が深められていくような方法をとるように心掛けて下さい。

「専決処分の承認」という「議決行為」を通じて、

政治は「どうあるべきか」を真剣に考えて下さい

未来ある豊かな津山を作る、子どもたちや高齢者が大切にされる、とか、美しい言葉の政策は、誰もが掲げる、こうした「現象」は、いつものことです。選挙の時の各議員の政策が、一人一つでも実現したら、すごい津山市が誕生していきいけません。しかし、現実には、そうなっていない、

何が政治不信の原因か、お互いが考えよう

相変わらず政治不信は無くなりません。投票率は選挙することとに下がる一方です。選挙の時、立派な政策を掲げても、どんなスローガンを掲げても、実現しない、変わらない、何が原因か、この結果は、何を物語るか、政治不信、投票率の低下、どんなに立派な、市民受けのスローガンを掲げて、当選しても、政治に変化がない、だんだん市民から遊離し、議員不要論が強まり、投票率は下がる一方、なぜか、この所を、議員も、市長も、考える必要がある。

地方自治法を身に着け、議会運営法とは何かを学び、執行部と議員の立場を「わきまえ」しっかりとした基礎を身に付ける、それが、今回の、市長専決処分を「認めるかどうかの分岐点」として、論じられ、語られ、論議されて、切磋琢磨する津山の政治、真剣にお互いが考えるべきと指摘して終わります。

（少し質問時間が既定の十五分をオーバーし失礼をしました。）



第1308号  
2023年  
6月15日  
連絡先  
TEL22-9072

赤旗読者ニュース  
末永弘之 便り  
「しんぶん赤旗」とともに  
おどけます

## 6月12日(月)本会議開会・19日(月)午前10時から 一般質問です・私は三番目ですが※傍聴においで下さい。

本会議に先立ち全員協議会などで相談・決定です  
津山市議会、六月定例会が十二日(月)午前十一時に開会されました。当局から、コロナ感染対策にかかわる国からの交



付金の歳入(財源)などを中心として、物価高騰生活支援金支給など約十一億円の補正予算が提案されました。※支援金の詳細は、前回報告しました。全員協議会で難題の論議でした



本会議前に、全員協議会が開催されました。議案運営などの点では特に問題もなく進みましたが、その他案件になったから、「議長から議会議長から」ということで大いに

この課題を、議会運営委員会に諮問した、と、言うことで、「議会運営委員会に諮問とは、いかがなものか」との意見。そして、「議会運営委員会を議会の最高決議機関にする」という議長の考えは、「おかしい」という趣旨の意見が出され、議長の対応の「悪さ」もあり、結論が出ないままに「再度検討する」という



議員日誌  
運営委員会は最高決議機関になれない、少数会派を排除しているなど、幾つかの問題点を指摘し、「今までやってきた、常任委員会での審査のところが悪いから、「改革」したいから、特別委員会を作りたい」との説明が必要ではないか

「今までのどが欠点で、そこを直すために特別委員会が必要だ、と、明確に示さないといけない。ただ、新しさを求めて、言葉だけ新しくする特別委員会づくりは、「おかしい」、「改革」ではない」という趣旨の発言をしました。

松本議員への辞職勧告決議についての提案もありました。先日高等裁判所で「有罪(執行猶予付き)判決」となった松本議員にたいして「辞職勧告決議を議長室が音頭を取って行うべきではないか」という意見が出されましたが、議長室は、



本会議終了後、午後三時までに各議員が「質問通告と質問をした日時の希望」を提出し、議長室がそれを取りまとめます。結果として、質問通告者は十九人でした。改選後初議会という点で考えますと、少し、少ないのかなという実感ですが、新人議員さんは全員が通告されています。

私(末永)は十九日(月)の三番目ですが、時間は不明です。すみませんが、是非傍聴においでください、九時四十分市役所ロビー集合で、十時には議会傍聴席にお入り下さいね、お忙しいでしょうが、よろしくお祈りします。

民主的医療機関のご案内です  
平福診療所(TEL28-3858)は平日は朝9時から12時まで診察を行います。ただし、月・水・金は、夜間診察として午後4時半から6時まで行います。医療生協組合に加入してご利用下さい。  
歯科医の休日診療のご案内  
歯科医療センター 22-4021  
★日曜・祝祭日・年末年始 9時～15時  
★障害者・高齢者診療もあります。まず電話して相談して下さい。

6月18日 休日当番医のご案内	
内科	外科
おおのみクリ(21-0033)	津山第一病院
松尾 小児科(26-0519)	(28-2211)

午後5時～午後10時まで当番医です  
津山中央 (21-8111) 津山第一病院 (28-2211)  
末永弘之津山市議会報告会ご案内  
市議会は年に4回の「定例会議」が行われます。3月・6月・9月・12月ですが、末永弘之は、定例会議の前後に「市政報告会」の開催を予定しています。ご希望の地域がありましたらご連絡ください、どこにでも出かけますからよろしくお祈りします。  
※地元日上⇒6月30日(金)午後1時30分 日上事務所  
※上河原⇒7月1日(土)午後2時 久永事務所にて  
※加茂・阿波地域⇒7月2日(日)午後1時30分 宝蔵寺にて  
最寄りの地域へご参加ください。

申し合わせ事項を無視した「議会役職」作りの在り方へ  
疑問あり — 「公開質問状」その②を紹介です —

## いま 議会では

前回から紹介しています「議長と議会運営委員長」への公開質問状（今回の議会人事構成について）の継続記事です。  
自分たちの主張の通りに「事が収まれば、それが「改革」なのか？」

質問→末永が座長役を務めた幾つかの会議の中で「委員長などは議員在籍年数が二年・三年以上の経験者」となっている箇所を「変更したい」との意見が出ましたが、とりあえず「臨時議会で役職をつくらうという任務が終わってからの論議で・・・」という趣旨で「まとめ」と記憶し、いろいろと意見はあったとしても「変更」はしていません。にもかかわらず、「まったく申し合わせ事項を無視して、自分たちの主張の通りに事をやっただけですが、それが「改革」とする根拠を明らかにし、できまじら、地方自治法、刑法、などの決まりを含めての「教授をお願いします。地方自治法を無視して、議運を「最高決議機関にできる」という方策はどのようにするのか？お聞きしたい

質問→地方自治法で「市議会の最高決議機関」については「議会（本会議）」とされています。こうした「決まり」を無視して、「議会運営委員会」などを「議会の最高意思決定機関」とする手法などは「できる」ことでもなく、法に抵触する「行為」でありますが、議長自身が「議会の最高意思決定機関へ充実させる」という意味をマスコミに述べています。このことはどんな意味なのか、どのようにして「議会の最高意思決定機関」にされるのか、その方策を明らかにして下さい。

多数であれば「ルール違反」は自由にできるのか？  
市民憲章「進んで決まりを守りましょう」の理念は？



質問→そもその所で、市議会議員たるものが、「取り決め・約束事」を無視して「事をなす」というルール違反を「多数という数の力」で行った理由を明らかにして下さい。  
とりわけ、議長におかれては、かつて議長は「津山弁での質問は、子どもの教育に悪影響を与えるからやめるべきだ」という、まるで、地域の歴史・文化・生活様式を「根本から崩す」思考を明らかにしたことがあります。今回のような「約束事」を無視して、約束を破る、ということとは、市民憲章で言う「すすんでまきりを守り、みんなのしあわせを願う広い心を育てましょう。」との理念にも反しておきます。こうしたことは、子どもたちの教育及び広く市民の皆さんには「悪影響は与えない」と思われた理由を明らかにして下さい。

※以上が「公開質問状」の内容の要旨です。

そして、「追加要望」として



議会運営など「いくつかの要望事項」はありますが、今回、特別にお願いしておきたい件を一件よろしくお願いします。

※一般質問において、議員の質問時間は、「三十分」と定められており、議員として「この時間を守るのは当然」のことで

が、当局との「やり取り」の内容いかんでは、時間ギリギリ、あるいはオーバーする場合もあるかもしれませんが、時間が過ぎての「再質問・新たな課題提起」などは厳重に「注意」すべきですが、質問の流れなどは考慮して、多少オーバーすることを配慮した対応をお願いします。  
三十分が来たら「質問をとめてやる！」とはじめから身構えるのはやめてほしい

たとえば「時間が過ぎないか」と初めから「待ち構える」ような気持ちで待って、時間が来たら、「待ってました」と言わんばかりに「注意する」というようなことは厳に慎んでいただきたいことを特にお願しておきます。蛇足ですが、私たちは市議会議員です。世の常識、市民の目などは「多少注意」しています。

議会ですが、議員の質問時間には制限あり、当局の答弁には制限がない、この矛盾を正したい

質問時間などに関しましては、議会でありながら、「議員の側」に制約があり、当局の答弁には「制約・制限がない」という逆立ちしている「ありよう」をお互いが志向する、改善する、などが「議会本来・議長本来の志向」であるべきにご意見申しておきます。以上

六月議会開会へ「こぼれ話し」 — 政務調査費 —



全国的に「第二の報酬か」と物議を呼んでいます「市議会政務調査費」ですが、津山市の場合は、月額六万円ですが、五月末に前期（普通は六か月ですが、選挙会戦後は五月から）ですから五か月分（三十三万円）が、各議員の「政務調査費口座」に振り込まれました。

定められた「必用な活動」に対して使用するわけですが、半年で「領収書など添付して、使用目的を明確にした整理」を行うこととなります。そして、最終的には「市議会ホームページ」ですべてを公開しているのが津山市議会の政務調査費です。  
議会活動・質問などに必要な調査活動、資料収集、市議会報告会の費用、視察費などに使用するが主な支出項目と思えます。ガソリン代などはあまり使用していないとおもいますが、議員もおられるかもしれませんが、「限度額」がありますから、無茶はないと思っています。



第1309号  
2023年  
6月22日  
連絡先  
TEL22-9072

赤旗読者ニュース  
末永弘之 便り  
「しんぶん赤旗」とともに  
おとどけます

## 19日(月)午前10時~多数の傍聴ありがとうございました まずは、議事進行についての議長への意見からでした

### 十九日の質問戦へ、議会傍聴のお願いでした



津山市議会、六月定例会の一般質問が十九日から始まりましたが、以前から「議会傍聴のお願い」を後援会や知人にお願いをしていました。市役所ロビーへ集合して傍聴へという呼びかけをしていただきまして、当日は五十人くらいの参加者で、久しぶりに傍聴席が沢山の人がうまりました。ご参加有難うございました。心からのお礼申し上げます。

**津山市議会の質問順序を決める方法は、慣例で議会運営委員長を中心に四人です**  
市議会の質問順序を決めるのは、市議会規定では※「議長が決める」となっていますが、議長は、その権限を「議会運営委員長」にゆだねており、正副議長(中島完一・田口浩二)と議会運営委員長(正副委員長(政岡哲弘・三浦ひろく)が協議して決めるのが慣例となっています。各議員から「定められた様式」で、六月十二日午後三時締切で、質問の趣旨と質問したい日時を書いて提出し、その「各議員の要望」をもとにして「質問順序が決められる」という手順です。今回は、政岡哲弘議会運営委員長が二番の質問権として発表されました。

### 本会議で一番質問を認める問いかけから



質問に先立ち、私末永は、「今回の質問は一番でお願いしたい」と「発言順序を決める議長室をはじめとして、各議員、議員全員にお願いして、各議員が発表された順序は、発言順序を決める決定権を議長から委託され、実質的な決定権者である政岡哲弘議員が一番で」と、私末永は三番目でした。そこで、なぜ、そんなことになったのか、を問いかけました。



そのために、本会議二日目が開会されるのと同時に、津山市議会運営規定に基づき「議事進行への意見のべる」という機会を作りまして、議長は「意見は聞きました」というだけで、政岡議員の質問を許可しかけましたから、今度は、市議会規定の「議事進行」について動議(三人の議員で提案できる)規定を使い、口頭によって、動議を提

出しました。  
※詳細は二面で紹介です。  
十九日は朝からバタバタ劇

ふと、朝になりまして、議会で「意見陳述する・言うだけ」で、中島議長は「知らん顔するかも」と「しれない」と思いついて、慌てて「その対策」としまして、「正規な議事進行の手順を作っておこう」と思っています。まず、一緒に動議提出してくれる議員さんに連絡、近藤吉一郎・政岡大介の両議員と連絡が取れまして、事情を説明して「賛同」をもらいまして、やれやれと「口頭による動議の提出」の手管は完了しました。二人の議員さんに感謝でした。

質問の準備と、質問順序変更の意見陳述と、正式な動議提出とこの日は、私の質問も行う日ですから、当然「質問の準備」も最終段階、当局との多少の打ち合わせも必要で、最終的な質問の仕上げでしたが、それも大切ですが、質問の順序を決める権限者が要望を無視して「驚きと腹立ち」とを整理するのも大変でした。その気持ちを静めながらの「議事進行への意見陳述」と市議会運営規定内容の確認「バタバタと落ち着かない午前十時までの動きでした。」

民主的医療機関のご案内です  
平福診療所 (Tel28-3858) は  
平日は朝9時から12時まで  
診察を行います。ただし、月  
・水・金は、夜間診察として午後4時半  
から6時まで行います。  
医療生協組合に加入してご利用下さい。  
**歯科医の休日診療の案内**  
歯科医療センター 22-4021  
★日曜・祝祭日・年末年始 9時~15時  
★障害者・高齢者診療もあります。  
まず電話して相談して下さい。

6月25日 休日当番医の案内

内科	外科
石川 病院(06-21815)	津山第一病院 (28-2211)
林 小児科(02-1256)	
ひらいくり (42-3131)	
午後5時~午後10時まで当番医です	
津山中央 (21-8111)	津山第一病院 (28-2211)

**末永弘之津山市議会報告会ご案内**  
市議会は年に4回の「定例会議」が行われます。3月・6月・9月・12月です。末永弘之は、定例会議の前後に「市政報告会」の開催を予定しています。  
ご希望の地域がありましたらご連絡ください、どこにでも出かけますからよろしくお願ひします。  
※地元日⇒6月30日(金)午後1時30分 日上事務所  
※上河原⇒7月1日(土)午後2時 久永事務所にて  
※加茂・阿波地域⇒7月2日(日)午後1時30分 宝蔵寺にて  
最寄りの地域へご参加ください。

### 発言順序めぐる意見陳述・まずは、経過について

## いま 議会では

今議会における「質問通告を出すまでの経過」ですが、私は、八年ぶりの議会質問であり、津山の「政治は、どこがおかしい」と言われる課題を学んでみたいとの思いで、一番に質問したいと、通告用紙に質問内容と合わせて、「一番での質問希望」を書いて提出しました。単に、提出しただけでなく、それまでに、一番に質問している議員の名前を調べ、政岡哲弘議員、奇しくも今回、質問の順位を決める権限を持つ立場になられ、見事に、一番質問の権利を獲得されたわけです。その人に、今議会「末永が、一番質問をさせてもらいたいから、ご協力ください、よろしく」という挨拶をし、その他、経験のある議員の人たちにも、個人的に、今回は、私に一番での質問をやらせてほしいので、よろしくと、挨拶をしてきました。

さらに「議長と議会運営委員長」には、私が一番に質問したいとの通告を出しますから、「ご協力ください」とお願いし、会派代表者会議・全員協議会でも、改めて、お願いをし、可能な限り、礼儀は、尽くした行動をしたと考えています。

### こうして一番での質問をお願いした経過が、無視され、聞き入れられなかった、驚きと悲しみでした

この議員としての当然のお願いしてきた経過を踏みにじられたわけですが、質問の順位を自らが決められる権限を持つた、政岡哲弘議員が、一番に質問をするとして決めてしまったわけです。こうして、「卑劣なやり方」をされたことは、生涯忘れないでしょう。私を嫌ったり、私の言動を、鼻でせせら笑ったり、顎をしゃくりながら、悪口を言うのは自由ですが、しかし、心の中、内心だけの自由でなく、外に露骨に「表に出たら、おしまい」です。それが、あなたの方の言う「開かれた市議会の為の改革論」「公正民主の議会運営」を口で唱える人たちの、やる、礼儀ですかと聞いてみたいところです。



変えるとも、変わったとも、一言の連絡もありません。タブレットで全員に配信しただけ、それが民主主義ですか？私の半世紀の議員活動で、何回も、希望通りにならない質問順序番はありますが、必ず、その時の議長室の人は、「順番が変わること、誰と、変わったか、その理由」などを、事前に報告してくれていました。今回は、全く、そんなことはしていません。問答無用で、六月十二日（月）十五時に質問通告を正式に提出し、正式な連絡は、六月十四日（水）十六時十三分に「タブレット」で全議員一斉通知という形で連絡があっただけです。率直に「そんなものなかなかあり、それが民主主義なの……とのおどろき」と「悲しみ」です。

過去の人との違いは、人としての心、人間としての「生きざま」の違いですから、私には、どうすることもできませんが、今回の「問答無用のやり方」は、全く、人としての「礼儀をわきまえない・知らない」が、自分たちの思い通りに出来る、上位下達方式などは身に着けているという、すごい人たちだと



言わなくてははいけません。議会運営委員長が、一番の質問者になつて、議会運営委員長は、議長から「委任される形」で、自分で、全体の質問者の順番を決める権限を持っている立場の人です。一番の質問希望が「末永以外にはいない」と、すれば、末永には一番での質問はさせたくない、自分がやる、自分で決められる、と、なっていると思われまます。こんなやり方があるのか……容易に信じていることができない事態です。しかし、現実では、現実で、議会運営委員長が、一番の質問者として、決めてしまっていますから、これは、大変な事態です。これは、いじめであり、「人としての人権を冒犯する手段」です。人権擁護委員会に提訴しても良いくらいの出来事です。公正な議会運営でも、開かれた議会への改革でも、新しさでも絶対ではありません。単に、言葉だけ、知ったかぶり、「良いことづくめを並べるだけ」のものです。

質問順序を決めた経過を明らかにし、質問通告書を精査し、出来たら一番と三番との質問順序を変えてください。どのような経過で政岡哲弘議員が一番になったのかなどを検証するために、本会議を中断してもらい、

① 誰と誰が、一番質問を希望したのかを明確にする。  
② 政岡哲弘議員の通告は、何番目を希望していたのかを明らかにする。

③ 一番希望者が二人しかいなかったとすれば、常識として、議会運営委員長が降りるのが当たり前。しかし、今回は、わざわざ、一番に名乗り出ているとは思えない。この調査を直ちにしてください。調査の結果次第によっては、一番（政岡哲弘議員）と三番（末永弘之）の質問順位を入れ替えてもらう、という措置を、今から必ずとってください。中島議長は、「聞きました」からと、議事を進めて、政岡哲弘議員に質問を許可しようとしたから、

議会議定で「正式な議会運営への動議」を提出しました！



末永「ちよつと待つてください、単に聞きましたという措置をとられるより口頭で、所定の議員（近藤・政岡大介）の名前と私で「議事運営に対する緊急動議」を提出しますか

ら、きつちりと法に基づき対応してください、よろしく。ということが決定されましたが「動議として正式に扱う」と協議されましたが、残念なこと、質問の順序を入れ替えるという動議については、「もう発表された順番ですから、どうにもならない、などの理由で「賛成者少数」ということで実現にはなりません。

※議長室で、正副議長・議会運営委員会正副委員長の四人から「いくつかの説明」を受けまして、一番の質問希望者は、政岡議員・高橋議員・白石議員と私の四人ということでした。これにも「驚き」でした。あれほど、私「末永が、正式な会議で、「ぜひ一番に質問したいので協力下さい」とお願いをしましたのに、その時には、誰も「一言も私めしたい」の意見は全くなかったんですが……政治の世界は一寸先が闇ですね。



第1310号  
2023年  
6月29日  
連絡先  
TEL22-9072

赤旗読者ニュース  
末永弘之 便り  
「しんぶん赤旗」とともに  
おとどけます

## 市議会は26日(月)から「常任委員会」審査に入りました・今週は、委員会審査の週ということになります、

総務文教委員会と厚生委員会の審査からでした。



津山市議会は二十六日(月)総務文教委員会と厚生委員会の審査、そして、二十七日(火)は産業委員会と建設水道委員会の審査日でした。

私末永は、総務文教委員会に所属していますから、月曜日が担当する委員会でした。

総務文教委員会に付託された案件は四件でした。



総務文教委員会に付託された案件は四件です。大きく分けると、総務関係と教育関係です。双方に關係する議案が「第二次補正予算」で

した。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、基金取り崩しなど十一億円の繰入、歳出予算でした。総務関係では、二次補正で「歳出の財源不足」にあてため、約五千八百万円の「基金取り崩し」での財源確保の予算でした。「何か特別の理由がありますか。」「基金の残高と一年の流れ」のようなことを聞きました。令和四年度末四十一億円で、十八億使い、十億積み立て、現在は三十二億八千万あるとのことでした。

### 教育委員会関係は給食費軽減の論議

教育関係では、約二百二十万円の「給食費の値上げ」を抑える予算の審査が中心でした。「物価高騰に伴う学校給食費の支援策について」ですが、保護者の給食費の負担を軽減するため

に、「給食物資に係る費用の高騰分を市が負担するという仕組みです。給食費算定委員会(学校給食会専門委員会)に置いて検討して、すべての学校長とPTA会長で組織する「学校給食運営委員会」で決定された施策という説明でした。

家庭への支援でなく、食育センターへの支援策

麺とかパン、牛乳などが想定する価格から値上げされたもの、平均六、七三%の値上げで、給食費の一食に試算すると、二十円の値上げ)になるため、二つの食育センター(戸島と草加部)に直接補助するというものです。仕組みが少し「分からない部分」でしたから

末永「仕組みはわかりました。直接保護者の給食費を「下げる措置」の方が市民にはわかりやすい。間接的な支援策では、

市民の方には明確に見えないと思う。わからない支援策でなくて、わかる支援策をひと工夫してほしい。と問題提起して、予算措置には賛成しました。

令和五年度の「津山市教育重点政策」が説明されました。その中の一つに「教職員の働き方改革」の項目があり、「教職員の勤怠管理システムの導入」と書かれ、「客観的な勤務時間の管理できる勤怠管理システムを導入することにより、迅速に勤務状態を把握し、各校の業務改善を進める」とされて

いました。末永「この施策は、教職員の働き方改善に逆行して、管理監督を強めるという施策ではないのか。勤務することと忘れることを「同時に迅速に把握」して、教育委員会や学校長が、どんな指導をするのか。働き方改善にはならない。上から押し付け、管理・監督の仕組みを強めるだけになる。この重点施策は改める必要があるのではないかと問いかけてました。

教育長は、「私も「勤怠」とされている言葉には違和感を持ちますが、国や県の指導もあり重点施策に取り入れたもので、ご理解を」という意味の説明と過去の津山市の取り組みの説明でした。

### 民主的医療機関のご案内です

平福診療所 (Tel.28-3858) は平日は朝9時から12時まで診察を行います。ただし、月・水・金は、夜間診察として午後4時半から6時まで行います。医療生協組合に加入してご利用下さい。

★日曜・祝祭日・年末年始 9時～15時  
★障害者・高齢者診察もあります。まず電話して相談して下さい。

7月2日 休日当番医の案内	
内科	外科
にじのこどもクリ (02-8201)	津山第一病院
中島 病院 (22-8251)	(28-2211)
万袋 医院 (42-3025)	
午後5時～午後10時まで当番医です	
津山中央 (21-8111)	津山第一病院 (28-2211)

### 末永弘之津山市議会報告会ご案内

市議会は年に4回の「定例会議」が行われます。3月・6月・9月・12月ですが、末永弘之は、定例会議の前後に「市政報告会」の開催を予定しています。ご希望の地域がありましたらご連絡ください、どこにでも出かれますからよろしく願います。  
※地元日⇒6月30日(金) 午後1時30分 日上市務所  
※上河原⇒7月1日(土) 午後2時 久永事務所にて  
※加茂・阿波地域⇒7月2日(日) 午後1時30分 宝蔵寺にて  
最寄りの地域へご参加ください。

### 市長の政治手法の在り方について、から質問した



六月議会での私「末永の質問と答弁についてお知らせします。正式な議事録ではありませんが、よろしくお願ひします。」

【市長】「まず、市長と市議会の関係ですが、津山市の政治は、「派閥抗争、市長派、反市長派と、いがみ合い」が強く「津山の政治は、どこがおかしい」と言われる原因の一つになっていると思います。そして、政治不信にもなり、選挙での投票率の悪さにもつながっていると考えています。地方自治法では、議会・議員と市長の関係について、中立でなければならぬ。これが、自治法に流れる理念です。この点から、まず、市長に、現在の津山市政における当局と議会の関係についてどのように思われますかお聞きします。」

【市長】「当局と議会が、地方自治法の規定に基づき、それぞれの立場で適正に役割を果たしているものと考えております。末永「型通りの答弁で、現状と違うと、指摘をしておきますが、一年前の市長選挙で、「行動する津山市議会議員の皆さま」と題する法定ピラ一号で、十七人の議員の支援を受けた内容のものを配布されました。実は、これが「選挙付度政治論」とも絡んで、あまり良い話が耳に入ってきてません。こんなピラ配布などから「市長派・反市長派」ということで、議会の中でも、ギクシャクとし、「どこがおかしい津山の政治」と言われているのではないのでしょうか。こうしたことを、市長どう思われますか。お聞きします。」



末永「型通りの答弁で、現状と違うと、指摘をしておきますが、一年前の市長選挙で、「行動する津山市議会議員の皆さま」と題する法定ピラ一号で、十七人の議員の支援を受けた内容のものを配布されました。実は、これが「選挙付度政治論」とも絡んで、あまり良い話が耳に入ってきてません。こんなピラ配布などから「市長派・反市長派」ということで、議会の中でも、ギクシャクとし、「どこがおかしい津山の政治」と言われているのではないのでしょうか。こうしたことを、市長どう思われますか。お聞きします。」

### 選挙付度政治になるのではないのか、現状認識が甘い

【市長】「皆さまから、ご支援いただけたことは、大変うれしく思っております。対立を呼ぶとは思っておりません。」

末永「そうですが、市長、すこし思考力ですね、自治法で言う「市長の中立」ということは何か、考えてみてください。現状認識が甘い、と思います。市長が「そんな考え」ですから、議員の方からは、その見返り措置を市長に求める、求める方にも問題があると思いますが、そこから「選挙付度政治」という問題も指摘されるようになると私は考えています。」

この流れの一つが、臨時市議会の全員協議会で問題となったM市議選候補者への「個人的な応援演説問題」が騒がれるようになるのではあるまいか。まさか、候補者の車に乗って、応援したとは私には思いませんが、正しくは何かあったのかを説明した方が、間違った情報が広がらないのではと思ひますが、何かあったのか明らかにしてください。」

【市長】「候補者の車に同乗はしておりません。末永「答弁になっていない。何かあったのかを聞いています。質問には的確に答えてください。何をしたのですか？」

立ち上がって質問しますと、質問の持ち時間が無くなりから、座ったままで、「車に乗ってないではなくて、何をされたのか答えてください。質問に的確に答えてください」と二回三回述べて「やっ」と市長は「街頭での応援演説をしました。他の議員さんも数人はしています。」と答弁しました。

### 市太陽光発電建設工事にかんする「疑惑裁判」は



次に太陽光建設問題に関係して、建設業者から「高額接待を受けた疑惑がある」というインターネット上の記事について、「記事の訂正」などを求めた訴訟を提起され、この間、議会質問に対して、市長は、「身におぼえがないこと、訴訟中である」ということで、子細の説明を行わないままです。この件は令和五年三月二十八日に東京地方裁判所で「原告」市長の請求をいずれも棄却する」という判決が言い渡されました。市長は、判決文の中「原告がZ社から高額接待を受けた事実が存在する」と認めるとは出来な「ない」ということですから裁判で「敗訴が確定」しました。この裁判は、「高額接待があったか、なかったか」を直接裁くものではないとあります。「インターネットに流れた記事を訂正するかどうか」が争われたもので、すなわち、市長の所期の目的は「記事の訂正と慰謝料の請求」しかありません。ここが負けて、何で、所期の目的が果たされたというのか、明らかにしてください。」

市長答弁「東京地裁の判決において、事実と異なる記事の削除や訂正広告の掲載等の請求が認められなかった点については、残念ではありましたが、判決理由の中で、この記事の内容が、一般読者にとつてあたかもそういう事実があったと誤解されうる「事実の適正」であり、あくまで「疑惑の摘示」なので名誉棄損には当たらないという被告出版社側の主張を退けたこと、また、私がZ社から高額接待を受けた事実が存在する」と認めるとはできないと判断されたことで、記事の内容が事実無根であることが証明され、所期の目的が果たされたと受け止めているものです。」

### 現在の「はげ山」の姿、大雨災害など大丈夫か

末永「太陽光問題で、もう一点、今、田邑・一宮地域における太陽光建設現場は、造成工事、基礎になる工事が急ピッチで行われていますが、大きく「はげ山」が姿を現し、梅雨時、台風シーズンを迎え、下流住民だけでなく、広く、市民のなから「工事は安全に行われているのか」「あれだけ大規模な工事、本当に大丈夫なのか」と、大雨対策、土石流出への不安、そして、工事中はもろろん、太陽光の稼働期間、三〇年前後くらいになると想定される「閉鎖後」に当たって、いわば「半ば永久に大丈夫か」という声について、当局は、どのような対策を考えているかを教えてください。」

土石流など答弁「田邑・一宮地域太陽光事業における大雨対策災害等についてお答えします。本事業では、各種法令に基づく許認可行為に係る、岡山県の完成検査に委ねるだけでなく、事業者との間で締結している契約書において、事業中の自然災害等への対応については、事業者の責務として実施することを定めています。また、事業期間終了後についても、原状回復措置として、植生による回復を事業者の責務としています。」

「いずれの質疑の紹介も、登壇（一回目）の質問と答弁に関する事情が中心となっております。以下次号へ続きます。」

様式第3号(第4条関係)

## 支 出 伝 票

支 出 日	令和5 年 8 月 2 日		
費 目	1 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	15,000 円
	2 研修費、会議費		
	③ 広報費            4 広聴費		
	5 資料作成費    6 資料購入費		
	7 人件費            8 事務所費		

支 出 内 容	市議会報告「ごきげんいかが」作成・印刷・配布手数料
---------	---------------------------

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)
--------------------------

# 領 収 書

末 永 弘 之 様

令和5年 8月2日

金 15,000 円也

ただし、令和5年7月市議会報告（ごきげんいかがですか）作成・印刷・配布手数料として、上記金額を領収しました。

津山市



## 支 出 伝 票

支 出 日	令和5 年 8 月 2 日		
費 目	1 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	7,920 円
	2 研修費、会議費		
	③ 広報費            4 広聴費		
	5 資料作成費        6 資料購入費		
	7 人件費            8 事務所費		

支 出 内 容	市議会報告「ごきげんいかが」用紙代金
---------	--------------------

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)

お客様コードNo. 0883

# 請求書

No. 51569

5年6月28日

津山市議会議員 末永弘之 様

〒708-0043 岡山県津山市茅町85番地  
有限会社ニチエイ事務機販売サービス  
代表取締役 佐藤 潤  
TEL (0868) 23-4527 FAX (0868) 24-4370

担当:

下記の通りご請求申し上げます。

品番	品名	数量	単位	単価	金額	備考
	コピー用紙 B4 再生紙	2,500枚	1箱	3,600	3,600	
	コピー用紙 B4 クリノス	2,500枚	1箱	3,600	3,600	
				消費税等10.0%	720	課税対象額 7,200
合 計					¥7,920	

摘要:

## 領収証

No. 0396

津山市議会議員 末永弘之様

5年8月2日

金額

¥7,920-

但  コピー用紙代

飲食料品等(軽減税率対象)

上記正に領収いたしました

内

8%(税込・税抜)金額 消費税額等

〒708-0043 岡山県津山市茅町85番地

10%(税込・税抜)金額 消費税額等

有限会社ニチエイ事務機販売サービス

現金・カード・( )

TEL 0868-23-4527  
FAX 0868-24-4370

HISAGO #778

登録番号 T4260002029108



第1311号  
2023年  
7月 6日  
連絡先  
TEL22-9072

赤旗読者ニュース  
末永弘之 便り  
「しんぶん赤旗」とともに  
おとどけます

## 市議会は4日(火)に閉会しました。議案は全て可決 ～太陽光建設をめぐる「調査特別委員会」は多数が反対～

疑惑は「解明すべき問題」  
議会の責務を放棄するな



津山市議会は七月四日(火)に最終日となりました。まず、田邑一宮地域に建設中の「太陽光発電電線」の「贈収賄疑惑」について、真相を求めて議会の責任で調査すべき、と、特別委員会設置の提案が、河村議員からありました。高橋議員が「市長は答弁しており、調べる必要はない。つくらなくてよい。」との反対意見を述べ、私末永は「津山市と市長の汚名をなくし、疑惑があれば、当然議会として調査し、その有無を市民に知らせる役割がある。」という賛成討論を行いました。

**結果は、八人が賛成し、十六人が反対で「否決」**  
結果として、特別委員会を作るのに反対意見が一人、賛成が一人の「討論」でした。こんな場合は「提案された案に反対の意見」を先に述べ、そのあと「賛成する意見」を述べるようになっていきます。結果は、河村・河本・秋久・政岡大介・近藤・丸尾・金田・末永が賛成し、特別委員会づくりに反対した議員は政岡智弘・田口・三浦・白石・上山寺坂・高橋・勝浦・松本・岡田・森岡吉田・原・広谷・ほかぞの津本の各議員さんたちです。

**議会の使命・チェック機能を忘れた討論?**  
反対討論で、市長がのべた「市民の暮らしなどを守る論議が必要」と、まるでこの言葉を「そのまんま」受け入れることが言われました。私は「市議会は、もう一つの大切な役割、行政のチェック機能を果たすということを忘れてはいけない」と主張しましたが、とても「聞く耳など持たない」という感じで多数、数におごる結論でした。

**松本議員への「辞職勧告決議」は可決でした**  
続いて、松本義隆議員に対する「辞職勧告決議」が、同じく河村議員から提案があり、森岡議員が「反対の討論」を行い、私末永も「討論(賛成)」を行いました。

末永「三つのことを考える必要がある。①「法の視点」です。公選法十一條は禁錮以上の有罪は選挙権と被選挙権を失うと規定しておりますが、執行猶予が付けば除外されます。このことをお互いがしっかりと見ることが大事。②本人はどう自覚しているかということです、本人は「やっではない」と主張です。

われわれ、第三者にはどうにもできないことです。  
③は、市民の目線、裁判で「有罪となった議員」と同じ議会に身を置く、私たちの立場です。  
**そのうえで提案は**  
① 法的な解決として、猶予判決でも「自動失職になるよう」公選法と刑法の改正について、国に対して、意見書を提出する。  
② 本人にとっては「身に覚えのない罪」で「有罪判決」を受け、しかも、先日、選挙があったばかりで、腑に落ちないし、何とも言えない気持ちであろうと思いはしますが、私は、勧告する、という物騒なことではなく、「ご本人の心としての心」をお願いをする、それしかないと思うと申しておきます。松本さんらしく、気つぷよく、潔く、勇気と英断をもって、近い時期に、辞職していただだけませんか、三年の執行猶予が切れるのが、次の市議選挙前になりますから、いわゆる「快く出直し、みそぎをけずる」という道を選ばれ、次回市議選に挑戦する、その方がスッキリとした新しい議会活動に挑戦できるのではないのでしょうか。そのことを強く希望し、要請します。

民主的医療機関のご案内です  
平福診療所 (Tel.28-3858) は平日は朝9時から12時まで診察を行います。ただし、月・水・金は、夜間診察として午後4時半から6時まで行います。

**歯科医の休日診療のご案内**  
歯科医療センター 22-4021  
★日曜・祝祭日・年末年始 9時～15時  
★障害者・高齢者診療もあります。まず電話して相談して下さい。

7月 9日 休日当番医のご案内

内科	外科
日本原病院 (36-3311)	津山第一病院 (28-2211)
中島 病院 (22-8251)	
只友 医院 (42-2043)	

午後5時～午後10時まで当番医です  
津山 中央 (21-8111) 津山第一病院 (28-2211)

**美作水平社創立100年記念集会へ**  
ご参加をお願いします。  
★とき 7月8日(土) 午後1時30分  
★場所 津山総合福祉会館 4階  
式典内容  
・主催者あいさつと来賓あいさつ、紹介  
・スライドによる100年の思い出  
・県外をふくめて各地からの報告、  
・豊かなまち・人づくり津山ネットワークの決意表明  
です、参加費は無料です、お友達をお誘いの上ご参加をよろしくお願ひします。なお、美作水平社創立100年記念史誌の発刊準備中です。9月末に発刊予定です、お買い求め予約下さい。

### 前回の続き・市長の政治手法の在り方について



質問→市政に派閥を持ち込んだり、付度制度と言われるような課題を持ち込まないようにはすべきです。議会も臨時会で指摘しましたが、自らの権限を奪われていることについて「気が付かない・異議」を唱えない。多数という数の力で、「津山市議会のルール」が守られず、「人としての道を外れ、上からの目線」でことが運ばれる。民主主義の根幹を揺るがすような状況です。現在の議会の現状をどう思われますか。

市長→私が申し上げる立場にないと考えております。質問→市長が議会を論評できないのは分かりますが、質問への回答も「いい加減に扱う」現状は、「津山の政治は、ことなくおかしい」と言われる原因です。執行部と議員の立場を「わきまを」お互いが「未来ある豊かな津山」を作っていくための真剣な議論などできないのではないのでしょうか。市長→当局と議会は、対等な立場で、車の両輪のごとく市政を正しく運営し、市の発展に寄与していくことが必要です。

### 裁判の所期の目的は記事の訂正です



質問→別々の車と私は思うと指摘し、裁判に就いて答弁があったのが「目的」であれば、「高級接待や便宜供与は無かった」という証の裁判を起さないとはいけません。裁判所は、今回の判決で、あくまで扶養社が提出した証拠だけでは、「市長が高額接待を受けた」とまでは認められない」と判断したもので、「高額接待を受けていない」と判断したのではないかと。市長は勘違いをして、「裁判所が、接待を受けた」と理解しているのではないのか。

市長→高額接待等があったことを立証する責任は、被告出版社にあり、それを被告出版社が立証できなかったことで、裁判所は、そのような事実があったと認めることができないと判断したので、あらぬ疑いは晴れたものと受け止めております。質問→失礼ですが、被告は、あくまで高額接待の「疑惑」を報じたものでしょう。記事の内容が「真実であること」を、報道機関側が立証する必要があり、裁判所は、「市長が高額接待を受けた」として、被告を完全勝訴としました。市長、どの部分が、所期の目的「接待はなかった」と控訴しなかった理由になつたんですか。

答弁→論理的にはそのような解釈も成り立つとは思いますが、ご指摘の論に立脚すれば、裁判所は永久に事実を認定することなどできないこととなります。高額接待等があったことを立証する責任は、被告出版社が負っていました。立証できなかったことで、裁判所が「原告がZ社から高額接待を受けた事実が存在する」と認めることはできない」と判決文に明記した事実には変わりありませんので一定の成果があったものと認識をいたしております。

高額接待を受けたことが事実と信じられる取材をした質問→判決では原告がZ社から高額接待を受けたことが事実と信じるのに相当な取材活動を行ったものと認められる、したが



って、被告において、上記事実が事実であると信じるにつき相当な理由があったと認められる。この点はどう理解して、所期の目的を果たしたと判断しましたか。

答弁→裁判所は、私が高額接待を受けていないことを前提に、被告出版社がそれを真実として信じるのに相当な取材活動を行ったかどうかの判断を行いました。結果的に記事執筆者の裏付け取材が十分だったとすることで被告出版社に違法性阻却事由が認められ、私の請求が棄却される判決となった訳ですが、高額接待がなかったことが判決に明記され、私が求めた最低限の成果は得られたことで、所期の目的は果たされたものと受け止めております。

質問→接待を受けていないことが前提にはなっていない。そこが「間違っている」と指摘しますが、記事の訂正を求める前に、本当は「高額接待は受けていない」のに「受けた」という主張をした人物を相手に「高額接待はなかった」という裁判を、正面から求める必要があるということですか。なん

答弁→高額接待がなかったことは既に裁判所も認めており、これについては、慎重に検討を重ねた結果、そこに心血を注ぐよりは、将来に向けた市政運営に全精力を傾ける方が、より建設的であると判断し、このたびは、控訴を見送ることいたしました。

質問→将来の市政運営とは、いい言葉を使われますが、疑惑を、「中途半端」にして前に行けない。「昨夜市長らと懇談した、有意義な話であった」という話を「作り出した」Z社の人、この人に「なんで、嘘を報じたのか」と抗議するなど、ハッキリすべきではないのか、と思いませんか。か

答弁→SNSのやりとり自体は組織内部のことで、そこに嘘の内容があっても、これに異議を申し述べるのは筋違いと思う。質問→Z社の組織内問題とは、とんでもない論議を持ち出したものですね。市長は裁判にすべきと思う事件が、別にありまして、プラスチックの記事では、Z社の人が、元県議などに六千万円渡り三人で分けた。そこに市長の名前が実名で書かれていますが、これは、何で、裁判にしないのでしょうか。おかしいことだと思いませんか。

答弁→そのような記事については承知しておりませんが、そのような事実も断じてありません。

【注】このプラスチックの記事は、市長は知らないという答弁ですが、私がブログに書いてはいたのですが、といううことは指摘しました。そして、本会議質問の最終日に、近藤議員が、同じような質問を準備されており、このニュースを「議場で配布したい。氏名は付箋を付け、関係者にも許可をとっている」と申し入れたのですが、中島議長は、「配布をさせない」という措置に出されました。近藤議員は、「市長の名前もあるニュースはこれですが、（議場で手に持つて、高く挙げてヒラヒラさせながら）これを、私の質問に關係する資料ですから、本会議の議場に配布したいとお願

いしたのに、議長は何故か、許可してくれなかった」とかなり大きな声で訴えられました。これを紹介しておきます。【※まだ私の質問は続きますが、次回に紹介いたします。】



第1312号  
2023年  
7月13日  
連絡先  
TEL22-9072

赤旗読者ニュース  
末永弘之 便り  
「しんぶん赤旗」とともに  
おとどけます

## 8日(土)・美作水平社創立100周年記念集会でした 水平社の流れ、部落・同和の冠にした市民団体の終結宣言

### 津山市で水平社運動の継承 団体・津山ネットが宣言



八日(土)に行われ  
ました「美作水  
平社創立百年記念  
集会」は、約百二  
十人の参加で開催  
されました。主催  
者、来賓あいさつなどに続きまして、記  
念集会実行委員会作成の「スライドによ  
る百年の歩み」をどとけました。そして、  
県外が三地域、県内が四地域、合計七人  
の人から、「地域からの報告」として、  
それぞれの地域の現在の様子・在り方な  
どを報告していただきました。

### 津山の「本音シンポジウム」 が与えた各地域への影響は



県外からの参加者  
は、滋賀県湖南市、  
高知県香美市(旧土  
佐山田町)、徳島市の  
三地域でしたが、市  
民から出された意見  
を素直に取り入れた運動を具体化した、  
「ちよつとした違いの克服運動・子ども  
たちに同和という名の付く特別の地域  
を残すのでなく、普通の地域を残してや  
りたい・限りなく同和はゼロへ」などの  
運動の経験を活かした、津山からのレポ  
ート講演会は、「驚きと衝撃をもって感動  
を呼んだ」「自分たちの町を変えた、地  
域の空気も変えた」などの教訓を報告し  
てくれました。

### 津山市で水平社運動 の継承団体・津山ネット トが「終結」の宣言

記念集会の最後、私が、豊か  
なまち・人つくり津山ネットワ  
ークを代表して、津山ネットの  
決意を行いました。  
※「前略」私たちがたどり着い  
た「部落を冠とした運動の終  
結する時とは」完全に、社会  
から「差別が無くなる」のが  
理想とはいえ、現実的には、  
幾つかの矛盾や差別は「表面  
化する」「永久になくならな  
い」と言わなくてはなりません。  
そこで

①差別するという言動が「人間」  
として恥ずかしいことである  
という空気をつくる、圧倒的  
国民が、「差別するのはまち  
がい」という認識を持つ社会  
②全国で「差別がゼロ」になっ  
たり、地区の人の気持ちを百分  
理解しないと「部落差別がな  
くならない」と言ったりする  
ものでもない」と提案しました。

### 部落問題「共生社会」 人種問題「では無い」 の注意として、二十一世紀「共

さらに、人権への「衣替え」へ  
の注意として、二十一世紀「共

### 運動を閉じる決意を

水平社運動の歴史を継承し、戦  
後の部落解放委員会、解放同盟  
全解連、そして、津山ネットワ  
ークと、常に津山地域の「水平  
社運動を継承し、民主主義・人  
権擁護運動の主流」として活動  
してきました「豊かなまち、人  
つくり津山ネットワーク」の名  
において、水平社創立100年  
を期して、その流れを汲み、全  
ての運動を閉じ、今後、一人の  
人間として、平和・自由と民主  
主義、暮らしを守る市民として生  
きていく道を歩む決意を申し上  
げて結びとします」

で「記念集会」の幕を閉じました。  
多数の皆さんのご参加ありがた  
うございました。  
※「共生」とは、異なる生物が、密  
接な関係を持ちながら共存するこ  
と。「多文化共生」や「男女共生」な  
どのごとです。

民主的医療機関のご案内です  
平福診療所 (Tel28-3858) は  
平日は朝9時から12時まで  
診察を行います。ただし、月  
・水・金は、夜間診察として  
午後4時半から6時まで行います。  
歯科医の休日診療のご案内  
歯科医療センター 22-4021  
★日曜・祝祭日・年末年始 9時~15時  
★障害者・高齢者診療もあります。  
まず電話して相談して下さい。

7月16日 休日当番医の案内	
内科	外科
すこやかクリ(29-7701)	津山第一病院
またの内科 (22-4758)	(28-2211)
片山小児科 (24-1310)	
午後5時~午後10時まで当番医です	
津山中央 (21-8111)	津山第一病院 (28-2211)

暑い夏は、原水爆禁止の運動です  
平和の様々な運動にご協力下さい。



◎暑い夏は、広島  
長崎をはじめ  
として「原水爆  
禁止運動」で  
す。8月6日の広  
島へ、9日の長崎  
へ平和大行進が行われています。7月9  
日は大阪から兵庫に引き継がれ、今兵庫  
県内を更新中です。16日には、兵庫か  
ら岡山へ引き継がれます。暑い夏は、平  
和運動で、暑い汗を流しましょう。7月  
22日は、午前10時から、津山・吉井  
川河川敷公園で平和集会です。

前回の続き・プラストニュースについては



質問→判決では原告が乙社から高額接待を受けたことが事実と信じるのに相当な取材活動を行ったものと認められる。答弁→過去の本会議の記録も確認して見ましたが、プラストニュース社の記事についての質疑は確認できません。

質問→記事のコピーがありますが、実名も書かれ、三人で金銭を分けたことも書いてありますが、後で市長に見せてもいいのですが、問題は、見るだけではダメでして、これを基にして「金銭は絶対に受け取ってない」という訴訟でも起こすことに結び付かないとダメだと思えますが、答弁→一般読者の普通の注意と読み方をすると、あたかもそのような事実があったと誤解を受けるようなものであれば、かかるべき対応も検討いたします。私がこの件に関し金銭の授受に関与したことは一切ありません。

質問→裁判所・判決は、「原告が乙社から高額接待を受けたことが事実と信じるのに相当な取材活動を行ったものと認められる。」としたわけですから、所期の目的は達せられていないではありませんか、どうですか。答弁→私としても争う余地があると思いましたが、その先の記事の削除や訂正広告の掲載の請求が認められるかどうかについては、報道機関の言論の自由への規制の問題にもなり、必ずしも容易でないことも予想されます。判決文に、私が高額接待を受けた事実を認めることはできないと明記されたことをもって、控訴を見送ることとしたものです。

質問→市長と、議会の在りようですが、市長派とか反市長派とかでは無く、津山のことを考え、市長の身の潔白を証明するという行為は、単に、「市長を信じているから」とか「良くやっているから」などはなく、津山市議会で、「高額接待疑惑の元を作り出した人」にたいして、「市長は、身に覚えがない」ということを、各方面に連絡・報告をしたり、メールしたりしたのか、おかしいではないか」などの行動をとることが議会本来の仕事だと思いますが、市長も、乙社の人と、市長が、対決は必要だと思いますが、どうですか。



質問→組織内部のことですので、そこに嘘の内容があったとしても、これに異議を申し述べるのは筋違いだと思えます。質問→議会が「高級接待の疑惑」を解くことは、議長室などの問題であり、考えてほしいと述べておきますが、乙社の「建設へ向けての諸準備活動の責任者」は、市長と名刺を交換した、前の市長の時とは難しかったが、谷口市長になつて好転する、昨夜市長らと懇談した、有意義な話であった、など関係者多数に報告したのは事実なんです。ですから、「なんで、そんな、でたらめな行為」をしたのかと、問いつめる必要が、市長にも、議会にも、有るのではありませんか、それが、津山市の立場を守り、市政を清潔にし、市長の立場を守る道ではありませんか、派閥争いのような議会

運営ではなく、反市長派と言われる、私でも、そう思うわけ、多数を握っており、選挙で市長を応援すると公然とビラに書いた議員らこそ、率先して、市長の身の潔白を証明する、これが、道筋ではありませんか、何でそれができないのですか、ハッキリして下さい。答弁→私がコメントすることは、「ございません。少し妙な議長からの「注意」ありでした」



※正確には議事録を確認しなくてはいいませんが、こちら付近で、中島議長は、「質問時間が少ないですから、まとめてください」という意味の注意をしてきました、？、何で、？、よっぽど「私」末永」を妙な感じで意識しているのでしょうかね、二分前でしたからおかしな議長発言です。私以外の議員には、三十分の質問時間ギリギリまで質問した議員もありませんが、こんな言葉は一切なかったですからね、おかしなことだらけの議長室のあり様です。

述べた人の責任を問うべきではないのか！ 質問→議会のことをコメントして、ほしいとは質問していません、内部で報告をした人を問いつめる必要が、市長にも、議会にも、有るのではありませんか、それが、津山市の立場を守り、市政を清潔にし、市長の立場を守る道ではありませんか、どう思いますか、なぜ、市長と夕食懇談をして、有意義な話であったと、会社の内部とはいえ連絡した人の「責任を問わないのか」と再度聞きます、これがないから、疑惑が疑惑を呼んでいるのではありませんか。答弁→SNSの報告は公表を前提としてものでない組織内部のことです、確かに迷惑を被ったことには変わりはありませんが、これに異議を唱えるのは筋違いだと思います。

調査特別委員会設置提案へと続きましたが、賛成者が少数で「特別委員会設置」無しでした。 ※時間が足らなくて、これで「質問が終わり」となりました。議会全体で言いますと、最後に質問に立った、近藤吉一郎議員が、「この問題は議会内に、調査特別委員会を設置して事実関係を明確にする必要がある」と野旨を述べまして、最終日に「市民が第一」（代表者・河村議員）から、「太陽光に係る調査特別委員会の設置」についての提案がありました、先週号でお知らせしましたように、「賛成が少数」で否決され、特別委員会設置には至りませんでした。その他、6月議会では、「太陽光発電工事現場の「はげ山」になった事への市民の不安解消策」とか「老人福祉施設の見直し、虐待問題」などを質問し、登壇のみお知らせしていますが、再質問などは、また、お知らせします。



調査特別委員会設置提案へと続きましたが、賛成者が少数で「特別委員会設置」無しでした。 ※時間が足らなくて、これで「質問が終わり」となりました。議会全体で言いますと、最後に質問に立った、近藤吉一郎議員が、「この問題は議会内に、調査特別委員会を設置して事実関係を明確にする必要がある」と野旨を述べまして、最終日に「市民が第一」（代表者・河村議員）から、「太陽光に係る調査特別委員会の設置」についての提案がありました、先週号でお知らせしましたように、「賛成が少数」で否決され、特別委員会設置には至りませんでした。その他、6月議会では、「太陽光発電工事現場の「はげ山」になった事への市民の不安解消策」とか「老人福祉施設の見直し、虐待問題」などを質問し、登壇のみお知らせしていますが、再質問などは、また、お知らせします。

調査特別委員会設置提案へと続きましたが、賛成者が少数で「特別委員会設置」無しでした。 ※時間が足らなくて、これで「質問が終わり」となりました。議会全体で言いますと、最後に質問に立った、近藤吉一郎議員が、「この問題は議会内に、調査特別委員会を設置して事実関係を明確にする必要がある」と野旨を述べまして、最終日に「市民が第一」（代表者・河村議員）から、「太陽光に係る調査特別委員会の設置」についての提案がありました、先週号でお知らせしましたように、「賛成が少数」で否決され、特別委員会設置には至りませんでした。その他、6月議会では、「太陽光発電工事現場の「はげ山」になった事への市民の不安解消策」とか「老人福祉施設の見直し、虐待問題」などを質問し、登壇のみお知らせしていますが、再質問などは、また、お知らせします。



第1313号  
2023年  
7月20日  
連絡先  
TEL22-9072

赤旗読者ニュース  
末永弘之 便り  
「しんぶん赤旗」とともに  
おとどけます

## 高齢者福祉施設での「虐待問題」は一時も放置できない 重大な課題 ～表面化しなかったら「無くなるか」？～

赤磐市では市が「虐待施設」へ処分をしましたが？



先日マスコミで「赤磐市の老人施設で虐待」が判明し、赤磐市が「行政処分」をしたと、書かれています。関係者からも「何で津山の施設は、津山市が処分できないのか」という意味の質問も寄せられました。教えてもらいました。

### 施設の内容(定数)の違いかな



老人福祉法における「特別養護老人ホーム」のうち、入所定員が三十人以上のものを介護保険法上では「介護老人福祉施設」といい、都道府県知事の指定が必要となります。

入所定員が二十九人以下の場合には、「地域密着型介護老人福祉施設」とい、区市町村に申請し指定を受けます。お尋ねの赤磐市の特別養護老人ホームは、岡山県のホームページによれば、定員が二十九人のため、「地域密着型介護老人福祉施設」として赤磐市の指定となり、処分も赤磐市が行うこととなります。なお、津山の施設については定員が八十人のため、「介護老人福祉施設」として岡山県の指定となり、処分も岡山県が行うこととなります。勉強になりました。

### 虐待などの対応策は



六月議会「問題行動」質問続き  
質問→虐待など問題行動が、表面化しなかったら、それで、いじめ、虐待など解消されるのですか、「まともな答弁」になっていませんか、もう一度、質問へ正確に答弁ください。

市長答弁→問題行動については、「誰にも指摘されなかったら、黙っていたり、わからなかったら、無くなったり、解消するものでもありません。質問→いじめ・虐待があると、行政から「指摘」されても「指摘事項が間違っている、身に覚えがない」と言い続けたら、津山市としては、どんな指導をするのでしょうか。

答弁→「問題行動」の有無については、本人への調査だけでなく、関係者への聞き取り、記録の確認など必要な調査を経て事実を確認します。相手方の考え方でその事実などが変わるものではありません。事実の確認と合わせて、改善を求めていきますが、それに従わない場合は、改善指導等を行うこととなります。

### 虐待と指摘されても

「知らない」でよいのか？  
質問→行政の指導が変わらないのはわかりませんが、それを受ける相手は、「知らない」で、やっていけないものなんですか。おかしいことだと思いませんか。そんな場合は、どうされますか。

答弁→相手方の考え方につきましては、機会をとらえて事実を説明していくこととなりますが、まずは、同じ問題行動を繰り返さないように改善要求し、従わない場合は早急に指導し改善を図る必要があると考えます。

社会福祉法人のありかたが問われると思いますが  
質問→社会福祉法人施設内で、虐待など問題行動ありと、内部から、外部から告発・問題提起を受けたとしまして、法人がそのことを逆手に取って、内部や外部の人を「告発」したり「内部の人を処分したり」するようないケースが起りますと、当然「福祉法人の役員会」などで協議、決定しての行為ということになると思われませんが、そんな手続をしないで、告発や処分があればどう指導されますか。

### 民主的医療機関のご案内です

平福診療所 (TEL28-3858) は平日は朝9時から12時まで診察を行います。ただし、月・水・金は、夜間診察として午後4時半から6時まで行います。



### 歯科医の休日診療のご案内

★日曜・祝祭日・年末年始 9時～15時  
★障害者・高齢者診療もあります。  
まず電話して相談して下さい。

### 7月20日 休日当番医のご案内

内科	外科
日本原病院 (36-3311)	津山第一病院 (28-2211)
本渡記念クリ(22-8715)	

### 午後5時～午後10時まで当番医です

津山 中央 (21-8111)	津山第一病院 (28-2211)
-----------------	------------------

### 22日(土) 午前10時から吉井川

### 河川敷公園で原水爆禁止市民平和

集会です。ご参加ください。



暑い夏は、広島長崎をはじめとして「原水爆禁止運動」です。8月6日の広島へ、9日の長崎へ平和大行進が行われています。兵庫から岡山へ引き継がれ、県内行進中です。暑い夏は、平和運動で、暑い汗を流しましょう。7月22日は、午前10時から、津山・吉井川河川敷公園で平和集会です。

社会福祉法人は「理事会」や「評議員会」で運営されており、津山市は、適切な指導に努めます。



答弁→社会福祉法人の経営組織は、業務執行の決定機関である理事会や、法人運営に係る重要事項の議決機関である評議員会などで運営されており、各機関の決議事項について、法や定款で定められたとおり行われていないのであれば、適切に指導します。

質問→適切な指導とは、どんなことをするのですか。  
答弁→社会福祉法人の指導監査の結果に基づいて行う法人への指導については、法令又は通知等の違反が認められる場合、口頭或いは文書による指導を行い、改善が図られない場合は、改善勧告、改善命令、業務の停止命令、役員解職勧告や解散命令など、順を追った措置を行うこととなります。

く人たちの「働き方改革」が必要ではないか。  
質問→施設などが、自らが「問題行動」を深く掘り下げ、虐待を認めて、無くするための自助努力をする。しかし、認めない施設は、そのまんまです。虐待をなくする道から、遠のいていきます。これを、十分指導してください。合わせて、そこで働く人たちの「人権・働き方・暮らし」等が、ストレスのたまらない措置を、行政が保障することがないと、いじめ、虐待などの問題行動は止まらないと思いますが、この点をどう思われますか。お答えください。

答弁→ストレスのない社会、安全安心な社会づくりを目指して行政の役割をしっかりと果たしていきたいと考えます。

学校教育に特化した教員委員会の下で、子どもたちへの虐待など家庭内の問題は、教育から離れたか？



※教育長へ質問①→学校現場の問題行動ですが、学校教育に特化した津山の教育委員会ですが、義務教育の子どもさんであっても、家庭内、家庭での出来事は、市長部局へという態度をとって、真の意味で、子どもたちの世界から、三悪がなくなると思っていますかお聞きします。

教育長答弁→当然のことながら、学校においては、積極的な取組を行っておりますが、学校だけで、いじめ、虐待、暴力等の問題行動を完全に無くすことは容易なことではありません。だからこそ、その解決に向けて、学校と教育委員会、市子ども保健部、児童相談所、警察などの関係機関が情報を共有し、連携して指導、支援を行っております。

質問→様々な関係機関と情報を共有する、連携した指導、とかの答弁ですが、質問の意図が、わかってない感で、今の津山市は、学校教育に特化されていますから、義務教育の子どもさんへの家庭内暴力などは、行政へ実態把握や指導を「まかせてしまう」ということになっているのではないのか。

学校教育特化した体制に問題ありではないのか



教育長答弁→問題行動の解決は、学校と家庭との連携が不可欠であることから、学校教育課内に、家庭支援や地域連携を担う家庭・地域連携係を設置し「任せてしまう」わけではなく、学校と家庭・地域とのつながりを重視した取り組みを引き続き進めています。

質問→私は、義務教育に特化した「津山市の教育の在り方」が、かなり影響している。もちろん、学校現場は、必死で、家庭内暴力も無くする努力などしています。しかし、その元締め教育委員会の体制に問題ありと指摘しておきます、またの機会に大いに論議したいと思えます。

田邑・一宮地域での「太陽光発電建設工事現場」の「はげ山」は、大雨の被害などは大いに心配ですが



写真は、下田邑地域から見た「建設現場」です、壮大な広さが「はげ山」です。少しの雨でも、水路に、赤泥水が流れ出る」と地元農家の人は不安いっばいです。十日程度前には、クレーン付きトラックで、電柱の積み替え作業を行っていたところ、積み荷のバランスが崩れてトラックが横転し、運転手さんが怪我をする事故も起こっています。決して「安心・安全な工事現場」だとは思えません。※私川末永は六月議会で質問をしました。

質問→下流住民が「はげ山」になっていく姿を見て被害が出たら、どうするのか、などの声が寄せられ、現地の安全確認の視察などお願いしても「お断り」の返事です。市民の苦情は、誰が受け止めてくれますか。お答えください。

答弁→工事の立ち入りについては、お断りをさせていただきます。まずは、事業者の方で受けるべきと考えますが、津山市から、事業者にお伝えすることも可能です。

質問→住民の視察も要望に応えるように依頼して下さい。地上権設定契約になっています。津山市が「知らない」でも、工事請負人が変化するわけです。質借人は土地の使い方について「地主」から許諾を得る必要はなく、建物の建設や土地の賃貸などが原則自由にできます。地上権設定を結んだ市長は、そんなことをどう思われていますか。

答弁→地上権設定の契約において、本事業の目的に反する行為や現在の計画にはない行為等については、市の承諾なしにはできないこととなっております。

質問→太陽光以外の工事は出来ないとありますが、質問の意図が、全く理解されていないと指摘しておきますが、地上権設定契約は、工事人が変わっても、地主の許可もいらない、土地の使い方について、地主から許諾を得る必要はなく、建物の建設や土地の賃貸などが自由にできます。つまり、賃貸人は借りた土地が自由に使える権利となります、これが、問題ではないのかと、聞いています。

【以下次号へ続きます。悪しからずご了承ください】



第1314号  
2023年  
7月27日  
連絡先  
TEL22-9072

赤旗読者ニュース  
末永弘之 便り  
「しんぶん赤旗」とともに  
おどけます

## 22日(土)は、暑い夏の日でした、津山市民平和集会と平和行進でした、日本政府は核兵器禁止条約の批准を

五月に東京出発、ノーモア  
広島・長崎・被爆者を訴え



核兵器の廃絶をめざし、日本政府は核兵器禁止条約の批准に署名をすべきなどを訴えて、東京夢の島・第五福竜丸前を五月六日に出発した、

今年の平和行進は、七月十六日に岡山県入り、八月の「広島・長崎」へと各自自治体での対話懇談などを行い、そして、美作地域へは網の目行進、私が参加したのは、久米南町・美咲町・鏡野町・津山市のコースです。二十二日は「津山市民平和集会と平和行進」でした。

とても暑い夏の日差でしたが、津山集会は五十人の参加でした



二十二日(土) 吉井川河川敷公園で行われた津山市民平和集会には、核兵器廃絶を願う、戦争する国にしないを願うの思いで、約五十人の市民が参加しました。児島事務所長の司会、下野美作原水協代表理事の開会あいさつ、そして、津山市長からのメッセージを藤井参与が代読し、新日本婦人の会から「暑い夏です、ヒロシマ・ナガサキを繰り返してはならないの思いで、皆さん、ともに歩きましょう、平和を求めて一歩でも、二歩でも皆さんと一緒に歩きましょう」と決意を述べられました。

## 津山から平和祈願の思いをこめてエール



美作原水協では、毎年各自自治体へお願いして、

平和祈願のペナントを書いていただき、折り鶴とともに、世界大会へ託しています。今年は、長崎が本集会になりますから、預かったペナント・折り鶴を九日の長崎大会へ持参します。市民代表から、下野代表へ折り鶴が渡されました。

平和行進も、暑い中でしたが頑張りました



集会的あと、私り末永を責任者として、平和行進でした。コロナ以来4年ぶりの行進、以前より少しコースを変更して「元魚町から商店街」に入りました。少し短めのコースにしました。当日はイベントも行われる様子で、商店街は、その準備とても津山の人の波でした。

## 批准に署名を早期にすべし



平和集会と行進が終わった後、市内神楽尾山にあり、原爆慰霊碑に平和祈願の誓いで訪れます。今年は、四人のみでしたが、碑の周りをきれいにし、お花を供えまして、合掌で平和を誓いました。

日本政府は、核兵器禁止条約批准に署名を早期にすべし  
今、世界中、いや、世界的規模で、「日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める署名」が広がっています。被爆者の長年の願いであった、核兵器禁止条約が二〇二一年一月二日に発効しましたが、日本は条約に署名も批准もしていません。「唯一の戦争被爆国」である日本に、核兵器の禁止から廃絶へ、世界をリードすることを求める署名です。ご協力ください。(右のQRコードからオンライン署名が聞けます。)



民主的医療機関のご案内です

平福診療所 (Tel.28-3858) は平日は朝9時から12時まで診察を行います。ただし、月・水・金日は、夜間診察として午後4時半から6時まで行います。

歯科医の休日診療の案内  
歯科医療センター 22-4021

★日曜・祝祭日・年末年始 9時～15時  
★障害者・高齢者診療もあります。まず電話して相談して下さい。

7月30日 休日当番医の案内

内科	外科
布上内科医院(26-1405)	津山第一病院
林 小児科 (23-1256)	(28-2211)
ひらいクリ (42-3131)	

午後5時～午後10時まで当番医です  
津山 中央 (21-8111) 津山第一病院 (28-2211)

31日(月) 午前10時から市役所1階ロビーで市民平和祭・平和のための戦争展がオープニングです。

津山市民平和祭り実行委員会の主催で行われます。市民平和祭りのオープニングが7月31日(月)～8月4日(金)まで「平和のための戦争展」が行われます。ぜひとも、おいでください。写真は、昨年のオープニング前・実行委員長の木原さん(被爆二世の会美作地域責任者)です。

### 太陽光発電工事に関わって、「地上権設定契約」で

土地を貸したのは問題があるのではないかと



※七月二十日の記事の続きからです。  
質問→土地を借りた人は土地の使い方に  
ついて、地主から許諾を得る必要はな  
く、建物の建設や土地の賃貸などは借  
由にできます。つまり、賃貸人は借り  
た土地が自由に使える権利となりま  
す。これが、問題ではないのかと、お  
かしいのではないのかと、聞いていま  
す。答弁→本事業においては、賃貸人が自由に土地を利用できない  
ようにするため、地上権設定の契約書に、本事業の目的に反  
する行為や、現在の計画にはない行為等について、市の承諾  
なしには行うことができない、という条項を盛り込んでいま  
す。地上権設定の契約を結んだ理由についてですが、事業期  
間が二十年を超えることから、本市公有財産取扱規則で契約  
期間が、上限二十年に制限される貸付ではなく、二十年を超  
える契約も可能な地上権設定契約を選択したものです。

※地上権は単に年度の問題だと言われるが、そんなものではない  
と指摘し、「はげ山」になった現場の安全性などの確認に  
ついては、近く、総務文教委員会での現地視察、委員会論議  
もできますから、今日も、終わりますが、津山市は、市民の  
安全な暮らしを守るという使命があり、合わせて、直接の地  
権者ですから、直接、「土砂災害・土石流災害」等が起こっ  
た時の「なかば永久的な責任の所在」だけは、「明らかにする  
協定」を結んで下さいと強く求めます。

地上権・賃借権ともに借地権のひとつですが、  
大きな違いがあります。単に年数の問題ではない。



地上権のポイント→登記の義務があること、賃借料の定めが  
ないこと、自由譲渡が可能で地主の承諾  
は不要なこと、抵当権が設定できること  
があげられます。まず、登記の義務があ  
るので登記簿に「地上権設定」という記  
載が見つかれば、地上権が設定されてい  
る物件とすぐわかります。また、地代  
(借りている土地代金) はかかる場合が

多いですが、地主承諾を得ずとも勝手に売買ができ、地上権  
が設定された土地を含む建物自体が価値とみなされ、抵当権  
が設定できることです。地上権とは、工作物等を所有する  
ために他人の土地を使用することが出来る権利をいいます。  
地上権の場合は、土地の所有者の許可を必要とせず権利  
の譲渡や担保・賃貸に出すことができます。また、期間満  
了後に所有者が工作物を買収することが出来る権利を有し  
ています。単に「二十五年の契約が必要」とかの理由では  
ないと思いますが、何でこんな契約を必要としたのかな？

### 津山圏域資源純化施設組合議会・正副議長を選任

議長に金田俊久氏・副議長に氏



津山市・勝央町・奈義町・鏡野町・  
美咲町で構成します「圏域行政の議  
会」が、二五日に臨時議会を開催しま  
して、改選になりました。津山市からは、金田  
近藤・勝浦・末永の四人が議員となっ  
ていますが、普通の場合「津山市から  
議長」を選出し、その他「関係町村か  
ら副議長」を選出するのが習わしになっていました。津山  
市の議員だけで「議長候補者」を相談しまして、金田議員を  
推薦することとし、全体で確認してもらいました。

副議長には、勝央町の 岡 立 議員が  
副議長には、美咲町の 則吉 洋介議員がなりました。  
様々な経過を持つ「新クリーンセンター建設の経過」  
です、領家に決定までも「桑山市長」の無茶ぶり



津山圏域の「ごみ処理施設建設問題」(新クリ  
ンセンター建設と称します)ですが、幾つ  
かの予定地候補がありましたが、「実施にいた  
らず」で経過しまして、桑山市長になって「公募  
方式」なる妙案で予定地を決めました。「桑  
山流インチキ」ぶりが後日明確になりました。つまり、公募  
条件に「地元町内会が要望者」となっていたのですが、領家  
に限っては「久米連合町内会名」で、ここを決定してしま  
いました。そして、問題の土地は、「大量の産業廃棄物の不法投  
棄場所」(地主は許可していた)でした。さらに、のちになり  
ますが、裁判所の土地鑑定価格は約七千万円でしたが、桑山  
市長は四億を超える価格で買収しました。しかも、市長選挙  
が終わってから買収すべきと決めていたのに、市長選挙直前  
に売買契約を結ぶという「荒っぽい手法」を行使しました。  
こうした桑山政治手法が「市民的批判的」になりました。こ  
うした市長選挙で宮地さんに大差で敗れた訳です。

宮地市長になって「再考を考える住民の会」の皆さん  
と徹底的な話し合いに入りました



写真は、建設予定地から見つかった産廃の様  
子です。約一か月程度産廃の掘り出し作業が  
かかりました。宮地市長になって、こうした  
問題を一つ一つ、地元の方と正面から向き合  
い話し合い、地元の方の理解をもらい、前  
向きに新クリーンセンター建設への努力の  
積み重ねが、結果として実現できた施設です。  
宮地さんが市長に当選してなかったら、「反対する住民の  
会」の皆さんも「運動の旗を降ろす」ことは無かったと思  
います。私末永も、市長と住民の方との話し合いのテーブル  
を準備したり、関係する市町村の首長さんと話し合ったりな  
どはしなかったと思います。いろんなこと思い出しますね...

## 支 出 伝 票

支 出 日	令和5 年 9 月 1 日		
費 目	1 調査研究費、要請・陳情活動費 2 研修費、会議費 ③ 広報費                      4 広聴費 5 資料作成費                  6 資料購入費 7 人件費                        8 事務所費	金 額	15,000 円

支 出 内 容	市議会報告「ごきげんいかが」作成・印刷・配布手数料
---------	---------------------------

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)

# 領 収 書

末 永 弘 之 様

令和5年 9月1日

金 15,000 円也

ただし、令和5年8月市議会報告（ごきげんいかがですか）作成・印刷・配布手数料として、上記金額を領収しました。

・ 住 所

津山市

・ 氏 名

様式第3号(第4条関係)

## 支 出 伝 票

支 出 日	令和5 年 9 月 13 日		
費 目	1 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	7,920 円
	2 研修費、会議費		
	③ 広報費            4 広聴費		
	5 資料作成費        6 資料購入費		
	7 人件費            8 事務所費		

支 出 内 容	市議会報告「ごきげんいかが」用紙代金
---------	--------------------

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)
--------------------------





第1315号  
2023年  
8月 3日  
連絡先  
TEL22-9072

赤旗読者ニュース  
末永弘之 便り  
「しんぶん赤旗」とともに  
おどけます

久米・市民プールの建替えの  
二十一億円は真に必要なのか



七月二十六日(水)は市議会総務文教委員会がよびかけました。久米市民プールに関する勉強会でした。総務文教委員をはじめとして十数人が参加

七月二十六日(水)は市議会総務文教委員会がよびかけました。久米市民プールに関する勉強会でした。総務文教委員をはじめとして十数人が参加し、当局から「整備基本構想」などの説明を受けました。この基本構想については、初めから「機能の充実を図りながら整理する」ということになっている点の一つの不思議さでした。

整備を前提にした構想が先で

「基本計画策定委員会」を組織  
基本構想を行政内部で定めたのが令和四年十一月です。それを受けて、「整備基本計画策定委員会」を第三者機関としてスポーツ関係者を若干名入れて組織され、意見書を出しています。  
①施設整備内容について、②公認プールと可動床を希望する意見、③同規模の健康増進プールを要望する意見、④現プールの継続運営しつつ新プールの建設を要望する意見、⑤二年間休止の場合の意見、と、五つの課題を併記した答申書のような「委員会の意見をもとめた冊子」についても説明があり、市民アンケートとかのまともな報告もありません。

行政施策の「基本構想・基本計画」は議決事項ではない



市議会としては、まず、「基本構想・基本計画」とかの行政の在り方については、「議決事項ではない」という自治法の定めの中で、この構想を実施するための「予算措置」が提案されてから初めて、

「議決事項ではない」という自治法の定めの中で、この構想を実施するための「予算措置」が提案されてから初めて、「議決事項ではない」という自治法の定めの中で、この構想を実施するための「予算措置」が提案されてから初めて、

市議会勉強会では、批判的、再検討すべし意見多しです

いろいろな方法で、様々な意見をいただきましたが、結果として「約二十一億円の事業費で、過剰値を使い、二十五メートル公認プールを作る、九月議会で議案を提出する」というのが、谷口市長の提案でした。市議会勉強会では、十人程度の議員が質問や意見などを述べましたが、賛成という意見は聞かれませんでしたが、順不同ですが、①今、本当に公認プールを二十一億円も使って新しく作る必要があるのか。もつと別の視点・施策に使用すべきではないのか。②そもそも、作ると決めてしまっって、後追いで相談と

いうのはおかしいのではないかと。③過疎債を久米だけに使用するのは合併した地域としてはおかしくなる。④このままいけばリコールが起こる。再検討が必要。なかなか厳しい意見が続出しました。  
九月議会に「議案として提出するのは疑問あり」です  
こうした意見を踏まえて、末永は「水泳を経験した者から見まして、公認プールというのなら、五十メートルプールが市内中心部に求められると思う。二十五メートルプールでは大会の誘致と比べても限られたものにしかならない。合宿で利用者を増やすにしても、宿泊施設、今の時代、コンビニの有無など、若い人の心をつかまないと成功は難しいと思う。今日は、総務文教委員会の正副委員長、そして、議長もおられますが、各議員の意見を考えますと、九月議会に議案として予算など提案するのはやめるべし」と当局に物申す必要があるのではないのか。どうするのか」という趣旨の意見を述べました。



こうした意見を踏まえて、末永は「水泳を経験した者から見まして、公認プールというのなら、五十メートルプールが市内中心部に求められると思う。二十五メートルプールでは大会の誘致と比べても限られたものにしかならない。合宿で利用者を増やすにしても、宿泊施設、今の時代、コンビニの有無など、若い人の心をつかまないと成功は難しいと思う。今日は、総務文教委員会の正副委員長、そして、議長もおられますが、各議員の意見を考えますと、九月議会に議案として予算など提案するのはやめるべし」と当局に物申す必要があるのではないのか。どうするのか」という趣旨の意見を述べました。

民主的医療機関のご案内です  
平福診療所(TEL28-3858)は平日は朝9時から12時まで診療を行います。ただし、月・水・金は、夜間診療として午後4時半から6時まで行います。  
歯科医の休日診療のご案内  
歯科医療センター 22-4021  
★日曜・祝祭日・年末年始 9時~15時  
★障害者・高齢者診療もあります。まず電話して相談して下さい。

8月6日 休日当番医の案内	
内科	外科
影山 医院(29-1511)	津山第一病院(28-2211)
中島 病院(22-8251)	
ひらいクリ(42-9131)	
午後5時~午後10時まで当番医です	
津山中央 (21-8111)	津山第一病院 (28-2211)

31日(月)午前10時から市役所1階ロビーで市民平和祭開催です。  
津山市民平和祭実行委員会の主催で行われます市民平和に関する行事は、下記の前定です。多数の皆さんのご参加をお願いします。  
※31日~4日。パネル展(市役所ロビー)  
※5日~6日。パネル展(アルネ図書館前)  
※5日 映画祭「かんからさんしん」(ア・ゾクセンター・ペンホル) 無料  
★美作原水協の平和行動  
・6日午前8時 文化センター下交差点 原水爆禁止スタンディング  
・18日午後5時 平和の灯

七月二十七日(木) 暑い日でしたが、太陽光発電建設現場の視察でした



市議会総務文教委員全員で、二十七日(木)午前中、田邑一宮地域に建設中の太陽光発電建設工事の現場を視察しました。過去二回「雨で延期」されて今回の実施ですが、当日は暑い暑い日でした。ただ、現場から現場へは、議事事務局の職員さんの運転する車で移動できましたから、比較的楽でした。写真は他の地域の建設現場です、津山の現場は「工事主催者」が「写真撮影お断り」の条件付きという妙な視察でしたからね。

現場に着いて、約三十分、事前にお願ひしていた質問の回答を聞き、資料の説明を受けました。末永↓質問ですが、資料にあります雨量計算、安全対策の貯水池水量など専門的な安全もさることながら、私がかつて歩いたことがある「谷間が埋められている」わけです。周辺の高い所の土砂を低い所に運んだのでしよう。低い所にあつた大木、木々は切つて、根っこも含めて外に運び出したと思ひますが、切る前、施工前と施行中と施行後の写真を見せただけじゃありませんか。普通の場合、その写真はあつたと思ひますが、市民目線から見た安全性というのは、そうしたことが大切と思ひますからよろしく。

後日「文章による質問を出してください」？  
何故、当日、写真などを見せなかったのかも不思議ですが、「文章で質問として出してほしい」とは、なんでしょうかね。まさに、「これいかに」という感じでした。が、相手がそう言うのですから、当日の検証にはなりません。しかたなく、「わかりました。後日文章で提出します」ということにしました。事前に、資料提供をお願いしていたという記憶にはありましたが、その場で、時間をかけて「質疑・論議する事柄でもない」との思ひで、引き下がったのですが、さてさて、どうなりますかね。木などをそのままにして、「上から土砂をかけて埋める」という工法ですと、時が過ぎますと、木々が、大きな木の下部が腐敗してしまい、土砂が「窪む」ということになり、「土砂崩れ被害の原因」に直接結び付きます。かつて私が、森林開発許可権限のある岡山県美作県民局を訪問して「質問をした」時に教えてもらった事柄です。



現地視察の時に、金田委員長をはじめ各議員に「低い所を埋めたのはこの付近だと思ひますから、どんな状態で土砂を埋めたのか知りたい、事と次第によつては、ここ掘れワンワンで確認が必要になるかも」と覚えておいて下さい」とお願ひでした。

地上権設定の「契約書」の経過  
太陽光建設に関する土地は、津山市所有地・財産区所有地と個人所有地から成り立っています。初期の段階で「売買」されています。全体面積の内七十二%が津山市と財産区の土地で、地上権設定という「賃貸借契約」が結ばれています。今回の視察で説明を受けたのが  
甲↓津山ソーラー合同会社  
乙↓田邑財産区管理者 谷口圭三  
が署名捺印した契約書です。最初の契約書では  
★平成三十年六月四日 甲↓ホームラン社  
乙は、同じ、財産区管理者 谷口圭三ですが、この時は、「田邑財産区の責任」が、立会人として署名捺印しています。いつから「田邑財産区の責任者」を立会人として署名捺印は不要」としたのか明らかになることを求めました。  
財産区財産の「質質」は、地元が実質的な決定権者で、津山市は形式的な印を押すだけ  
末永↓一つの契約から、地元の財産区責任者の人には、立会人として署名捺印をしなくなったのか、署名がなくなつても良いとなつたのか、一連の経過を後日明らかにして下さい。と問題提起しました。  
※津山市は、地上権設定について質問をしますと、「財産区の土地の賃貸は地元の役員に決定権があり、津山市は形式的に印を押すだけです」との旨説明をし続けています。それから、令和三年十二月の「地上権設定契約書」は少し、変更したことと思ひますが、今後の課題です。よね。

こうした時の流れも一つの課題かも？  
※谷口圭三市長誕生！二〇一八年(平成三十年二月)から  
谷口市長誕生の前年から、田邑財産区では、「太陽光発電設事業会社」に土地賃貸の相談などが始まっています。  
※二〇一八年六月一日に、関係する会社の責任者が津山市を訪問し、正式に、市長らと名刺交換している。  
※この時に、市長と面談した人が「今夜市議や市長らと夕食を共にすることに決まった」と内部連絡をしている。  
★いわゆる「高数接待と問題視されている時です」  
そして、翌日には、同じ面談をした人が、「昨夜は谷口市長と某氏(市議)らと会食をした。とても良い雰囲気でした。月曜日にも津山市に地代を振り込みます」とも内部連絡をしている。

※二〇一八年(平成三十年)六月四日に最初の「地上権設定契約」が結ばれる。この時は、前筆のように地元の財産区の責任者が「立会人」としての署名捺印している。  
※そして最初の「地上権設定に基づく土地代金十か月分(八百二十四万円)が六月八日(月)に、津山市・田邑財産区に納入されている。次号へ続きますね。

田邑財産区に納入されている。次号へ続きますね。

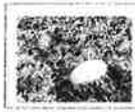


第1316号  
2023年  
8月10日  
連絡先  
TEL 22-9072

赤旗読者ニュース  
末永弘之 便り  
「しんぶん赤旗」とともに  
おどけます

## 太陽光発電建設現場・総務文教委員会視察その後物語 ～おかしな経過の「地上権設定契約」と思いますが～

先週からの継続・委員会視察の結果から質問状を提出



総務文教委員会  
「太陽光発電建設現場」の視察、その結果として委員会での現場の会社に質問状を提出しました。先週号からの継続で

地上権設定問題から質問です

質問の内容も早速ではございますが、当日の説明を受け、質問させていただきます。委員会として下記の御対応を依頼します。よろしくお願いたします。

1. 当日配布されました「地上権設定契約書（令和三年十二月一日）」には、立会人として、田島財産区役員が署名・捺印されていません。

平成三十年六月四日付けの「地上権設定貸貸契約書」には田島財産区役員が「立会人」として署名・捺印されていますが、なぜ、立会人が不要になったのか理由を御教示ください。合わせて、いつ頃から、財産区役員が立会人として不要になったのかを知るためにも、初期の「地上権設定契約書」から、今日までの契約書すべてをお示しください。

低い谷間を埋めているが大木など除去して埋めたのか



建設現場は、高い山を削り、低い谷間を埋めて、一定の面積ごとに「平らな土地」として造成されていますが、低い土地や谷間にあつた大木をはじめとする木々は、どのように処分されたかが分かる写真などをお示しください。（「工事前」と「工事施工中」と「工事完成後」の写真も、工事現場ごとにお示しください。仮に写真提示が困難な場合は、一定の地点（全体では数か所）の掘り起こしをして、大木あるいは木々が「埋められていない」という証をお示しください。

造成の土手など流水対策は

3. 既にパネルを張っている地点の土手になつていっている部分、調整池周辺の土手、あるいは山肌などから、雨による流水で凸凹になつた箇所などが目立ちます。下流住民が「わずかの雨でも、泥水・茶褐色の水が流れて不安」との声を上げていることも含致す問題と思えます。根本的な解決策をお示しください。

4. 5号調整池の下流付近に、草木を切り倒した跡や枯れ草が多く見られます。除草剤散布は無いと思

いますが、念のために、市が責任をもって、枯草付近の土壌と水の安全検査を依頼します。合わせて、田島財産区は、釜山にしようという時期もあつたと言われ、7号調整池付近の山肌は鉄分を含んでいると思われ、かなりの不安を感じます。ヒ素や鉛などの「有害物質」は無いとは思いますが、念のため、そうした箇所の土壌調査による安全性を確認願います。（津山市の立ち会いのもと調査願います。）

総務文教委員会としての正式な会社への申し入れ  
現地視察の時に、質問を行いまして、「後で文章にして」と言われたものを「まとめ文面」ですが、市議会総務文教委員会からの、岡山合同ソーラー会社への申し入れ書です。これからどう発展するのか、相手はどう出てくるのかは不明。なにせ、津山市の土地に建設している施設を「市議会」が正式に視察しているというのに「写真は撮るな、ブログに書くな」と公然、というか平然と言う会社ですから、何を言おうと出さず、想像が全くつきません。市民の皆さんの監視が必要ではないでしょうか。



現地視察の時、質問を行いまして、「後で文章にして」と言われたものを「まとめ文面」ですが、市議会総務文教委員会からの、岡山合同ソーラー会社への申し入れ書です。これからどう発展するのか、相手はどう出てくるのかは不明。なにせ、津山市の土地に建設している施設を「市議会」が正式に視察しているというのに「写真は撮るな、ブログに書くな」と公然、というか平然と言う会社ですから、何を言おうと出さず、想像が全くつきません。市民の皆さんの監視が必要ではないでしょうか。

### 民主的医療機関のご案内です

平福診療所 (TEL 28-3858) は平日は朝9時から12時まで診察を行います。ただし、月・水・金は、夜間診察として午後4時半から6時まで行います。



歯科医の休日診療のご案内  
歯科医療センター 22-4021  
★日曜・祝祭日・年末年始 9時～15時  
★障害者・高齢者診療もあります。まず電話して相談して下さい。

### 8月13日 休日当番医のご案内

内科	外科
日本原病院 (36-3311)	津山第一病院 (28-2211)
大桑 医院 (26-1349)	

午後5時～午後10時まで当番医です  
津山 中央 (21-8111) 津山第一病院 (28-2211)

### 8月15日 お盆当番医のご案内

内科	外科
本位田診療所 (36-5613)	津山第一病院 (28-2211)
大桑 医院 (26-1349)	

午後5時～午後10時まで当番医です  
津山 中央 (21-8111) 津山第一病院 (28-2211)

### 8月18日(金) 午後5時から 吉井川河川敷で「平和の灯」です さくら会館に集合で準備します

美作原水協の今年度最後の平和の集いです、平和を求める皆さん、各団体代表の人、ご近所の人、ご参加ください。夕食弁当(自費)懇談をしながら、灯の明るさを楽しみましょう。



## あれこれと案外忙しい市議会総務文教委員 会です。給食センターの視察でした



市議会総務文教委員全員で、8月七日(月)午後一時三十分から市内草加部にあります「学校給食センター」の視察でした。プールのあり方会議、太陽光発電建設現場視察と要望書づくり、そして津山給食センター視察と、思いのほか忙しい市議会総務文教委員です。当日は、最初に「会議室」にて、挨拶と基礎的なお話を職員から聞きまして、議員の側からいくつか質問しました。

◎調理及び洗浄機など機械器具の対応年数  
◎配送時などで、今まで起こった事故の例について  
◎現行の磁器食器の使用上の問題は

などでした。そして、ビデオで実際に調理している映像説明を受けまして、現地視察に調理している当日は、夏休みの期間で、実際に「給食を作っている現場」ではなく、機械器具、部屋とか、安心安全な作業体制とかを説明してもらい、誰もいない、現場をぐるっと一回りでした。

ふと、目にとまった但し書きの掲示板ですが



ビデオを見て、機械などの現場を見て、率直な感想、どのお仕事でも大変ですが、十四の小学校・四中学校、そして、米飯給食の「こぼれ」は、全部の学校への提供ですから、通常約四百人の給食づくり、能力としては、五百五十人あるということでしたが、大変な仕事ですね。ご苦労さんの思いです。

右の写真は、鮮明ではありませんが、施設の中を見て回っている時に、ふと、目にした「注意書きのようなメモ」です。読みづらいと思いますが「これは津山市から借りている施設です」という意味のことが書かれていましたからね。貸したのかな?の思いです。

### 新しい機械とはいえ、大変な仕事です

好きか嫌いかの食事、食べ残す子ども、全部食べる子ども、私たちの時代は「全部食べないといけない」の旨指導だったと思います。現在は、強制や無理はさせたいけない時代、とはいえ、残す子どもたちはどう指導するか、家庭の食べ物が大いに関係する「残す、残さない」の課題は、大変ですね。

それと、アレルギーの子どものさんへの「特別メニュー」室もありました。約百食程度あるとか、牛乳だけのアレルギー体質の子どもの含めての数値のようですが、これまた大変ですね。個を大切に、最後の一人まで大切に教育とは、色んなことを思わせられましたが、教育のあり方を含めて、政治が果たさなくてはいけない役割を思わされた視察でした。

## 草加部と戸島の「食育センター」の二つで、 すべての学校給食をまかっています



現在の津山市の学校給食は、戸島(平成二十年九月に稼働)のセンターで、小学校が十二校と中学校が五校で行われ、それと、今回視察しました、草加部(小学校十四校・中学校四校と別に、米飯給食は市内すべての学校)のセンターで賄われています。

かつては「給食」といわれていましたが、

今は「食育」という変化があります。

私たちが子供の時は「食育」という言葉は使われていませんでした。単なる、「給食」という言葉で言われていました。どんな違いがあるのか、なぜなのか、などを知りたくて、検索してみますが、なかなか明確にわかる言葉が見つかりません。以下のような解説記事を見つけましたので、紹介しておきます。

★食育とは→農林水産省では、食育とは「生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるもの」と定義されています。

また、文部科学省では、「子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けること」と定義されています。

つまり、食育とは、「生活の基礎作り」に役立つ、基本的な食事を学ぶ教育」と捉えられるでしょう。

★学校給食は、生涯にわたって健康で充実した生活を送るための基礎を培う健康教育の一環として、その指導の重要性が一層高まってきました。学校給食のねらいは、毎日を健康でいきいきと生活できるようにするために、食事、運動、休養の調和のとれた生活習慣を身につける必要があることを伝えることにあります。

特に、心身ともに成長発達途上にある児童生徒にとって、栄養バランスのとれた食事を一日3回きちんと送り、健康的な生活を送る上で基本となるものです。また、家族や友人と和やかに食事をすることは、豊かな心や望ましい人間関係を育成する上からも、大切な役割を果たすものであります。

と書かれていますから、言葉の近代化という意味だけでもなさそうですが、もう少し研究が必要ですね。

週刊は「お休み」となります。

お盆休み、日曜版は「合併号」です

に次週は「お盆休み」です、しんぶん赤旗・日曜版も今週(十三日)と来週(二十日)が「合併号」となっています。一週目が空きます。そのために、「市議会報告」もきげんいかがですか。もお休みさせていただきます。



第1317号  
2023年  
8月24日  
連絡先  
TEL22-9072

赤旗読者ニュース  
末永弘之 便り  
「しんぶん赤旗」とともに  
おどけます

## 台風7号の被害は甚大・加茂、阿波方面がことのほか ～被害にあわれた方々、地域の皆さんにお見舞い～

残暑お見舞い申し上げます

今年の夏はこの外暑い日が続きました。そして、台風が六号・七号と続いて津山地方に來まして大変でした。

まだまだ暑さも続きます、熱中症に気をつけましょう。また、コロナ感染も増加傾向へです。お互いに気をつけましょう。

二十二日は原田あき子衆議院三  
区国対委員長と森脇久紀岡山県  
議などで現地へ訪問でした



今回の台風、特に七号台風は、加茂・阿波方面に甚大な被害をもたらしています。時期的には、少し「遅い」という感じ

ですが、十九日(土)は、地元の方々の案内で現地の被害現場をいくつか回りました。二十二日(火)には、改めて、原田あき子衆議院岡山三区予定候補と森脇久紀岡山県議とともに再び現地入りでした。

阿波地域からの視察でしたが、道路の陥没はひどい



午前中は、阿波出張所で説明を受けまして、午後は加茂支所で被害の状況などの説明を受けました。それぞれ「被害現地の現場」を案内してもらいまして、説明などを受けました。写真は、阿波地域の県道沿いを「河川の増水」でえぐられた場所、深く土砂がえぐられて大きな穴が空いていました。

原田さん森脇さんから「国県への要望」も聞かせていただき、前日届けていました、日本共産党津山市議としての要望についても若干話し合いました。



先日も紹介しました場所ですが、二十二日も、行政の人に案内してもらい視察です。市道ということでしたが、「なんでこんな事態になったのか」がわからない感じ、上流の河川が道路の中というか、下というか流れ込んだのではないかなと思えますね。

道路の「底」を濁流がえぐる

事前に緊急の改善申し入れを市長充てにしました

・前路・台風7号における、加茂・阿波地域被害に対策を講じ、住民の皆さんの暮らしに直接関係する「被害箇所」の早期回復策を講じて住民の方の暮らしを守ること。

★県道「加茂・阿波線」及び「黒木への道路」の陥没箇所、河川の「崩壊箇所」「橋の流出と積み」の回復を早めること。

★阿波大高下(おおこうげ)の落合地蔵(「涙流茶屋」と呼ばれています)ところの道路「陥没、割れ目」対策を早め、本格的な回復へ向けて、臨時的に、陥没・割れている道路に「鉄板」のようなものでも敷いて「軽トラ」の通行が可能な状態に直ちにすること。

★黒木の橋・黒木の養豚(くれどこ)地域の明日路(みょうろ)橋の根元の陥没に対しても、早期回復を行うこと。当面、橋の北側に居住する住民の車が通行できるように、「仮設の通行可能な状態」にして、日常の出入りに支障がないような状態にすること。

★国県の直轄事業もあり、それぞれの要望を早期に行うこと。などを要請しました。

### 民主的医療機関のご案内です

平福診療所 (TEL28-3858) は平日は朝9時から12時まで診察を行います。ただし、月・水・金は、夜間診察として午後4時半から6時まで行います。



### 歯科医の休日診療のご案内

歯科医療センター 22-4021  
★日曜・祝祭日・年末年始 9時～15時  
★障害者・高齢者診療もあります。まず電話して相談して下さい。

### 8月27日 休日当番医のご案内

内科	外科
勝北すこやか(29-7701)	津山第一病院
石川 病院 (26-2186)	(28-2211)
午後5時～午後10時まで当番医です	
津山 中央 (21-8111)	津山第一病院 (28-2211)

### 9月定例市議会の主な日程は

- 8月28日(月) 開会
- 9月4日(月)～8日(金) ・本会議一般質問
- 9月11日(月)～ ・委員会審査日
- 9月20日(水)

・委員長報告、討論、採択、国に対する「公選法改正要望決議」の結論が出る予定です。通常の議会の最終日の様々な決議あり。そのあと、令和4年度各会計決算議案の1.8件が上程  
9月27日(水)・本会議決算質疑 何人の議員さんが質問されるかは今は不明です。1日で終わると思います。私は、質問する予定です。

## 二十一日(月)に議会運営委員会と議案説明会 九月津山市議会定例会は二十八日(月)に開会です



津山市議会は、八月二十一日(月)に「議会運営委員会」を開催して、九月定例議会の日程を二十八日に開会し、決算審査を含めて、九月二十七日までと決定しました。そのあと、九月定例議会に提案予定の議案の説明会が開かれます。補正予算案三件と条例改正議案が二件、その他案件が四件で合計九件が提案予定であることが報告されました。その他案件とは、小型動力ポンプ四台の購入、市道路線の認定、などの議案ということになります。

九月二十日(水)には、追加予定案件議案として、人事案件(行政不服審査委員・固定資産評価審査委員・農業委員会委員・人権擁護委員の推薦について)の四件が予定されるという説明でした。

そして、九月議会は、毎回ですが、前年度各会計決算(今回は令和四年度)が別途提案される予定です。決算議案は、九月十九日(火)に提案され、本会議に議員全員で、審査・質疑などが行われ、各常任委員会に付託されて審査が継続されていきます。

### 刑法で「有罪」の議員は、失職にすべき

#### 公選法改正へ国に意見書提出をお願いします



六月議会で、「松本議員への辞職勧告決議」の討論の中で、末永が提案しました。「議員が刑事罰で有罪になり、執行猶予罰の判決が出た場合は、自動的に失職にならない」と決めてある「公選法第十一条の規定」を「裁判で有罪判決が確定した場合、執行猶予が付いても、議員を自動失職とする。執行猶予期間に限り、立候補もできない」との規定にしてもらうように、九月議会で津山市議会の名で、衆参両議会と国の関係各機関に「意見書を提出する」ことを八月二十一日の議会運営委員会と各会派代表者会議で、お願いをしました。

確定した場合、執行猶予が付いても、議員を自動失職とする。執行猶予期間に限り、立候補もできない」との規定にしてもらうように、九月議会で津山市議会の名で、衆参両議会と国の関係各機関に「意見書を提出する」ことを八月二十一日の議会運営委員会と各会派代表者会議で、お願いをしました。

#### 議長・会派代表者の皆さんへお願いの内容とは

##### 議員皆さんへ要望の内容

【早速ですが、各会派の皆さんの合意をいただき、ぜひとも実現していただきたく要望します。】

要望の内容「公職選挙法の改正に向けて国への意見書提出」です。

その理由「現在、法の規定によれば、「裁判で有罪判決が確定しても執行猶予が付いた場合、議員辞職はしなくてもよい」ことになっています。

このことから、私は、六月議会における「松本義隆議員への辞職勧告決議(案)」への討論の中で、津山市議会として「裁判で有罪判決が確定した場合において執行猶予が付いた場合、議員が自動失職となり、また執行猶予期間中において立候補できない」とする旨の、公職選挙法第十一条の改正について考えを示しました。ぜひとも、議長室を中心とし、津山市議会として、国に対し意見書を提出するよう、お願いいたします。

#### 質問の最終日に質問したいと通告の予定です



九月議会の初日、二十八日が質問通告の届出となりますから、何人の議員さんが「質問通告届け」を出されるかは不明ですが、人数によりまして、七日(水)が一般質問最終日の可能性もありますが、普通の場合は八日(金)と思っています。今議会は質問の最終日の質問を要望したいと思っています。何番になりますか、最初か二番目くらいで要望してみようかなと考えています。質問項目は検討中ですが、「市長の政治姿勢の在り方・令和五年度一般会計補正予算(第四次)」を中心とし、予算の内容とか、市民・職員の声に關係して(トップダウン方式・選挙付度政治)とは、「太陽光発電事業の課題」「観光行政の在り方」などについて聞いてみるかなの思っています。

#### 令和四年度の「各会計決算」についての質疑は、九月二十七日の予定、一般会計決算が中心の質問

今回提案される予定の令和四年度は、私が「議員に復帰させてもらう前」の年の決算ですから、わからないことだらけの決算ですが、現市政のあり方を振り返る意味で「検討・研究」を重ねながら、幾つかの資料もお願いしています。手持ちの資料も多少ありますから、それらを参考にして質問をする予定です。一般会計決算が中心で、内容によれば「特別会計決算」にも及ぶかとは思いますが、なによりも「決算審査の資料的役割」をもちます。「監査意見書」にどんな意見が書かれているのかも、大切な問題ですから、当然、監査意見書も参考としまし質問準備となります。

いずれにしても次号では「質問日時」がお知らせできると思いますから、ぜひとも、議会傍聴をお願いします。決算の質問は、次々回か、その次になるかも知れませんが、こちらも、是非、傍聴においで下さいをお願いします。

#### 九月議会で、その他諸願書の審査もあります



市民の皆さんからの「諸願・陳情」は、今議会提案のものも、各一件ですが、継続中の「諸願」もありまして、各常任委員会に審査される予定です。陳情書は、久米連合町内会から「久米プールについての継続使用・建て替え要望」が出されています。津山市議会は「陳情」につきましては、議員に資料の配布だけで終わってしまい、論議されることはありません。



一面から続きをしたり、自由・関連に質問をしたりすべきではないか。私は、議員に返り咲かせてもらって、六月議会だけの経験ですが、どこも当局を助けるための議会運営になっていく感じがする。例えば、議会であるのに、質問時間が議員の方に制限され、当局の答弁には時間の制限がない、どうにもならないことかもしれないが、新人議員さんも含めて、こんなことが「おかしい」と思えるようになってほしい。議員の為に議会はある・という意見を述べておきました。

発言の順番は誰が決めるのかも、話題になりました。質問についての論議が続きました、ある議員さんが「質問の順番は誰が、どうやって決めるのか。六月議会での末永さんの一番希望に応じないで、議運委員長・政岡哲弘議員が一番に質問したが、どのような方法で決めたのか。」という趣旨の質問が出され、「議運の委員長などと相談して、最後は議長が決める」ということでした。私は、「全議員に何回か一番に質問をさせてほしいとお願ひしてきた、それが無視された事は、とても不愉快で、腹も立っている、新人議員さんを含めて一番にしたいと要望が出る」とが不思議な気持ちです」と感想を述べておきました。

九月議会は、十九人が質問に立ちます。私は、

九月七日(木)の午後二時前頃からかな



八月二十八日の本会議終了後、午後三時に、質問通告の届け出が終わりまして十九人の議員が提出されました。その結果質問日程は四日間になりました。金曜日が予備日となり休会です。九月四日の月曜日が質問一日目、五日目、二日目は五日、三日目が四人で、四日目が五人ということになりました。議員定数が二十五人で、議長は質問しませんが、二十四人として、副議長・議会議長・議選出監査委員などが質問を考慮しますと、二人か三人が質問しないということになりますね。以前のように三十人定数で五日間の質問日が、多少短くなるのは「仕方ないこと」でしょうかね。

質問戦最後の日・九月七日になります。近藤議員の次が私です。十三時十五分から傍聴へ



結論としては、私・末永は質問の最終日、九月七日(木)の五番目の質問者に決まりました。七日は、三浦ひろく議員・河本英敏議員・政岡大介議員・近藤吉一郎議員に続いて私という順番になりました。政岡大介議員、そして、近藤議員、私という繋がりになるかもしれませんが、いずれにしましても、政岡大介議員・近藤議員と私が続いて質問します。初めてのことで、十三時十五分からは午後の質問になります。お友達お誘いの上傍聴においで。

発言通告・質問の内容は、同じ課題ありですが



議会事務局が整理しました「各議員の質問項目」を見てみますと、政岡大介議員が、一、市長の政治姿勢①院庄地域の火災について、②公立幼稚園の定数問題、③若者の定住問題、④市長の名誉回復についてとなっています。近藤議員は、一、津山市の再生エネルギーについて、①太陽光発電事業、②五輪原の風力発電について、二、津山市の公認プールについて、となっています。

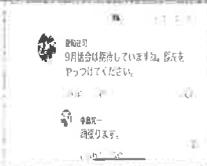
私・末永の発言通告(質問課題)は、三点です

- 一、市長の政治姿勢について、①付度政治などについて
- 二、太陽光発電工事の課題、①裁判問題にかかわって、②土地利用計画について、③工事の安全性など
- 三、久米プール補正予算について

です。太陽光発電工事をめぐるとは、七月末に市議会総務文教委員会「現地視察」を行いました、それに基づいて、委員会として「質問書」を提出していましたが、八月二十五日に「総務部財産活用」から一定の回答があり、「安心・安全な工事」に関係しては、後日「岡山津山ソーラー合同会社」から回答が来る、ということになってますから、その回答が、質問日までに届くかなと少し心配のところでは、いずれにしても似たような質問になります。よろしくお願いします。

こんなのが有りきなんです。いかにネットの世界

とはいえ、議長の「フェスブック」はおかしいと思う、



八月二十日頃に市民の方が「こんなのが議長のフェイスブックに乗っているよ」と教えてくれました。その記事を送ってくれました。写真は、その記事をもとにして私が「部分的に大ききした」ものです。人物の写真などもありません。二人のやり取りの言葉だけを映したと思っただけです。〇〇司という人は、福祉施設の

「虐待問題を内部告発したり、それを支援したりする人たち」を「極左の人」と日常的に称しています。私は日本共産党に所属していますが「世に言われる極左」とは無縁の政党です。〇〇司さんの「極左」というのは完全に認識違いで間違っていますと指摘したこともありましたが、なぜか、そう呼ばんですね。

九月議会で「極左をやっつける」「頑張ります」とは

この二人の会話は、客観的に見まして、「九月議会でやっつける相手は：」愛和荘の虐待問題(津山市は虐待と認めたと訴える議員となりますから、末永・近藤くらいしかありません。かつては、中村議員もおりましたが、私たちが、何で「やっつけられないといけないのか」そして、津山市議会の議長が「頑張ります」となるのでしょうか。「何を、どう頑張つて、私らを「やっつける」ことになるのでしょうか、こんなのが本当におこっているのが「ネットの世界」なんです。怖いですが、こんなことが許されるのかです。

様式第3号(第4条関係)

## 支 出 伝 票

支 出 日	令和5 年 10 月 3 日			
費 目	1 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	15,000 円	
	2 研修費、会議費			
	③ 広報費			4 広聴費
	5 資料作成費			6 資料購入費
	7 人件費			8 事務所費

支 出 内 容	市議会報告「ごきげんいかが」作成・印刷・配布手数料
---------	---------------------------

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)

# 領 収 書

末 永 弘 之 様

令和5年10月3日

金 15,000 円也

ただし、令和5年9月市議会報告（ごきげんいかがですか）作成・印刷・  
配布手数料として、上記金額を領収しました。

・ 住 所

津山市

・ 氏 名

## 支 出 伝 票

支 出 日	令和5 年 10 月 3 日			
費 目	1 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	11,880 円	
	2 研修費、会議費			
	③ 広報費			4 広聴費
	5 資料作成費			6 資料購入費
	7 人件費			8 事務所費

支 出 内 容	市議会報告「ごきげんいかが」用紙代金
---------	--------------------

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)

お客様コードNo. 0883

# 請求書

No. 52103

5年 8月 23日

津山市議会議員 末永弘之 様

〒708-0043 岡山県津山市茶町85  
有限会社ニチエイ事務機販売サービス  
代表取締役 佐藤 清  
TEL (0868) 23-4527 FAX (0868) 24-4370

担当: 登録番号 T4260002029108

下記の通りご請求申し上げます。

品番・品名	数量	単位	単価	金額	備考
コピー用紙 B4 クリノス	2,500枚	3 箱	3,600	10,800	
			消費税等10.0%	1,080	課税対象額 10,800
			合計	¥11,880	

摘要:

## 領収証

No. 0548

津山市議会議員 末永弘之 様

5年 10月 3日

金額	11,880 -
----	----------

但  コピー用紙代  
 飲食料品等(軽減税率対象)

上記正に領収いたしました

内  
 8%(税込・税抜)金額 消費税額等  
 10%(税込・税抜)金額 消費税額等  
 11,880 / 1,080

現金・カード・( )

Hisago#778

〒708-0043 岡山県津山市茶町85番地

有限会社ニチエイ事務機販売サービス

TEL 0868-23-4527  
FAX 0868-24-4370

T4260002029108

登録番号



第1319号  
2023年  
9月 7日  
連絡先  
TEL22-9072

赤旗読者ニュース  
末永弘之 便り  
「しんぶん赤旗」とともに  
おとけします

### 3日目までに市議会議案質疑・一般質問が14人終了 私は、今日・7日の午後が質問になります、傍聴へ

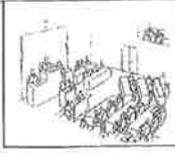
「こぎげん」の発刊日と  
質問日が同じとはやや不便



全体の質問者が  
「やや少なくなつた  
かな？」と思いまし  
たが、議員定数が減  
になり二十五人定数  
です。三十人定数に

なれていましたから、五日間の質問  
日が普通だったんですが、定数減に  
なつてからの議会、六月と九月は四  
日間で金曜日の五日目が休会です。  
七日の午後一時十五分から

傍聴においでください。



質問最終日が  
木曜日になり、  
木曜日は「こぎ  
げん」の  
発刊日です。か  
ら、最後の日に

質問予定になりました私ですから、  
「議会傍聴に、是非おいで下さい」  
が当日の日刊紙でのお願いとなりま  
して、日曜版読者の人には「質問が  
終わってから、傍聴へのお願い記事  
が、日曜版と一緒に配達」となりま  
す。ということになり失礼ですが、  
悪しからずご理解ください。

一般質問初日・少しだけ  
横道の論議に疑問を提起



四日から始ま  
りました一般質  
問の初日でした  
が、質問者が  
「通告していな  
いのですが」と  
述べて質問をす  
るということが起  
きました。議会  
運営委員長（政  
調哲弘議員）が  
「通告しないよ  
うに」という意  
味の発言をした  
。質問者が「昨  
日の三時に答弁  
を聞いて、時間  
がなかった」と  
いう意味の発言  
をした。一時議  
場の空気が「唾  
然」とした。

そんなことを議場で論議す  
るようになつていない、質  
問を続けるべきです。



特に大きな声  
をしたとは思  
いませんが、久  
しぶりに「ヤジ  
将軍」でした。  
ヤジによつて議  
長が「質問を続  
けて下さい。」  
と再度質問者  
に促して下さ  
い。質問が再  
開されるとい  
う一筋が起  
きました。質問  
通告とは、何  
かを考えさせ  
られる初日の  
出来事。

当日が答弁を準備するのは、  
議員の質問の内容を知ること  
と、協議する、聞きに来ること  
は「あり方」の問題であつて、「し  
なくてはならないこと」ではあり  
ません。また、当局に知らせる余  
裕もなく、ある意味必要もない課  
題、突然質問して答弁を求めるこ  
ともありではないでしょうか。そ  
こに議会としての一つの「活性  
化の道」もあると思います。出来  
レースでは、市民から見まして「議  
会はなにしているのか」となりま  
す。お互いに気を付けるべきこと  
ではないでしょうか。

発言通告と質問原稿に書  
く事とは別々の問題に



先週の「こぎ  
げん」に  
書きましたが、  
議員が、本会  
で質問をする  
場合には、議  
長に対して発  
言通告を出  
すのが一つの  
ルールです。そ  
れは、事細かく  
質問すること  
をすべて書く  
ことではありません。  
まさに、項目  
だけを通告す  
ることです。

質問内容（原稿）の全てを  
当局に知らせるのではない

「こぎげん」の発刊日と  
質問日が同じとはやや不便

#### 民主的医療機関のご案内です

平福診療所 (Ta.28-3858)  
は平日は朝9時から12  
時まで診察を行います。  
ただし、月・水・金は、夜間診察として  
午後4時半から6時まで行います。

#### 市内の歯科医の休日診療の案内

歯科医療センター 22-4021  
★日曜・祝祭日・年末年始 9時～15時  
★障害者・高齢者診療もあります。  
まず電話して相談して下さい。

#### 9月10日 市内の休日当番医案内

内科	外科
おおのみくり (21-0033)	津山第一病院 (28-2211)
中島病院 (22-8261)	

#### 午後5時～午後10時まで当番医です

津山 中央 (21-8111)	津山第一病院 (28-2211)
-----------------	------------------

#### 津山市議会定め・豆知識コーナー 議員の「質問時間」について

質問時間は、津山市議  
会の場合は、普通の場  
合30分以内と決めら  
れています。質問方法  
は「一括質問」と「一  
問一答」とありますが、登壇で「質問の  
課題」がわかるように基本的なことを聞いて、  
答弁をもらい、「一括方式」は、再質  
問が3回まで、一度に複数の問題の質問が  
できます。「一問一答」は、一つ一つ区切  
って質問します、2つの課題は同時に質問  
ができません。いずれの方法であれ、登壇  
から最後の質問まで30分間です。答弁の  
時間は含まれていません、議員の質問する  
時間だけです。



## 台風七号災害復旧工事が進む(仮設工事を始めて)・緊急時の当局の対策は大変な実態



開催中の九月定例会議一般質問で台風被害の実態についての質問も出されました。その中で、対策本部の設置状況とか、基本的な津山市の「災害時での対応の在り方」なども論議されました。



私は、七日の質問時に「緊急対策であり、災害復旧の為の予算を緊急に九月補正予算として提案すべき」と質問しようと思っていました。初日の議員の質問でもそのことが指摘されていました。

上記と左側・下の写真三枚は、右側が、災害が起こった後の加茂町黒木地内・明路橋の地点です。災害が起こった当時、関係する住民の方と一緒に、応急対応として、秋の収穫直前です。農作業の車、家屋への行き来の車が通れる仮設道等の早期実現を求めています。加茂支所の皆さんを中心として、関係する職員さんたちの苦勞と努力で「緊急措置の工事施工」をしていただきまして、自動車の行き来ができるようになり、大変喜ばれている場所です。

### 災害時の行政としては、災害対策本部を設置

### して、市民への情報提供や対策を講じます



議会での答弁を要約します。災害対策本部は、昨年度は、大気不安定、梅雨前線、台風十四号、そして、大雪の日と合計八回設置しており、今年度は、八月時点で大気不安定、台風七号の気象情報から、すでに四回設置しているということです。本紙で使っています。「緊急措置の工事施行後の写真」は、加茂支所の方からその古瀬の様子のお話を聞いた時にいただいたものです。被害時の写真は、私が写したものです。

### 台風七号・暴風警報への対応は

八月十五日(火)の暴風警報を受けて、災害警戒本部を設置し、約百四十人の体制で警戒を開始し、市内二十五か所に情報連絡員七十七人を配置し、各地域の台風情報収集に当たったということです。そして、大雨警報の発表となり、警戒本部を「一号配備体制」となり二百十名体制へと強化しています。さらに、「土砂災害警戒情報」の発表時点からは、加茂地域・阿波地域に「警戒レベル四避難指示」を発令して、住民に身を守る行動を求めるとともに加茂町

公民館と阿波公民館を避難所として開設したということです。

警戒本部としての被害状況発表は、人的な被害は無し、住宅被害、床下浸水一件、避難所への避難者は延べにしまして二十五人でした。警戒本部では、災害情報の発信などに加えて、消防等関係機関との情報共有、被害状況の受付、被害道路の調査や「通行止め」等の現場対応に努め、八月十八日の「警報解除」を受けてからは、被害箇所の確認と復旧作業を所管部署で継続して行うと決めて、さらに、「今回の警戒情報について該当する地域以外にも情報を配信する事案があったことから、作業手順の見直しを行うことを確認して、災害警戒本部は「解散」という措置を行ったという説明でした。

### 早い改善策、対応策の実施ありがとうございます



加茂支所、阿波出張所、本庁の関係者の皆さん、早速の改善策・対応策の実施をしていただきありがとうございます。関係者からも連絡がありまして大変喜んでおられました。



本格的な「災害復旧工事」はこれからが本番。いつの場合も大変な苦勞があるでしょうが、頑張ってください。関係する事業などの因果の災害対策費の早期獲得などありますが、可能な限り「九月議会最終日での追加補正予算の実現」についてもよろしく願います。

### 二日目の質問戦でも、台風被害対策についての質問も出

### されました、加茂キャンプ場などの早期復旧問題



九月定例会議での一般質問、一面で紹介のように、三日間で十四人が質問、様々な課題が出されましたが、台風四号被害、加茂黒木地域のキャンプ場が「閉鎖措置」をしています。その早期復旧なども話題となり、現地を見てきました私にとっても無関心ではおれない課題でした。上の写真は、加茂の明路橋の仮復旧された全景のものです。

市議会の質問戦は、今日が四人で明日が五人で終わりとなりますが、質問最終日には、提案されています。「補正予算・条例改正案」などが各常任委員会に審査付託されて十一月と十二月に委員会審査となります。そして、二十日(水)に、常任委員会での審査結果の報告が行われ、本会議で「委員会報告への質疑・討論」が行われ、議案への賛否が問いかけられ採決に入ります。そのあと、令和四年度決算議案が提案されまして、二十七日(金)に決算議案の一般質問があります。

一般的に「決算審査については、難しい」ともいわれ「もう終わったことだから・・・」とか「監査委員の審査がおわっているのだから」と言われ、質問をしない議員さんが多いと思います。昨年の九月議会は、決算審査は六人の議員さんが質問をされています。今年も、「発言通告」を出されますか、二十二日にならないと明確にならないということです。



第1320号  
2023年  
9月14日  
連絡先  
TEL22-9072

赤旗読者ニュース  
末永弘之 便り  
「しんぶん赤旗」とともに  
おとどけます

## 太陽光建設工事をめぐる、「贈収賄疑惑」は大筋だけでも「事実」は明確にすべき、市民の納得する解決へ

### 末永が最後の質問者・太陽光建設問題の疑惑解明から



七日が市議会質問の最終日でした。末永は、太陽光関連裁判問題の質問からでした。末永「疑惑とはいえず、接待などお金を使っただけ」と

「接待などお金を使っただけ」と言わないと横領になり、「もったい」とされる側は「そつだ」と言えは、罪になる。したがって、政治の力で双方が直接向き合って対決する必要がありますが、答弁「現金を山分けした」ということはありませんが、事実無根であり、私から積極的に無実を証明する必要はない。

### 一般質問初日・少しだけ横道の論議に疑問を提起

末永「どちらが正しいか、相反する意見を政治の舞台で解決するのは、第三者を交えた論議が必要と思うが、答弁「全くの事実無根ですから整理の必要はない」と思っている。末永「整理する必要がないのではなく、市政運営上「必要がある」と認識すべし。」

答弁「ゴシップな記事に逐一反論するつもりはありません。末永「市長の無実を立証するためには、

### 贈収賄疑惑と言われた六月一日の市長予定表は



末永「贈収賄疑惑と言われる「高額の接待の日が六月一日です。この日の市長の屋間の予定表が、裁判所に提出されています。午後誰と面談したのか。」

答弁「五年前のことで記憶にない。末永「五年前ではない、裁判所に提出したのだから二年前です。その書類に誰と面談したと書いていますか。答弁「Z社のK氏と面談したという記載はありません。」

末永「裁判所に提出した書類を見せて下さい。この議場に提出してください。答弁「その情報が残っていないと申ししています。必要なら裁判所を通じて入手してください。」

末永「矛盾だらけの答弁はいただけません。裁判所に依頼したら「黒塗り」です。六月一日午後一時から二時まで誰と面談したかを、裁判所の書類を含めて思い出し、答弁して下さい。答弁「六月一日の明確な記憶も資料もありませんが、その頃お会いした記憶はあります。末永「裁判所に提出した書類は手元に絶対にあるはずですが、十一日の総務文教委員会に是非提出してください。」

このやり取りのあと、津山市のパソコンサーバーの中にあるデータについては、表面上から削除しても「元の頭脳・機能の中には永久にある」のが普通であること、六月一日の最初の書き込み、削除、そして、追加書き込みなどのパソコン履歴を調べて、議会に報告するようにと求めました。

また、議会の有り様に一声を



議室「ロメオ」一般質問最終日、M議員の質問に対して、K議員の即連質問、私は不規則発言ではありませんでしたが一言、

議事の次第は、M議員質問が終わりましたら、間違いない「休憩」という場面でした。ところが、質問と答弁が終わりましたら、K議員が「関連質問有り」と着手されました。一関連質問が許可されるという事になりました。その関連質問が終わる、答弁ですが、突然の質問でしたから、手元に資料が無かったと思われ、少し戸惑い、空白の時間、議長が「もう一度、わかりやすく質問を・・・」という感じでした。質問者も「立ち上がって説明をする」動作を見せましたから、「ここは、休憩をして、休憩中に資料を除して、休憩後に、関連質問への答弁から始めるように議事進行をすべきだ」と思いますが、「一議事進行への意見」を述べまして、議長「この際、しばらく会議を休憩します」でことが収まりましたという次第です。

### 民主的医療機関のご案内です

平福診療所 (TEL28-3858)  
は平日は朝9時から12時まで診察を行います。ただし、月・水・金は、夜間診察として午後4時半から6時までを行います。



市内の歯科医の休日診療のご案内  
歯科医療センター 22-4021  
★日曜・祝祭日・年末年始 9時～15時  
★障害者・高齢者診療もあります。まず電話して相談して下さい。

9月17日 市内の休日当番医案内	
内科	外科
日本原病院 (36-3311)	津山第一病院 (28-2211)
林 小児科 (22-1256)	
ひらいクリ (42-9191)	
午後5時～午後10時まで当番医です	
津山 中央 (21-8111)	津山第一病院 (28-2211)
9月18日 市内の休日当番医案内	
影山 医院 (29-1511)	津山第一病院 (28-2211)
かんだ小児科 (24-1222)	
中西 クリ (27-7209)	
午後5時～午後10時まで当番医です	
津山 中央 (21-8111)	津山第一病院 (28-2211)

### 津山市議会定め・豆知識コーナー

#### 登壇質問と再質問と「質問席」

各議員の質問は、最初は登壇して質問します。右の2段目の写真が登壇席の様子です。そして、総括質問でも、一問一答でも、2回目の質問(再質問と称します)からは、議員席(傍聴席からも同様)一番前・中央にあります「質問席」から質問します。当局の答弁は、市長の最初の答弁のみが「登壇席」からとなり、あとは当局の職員が、自席と称しますが、自席で答弁をします。





第1321号  
2023年  
9月21日  
連絡先  
TEL 22-9072

赤旗読者ニュース  
末永弘之 便り  
「しんぶん赤旗」とともに  
おとどけます

## 太陽光建設工事は、将来にわたって、安全で安心できる工事を行っているのか、木根株などは撤去したのか



未来永劫に安全なことが保証される工事の在り方

末永↓「太陽光発電工事」の安心、安全な工事の在り方で、低い谷間の工事の在り方について、「低い谷間に

あった木、根株の撤去、高いところの土砂を低いところに移動したときに、どうしたかがわかる写真」を求めたが、提出された写真は、それがわかるものではなく、未来永劫に安全であるという「造成工事」について、どう確認

されたか。答弁↓本事業は、各種法令に基づく許認可の手続きが適正になされ、その許認可権者である岡山県が実施する完成検査により、安全性が確認されると考えております。末永↓根っこか、雑木を埋めたら仮定すると、三十、四十年後、いわゆる腐敗して、穴のようになり、土砂が動く。そして、全体が陥没の恐れありと言われている。県の森林開発条例の関係もあり、危険な理め立てだと思いますが。答弁↓先ほどお答えしたとおり、伐根したと聞いております。末永↓証拠になる写真など提出を。



低い地点の木根っこは末永↓提出してもらった写真は、根株を撤去しているものではなく、小さく刻んでいる。ユンボの先で切っている。根株を撤去しているのではなく、盛土の準備かと疑える。別の写真は高いところでの作業です。低い箇所での盛土風景もありますが、この盛土地点の木々、根株は？この盛土をするまでの写真が欲しい、要は、低いところの樹木を伐り、根株を取り除いた写真が欲しい。どうか。

答弁↓津山市では持っておりませんので、後日、事業者に対し、写真の有無、提供の可否について確認してみます。

### 総務文教委員会の論議も

※この論議も、総務文教委員会に引き継がれまして、同じようなこととの繰り返して、平成三十年六月一日の市長の行動予定表、地上権設定契約の「契約書の更新の内容と経過」などと合わせて、後日「総務文教委員会の集中審査日」を設定する方向を確認しました。(注)写真は議会で提出しましたが、議会以外で使用できません恐しからず。



久米市民プール建設関連予算設計委託料二百万円は疑問 末永↓久米プールの建設に関する委託料200万円ですが、総務文教委員会勉強会で、批判が多

く出た。「これを実施したらリールになる」とまで、議会では批判意見が強かった。それに対して、挑戦するように、民間会社に委託して、「絶対に、公認プールで、二十五メートルで二十億円で実施するんだ」と議案を説き伏せるつもりですか。答弁↓整備基本計画をより信頼性のあるものとするため、民間事業者のノウハウや経験等を期待し、委託するものです。

末永↓職員と民間の能力、どう違うのか。信頼性がないとすれば、職員に対して、大変失礼です。どう思いますか。答弁↓職員が数値調査等業務を行っているのですが、専門性の高い数値等については、ノウハウやデータをもっている民間に委託することも必要と判断し、予算の提案を行っています。今後も、計画策定は職員にて実施してまいります。一部、民間のノウハウ等を利用(二面へ)

### 民主的医療機関のご案内です

平福診療所 (TEL28-3858) は平日は朝9時から12時まで診察を行います。ただし、月・水・金は、夜間診察として午後4時半から6時まで行います。



市内の歯科医の休日診療のご案内  
歯科医療センター 22-4021  
★日曜・祝祭日・年末年始 9時～15時  
★障害者・高齢者診療もあります。まず電話して相談して下さい。

9月23日 土曜日、休日当番医案内

内科	外科
多胡 クリ (29-7111)	津山第一病院 (28-2211)
にじ クリ (32-8201)	
衣笠 内科 (22-7811)	
只友 医院 (42-2043)	
午後5時～午後10時まで当番医です	
津山 中央 (21-8111)	津山第一病院 (28-2211)

9月24日 市内の休日当番医案内

勝北診療所 (29-2324)	津山第一病院 (28-2211)
平山 クリ (27-7111)	
いちば医院 (28-8300)	
午後5時～午後10時まで当番医です	
津山 中央 (21-8111)	津山第一病院 (28-2211)

津山市議会定め・豆知識コーナー  
議長・委員長「採択」について  
地方自治法第116条の規定で「地方議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決すところによる」と決められています。津山市委員会条例では、(表決)可否同数のときは、委員長の決すところによる。となっています。  
2 前項委員長は、委員として議決に加わることができない。

(一画続き)してまいります。一部、民間のノウハウ等を活用し、より信頼性の高い計画を策定したいと考えています。質問の市の職員と、民間の違いに、二百万円の違いがあるのかどうか、お答えください。

答弁「効率的な一つの手法として、二百万円の委託料は有用であるものと考えています。」

### 設計など民間委託方式のやりすぎではないか

未永「業務委託という行政の在り方ですが、「街づくり・教育指針・道路改良」などが、民間の利益を保障して、税金の使い方が、いびつになっていると思われませんか。民間が作成したら、さも、客観的になつたという錯覚が行政側にあるのではないのか。職員の力、能力をどう活かして発揮してもらおうのかが、第一に考えられるべきではないか。そこに、職員の「生きがい、働きがい」が見つけられるようにすべきではないのか。答弁「職員の能力や適性が発揮できる職場づくりをすすめておりますが、今後も、職員が生きがいや働きがいを感じる事ができるように努めてまいります。」



未永「民間委託でなく、職員の努力、能力でやるべし。プール建設で言いますと、「普通の二十五メートルプール」(五億か六億程度)を作るべし。公認プール建設なら、少し無理しても、「水泳連盟」とか「津山神伝流」とか、水泳愛好家など民間の力も借りて、中心部を一つの目標として、五十メートルを作るべしと、高校時代から水泳してきた一人の人間として意見を申し上げます。」

※久米市民プールの記事をはじめとして、議会の質問・答弁の様子は、質問要旨のメモ(原稿)とか当局との資料などいただいたり、話し合い、メール交換などをもとに作成しています。正式なものには会議録をご覧ください。

### 二十日(水)委員長報告・質問、そして、討論

#### があり採択し、令和四年度決算議案の上程

未永弘之の市議会だより、「ごきげんいかが」作成と、印刷と、本会議の開催、その様子の報告を書いた「ごきげんいかが作成」と、微妙なタイミングなんです。二十日(水)議事本会議が開かれ、補正予算などの議案について「四つの常任委員会での審査、結果報告」が行われます。そして、委員長報告に「質疑」と「賛成反対討論」が行われます。



未永は、厚生委員会委員長報告の「災害拠点病院(津山中央病院)への約千二百万円の補助金の審査結果について質問を行います。」

※災害拠点病院への「公費による支援」は、施設の認可・指定をとるための「施設整備費」に充当される場合は、「国・県・市の補助制度」が利用できますが、いわゆる、「病院の維持管理に関する費用は、病院側の負担とする」という規定になっており、今回のような「拠点病院の運営費補助金」として津山市が単独で補助するというのは、間違っていないのか、と問いかけたらと思っ

ています。さらに、「災害拠点病院」は、津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西栗倉村、久米南町、美咲町の二市五町一村で構成されています。津山英田広域の「災害拠点病院運営費補助金」ですから、「津山」とは、津山だけを指しているのではなく、「津山市を含めた津山圏域」の津山市、鏡野町、勝央町、奈義町です。そして、英田圏域は、美作市、西栗倉村、久米南町、美咲町です。

### とても微妙なタイミングでの日時なんです

上の段、微妙なタイミングとは、二十日の本会議終わってからの「ごきげんいかが」を作成することは、時間的に不可能ではありませんが、「ごきげんいかが」の発刊日が、二十一日(木)ですから「間に合う」訳ですが、本会議が終了して「作成」となりますと、そのあとで、誤字点検・印刷・ポスト仕分けなどの行動がありますから、どう考えられても、無理ということになります。従いまして、火曜日の夕方までの動きを「記事として書く」として、水曜日は、「ごきげん印刷・ポストへの仕分けの日」になります。という次第で、二十日の本会議の報告が「次号」となりますことご理解ください。



### 十一日総務文教委員会で「教育費増加について

#### て国への要望書提出」の請願が委員長採決へ

総務文教委員会に、六月議会から継続審査となっていました「請願書・教育費の増大を求める国への予算増大を求める意見書提出」について、委員会では賛成が、河村議員(市民が第一)と広谷議員(公明)と私が賛成、反対が中島(議長)と三浦議員と寺坂議員の三人で「可否同」となりまして、金田委員長が、規定により「私は賛成です」ということで委員会では、多数で「請願書は採択」となりました。



### 令和四年度各会計決算議案が二十日に上程

#### 決算議案の質問は二十七日午前十時から

二十日の本会議に、令和四年度一般会計決算、国民健康保険特別会計決算、田邑財産区会計決算など十八議案が提案されまして、二十七日の「決算質問」の本会議まで「休会」ということになりました。

二十七日の決算質問は、この記事を作成時点では不明です。私は質問の予定ですが、五人から六人程度の発言通告が出されると思われますが、質問の順番も「不明」ということです。二十日の夕方には「ほぼわかる」とはありますが、「微妙なタイミングの」記事を書く日時ということですが、



第1322号  
2023年  
9月28日  
連絡先  
TEL22-9072

赤旗読者ニュース  
末永弘之 便り  
「しんぶん赤旗」とともに  
おとどけます

## 20日（水）の本会議は、厚生委員長報告へ質問から でした・そして、2つの「補正予算」に反対でした



津山市議会は、二十日に常任委員会の審査結果の委員長報告が行われ、委員長報告へ質問しました。

災害拠点病院への運営費補助金について疑問あり

末永「中央病院を対象とした、災害拠点病院運営費補助金一千二百万円は、どんな災害が起り、「災害にあった人々」を何人治療されたのか。特に、被災地から重症・傷病者の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応を、どのように医療対応されたから、地域の医療機関への応急用資器材の貸出しの行為などが実施されて、しかも、経営が困難なほど赤字となったのか。などの論議のありようをお聞きします。

医療行為をされた場合は、当然「医療点数により適切な医療報酬が入ります。それ以外に、病院側が、なんの費用が生じたか論議されたのかも答えてください。なんの医療行為による補助金をお答えください。

委員長答弁「公的病院が担う災害時の役割を担っており、運営の一部を補助したとの説明を受け、県北の自治体で支援すべきとの論議な



「施設整備費」は、「補助制度」があり「運営費」は、「病院側負担とする」と規定があります。違法性などの論議はどのようになりましたか。

違法性の疑いの論議は？

末永「コロナは別に「対策費」があり「災害拠点病院の指定をするための「施設整備費」は、「補助制度」があり「運営費」は、「病院側負担とする」と規定があります。違法性などの論議はどのようになりましたか。

委員長答弁「これについては子細の論議はしておりません。末永「どうも論議が不十分なようです。何とか補助できるといふ意味合いを一作り上げるため① 維持管理の病院の業務、② 井戸を管理して真水を確保③ CT維持管理費として、④ 廊下への酸素ストレンッチなど上げていますが、ことさらに「災害拠点とかの理屈をつける項目」ではなくて、日常普段の業務

### 民主的医療機関のご案内です

平福診療所 (TEL28-3858)  
は平日は朝9時から12時まで診察を行います。  
ただし、月・水・金は、夜間診察として午後4時半から6時まで行います。



市内の歯科医の休日診療の案内  
歯科医療センター 22-4021  
★日曜・祝祭日・年末年始 9時～15時  
★障害者・高齢者診療もあります。  
まず電話して相談して下さい。

10月1日 日曜日、休日当番医案内	
内科	外科
日本原病院 (36-3311)	津山第一病院 (28-2211)
津山 クリ (35-2346)	
平井 クリ (42-3131)	
午後5時～午後10時まで当番医です	
津山 中央 (21-8111)	津山第一病院 (28-2211)

### 津山市議会定め・豆知識コーナー

※関連質問について※  
関連質問という現象が実際の本会議で行われるのは、1回の定例会議で1回か2回程度見られますか、ということでしょうか。

これは、質問通告していない問題で、他の議員が質問した案件で「とても気になる、質問とか答弁の内容がおかしい」と思える時に、挙手して「関連」と称して質問することを言います。30分の質問時間内で、1案件一回のみ認められているのが「関連質問権」です。関係質問を「行いたいとき」に自分の質問30分を使用していましたら、質問ができないという事です。

(一画続き) 論議しました。災害時での活動など、大変な苦勞されている。地域住民の災害時、緊急時における命と財産を守る活動には感謝ですが、正しい補助金を交付することは、別問題、なんでも良いというものではないと思います。

**運営費の補助金ですから、どれだけの医療行為が行われ、運営困難になったのかは明確にすべきでした**

★災害拠点病院とは、災害発生時には迅速かつ的確な医療救護活動が行えるよう、災害拠点病院と地域の医療機関、救急医療機関等が連携して傷病者を受け入れることができる体制を構築します。そのため、災害拠点病院、消防機関、警察等の参加による災害拠点病院医療救護要員研修を実施しています。という施設なんです。台風や集中豪雨で、人命にかかわるような重大な災害は起こってないと思いますが。

★私は、厚生委員ではありませんから、厚生委員会で、私が思う疑問点が論議されることは無いのは当然ですが、どんな活動があり、どれだけの医療費報酬が入ったのか、そして、支出されたのか、が論議されていない。そして、「運営費に関しては病院の負担」とされているにもかかわらず、津山市が単独で補助することを認めた、ということですから、そうした点については、われわれ議員や市民が納得できる委員長報告をほしかったと申しておきますし、厚生委員長(高橋議員)において、まともな委員長のプロセスなどは、当然、あるべきだと思います。ある意味、それらも、委員長としての「役割のひとつ」と指摘させていただきます。そして、

**異例中の異例なことでしたが「議長」へのお願ひ、**

**無理を承知で市長答弁の議事進行について要望**

末永く議長にお願ひですが、この委員長報告への質問を通じて、どうしても疑問が残ります。当局に、最低でも「どんな災害が、いつ、どこどここの地域でおこったのか」、そして「災害にあった人々」を何人、治療されたのか、コロナ対策はこの課題での治療ではありません。コロナは補助金も、別途支給されていると思います。特に、被災地から重症・傷病者の受け入れ及び搬送を行う広域搬送への対応を「行ったのかどうか」を確認し、どのように医療対応されたのか、地域の医療機関の応急用資器材の貸出しの行為などが、いつ行われたのかを明確にすべきです。まさか、災害拠点という点では、何もしていないのに補助するのではないと思いますが、明確にすべきではありませんか。そのために、当局に説明してもらいたい。災害救助という意味で、どの程度実施されて、しかも、経営が困難なほど、赤字となったのか、などをどうやって確認、調査したのかどうかを、当局から答弁してもらおうわけにはいきませんか。と、お願ひし、一応、委員長への質問は終わりますが、冷静に、政党などへの偏見を捨てて、皆が考えていただければ、私の指摘した疑問を持ったまま、補助金を決めてしまうというのは、議会本来の任務にならないと言います。そのことも考えて、是非、市長に答弁をさせていただきます。答弁を頂いたら、一回だけ再質問もお願いしまして、終わります。



この要望に対して、中島議長は、中島「質問については、すでに終わっています。従いまして、討論だけにしてください。」

**久米プール建設にかかわる委託料に反対**



久米プールは、古くなって危険というところから、建て替える「必要」とは思いますが、可動式二十五メートル公認プールで、約二十一億円の建設費が必要なものを作る必要はないと思います。公認プールが必要とするならば、五十メートルプールでないとダメだと思えます。今回の二百万円の「委託」ということですが、民間のノウハウを活かして、より立派な企画書を作るとの説明ですが、それは、職員的能力を軽く見すぎて、職員に対して失礼な話です。ここまで、努力して企画書を作り、一度、議会に説明したものです。いわば、基礎はできています。最後の「詰め」の仕事も職員にやってもらうべきです。やれる力と能力はある。

委員会の審査で、副市長は「職員にやらせるということ、残業手当が必要」と説明があり、委託のほうは「安い」という説明も聞きましたが、なんで、プールの最後の詰めの作業、企画書づくりが、すべて残業によらないといけないのか疑問、通常の勤務の中でやる、多少の残業はあっても、やるべきだと思います。ということで委託料二百万円に反対です。

**災害拠点病院運営補助の在り方に反対**

中央病院への「災害拠点病院運営補助金一千二百万円ですが、どんな災害が起こって、どれだけの患者さんを引き受けて、災害拠点病院としての機能を発揮したのか不明のままです。ことによれば、特別に、災害拠点病院としての施設の許可はとったが、これという災害はまだ起こっていないのではないかと。すなわち、災害拠点病院としての機能をまだ、十分に發揮していないというか、そんな災害はまだ起こっていないというべきが本当かもしれません。

補助金適正化の問題もあり、圏域の施設・制度なのに、津山市だけが補助するという問題もあり、どう考えましても、将来に「重大な問題を持ち込む補助金」といわずにはいけません。と、言うことで反対です。

**台風七号の災害復旧費補正予算は評価し賛成**

この度の台風七号の「加茂・阿波地域を中心とした被害について、復旧に関する補正予算、約四億円が提案されました。これから追加される「災害対策・復旧事業」の約四億円の補正予算が提案されました。一般質問の中で「緊急に災害復旧予算を提案すべき」と述べていましたから、「急いで、九月議会に提案する努力をしていたいた職員さん、関係者にお疲れさん、本格的な復旧の仕事はこれからですから、頑張ってください」と、エールを送り、賛成の討論を行いました。

様式第3号(第4条関係)

## 支 出 伝 票

支 出 日	令和5 年 11 月 13 日		
費 目	1 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	15,000 円
	2 研修費、会議費		
	③ 広報費            4 広聴費		
	5 資料作成費    6 資料購入費		
	7 人件費            8 事務所費		

支 出 内 容	市議会報告「ごきげんいかが」作成・印刷・配布手数料
---------	---------------------------

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)
--------------------------

# 領 収 書

末 永 弘 之 様

令和5年11月13日

金 15,000 円也

ただし、令和5年月10月市議会報告（ごきげんいかがですか）作成・印刷・配布手数料として、上記金額を領収しました。

・ 住 所

建師

・ 氏 名



第1325号  
2023年  
10月19日  
連絡先  
TEL22-9072

赤旗読者ニュース  
末永弘之 便り  
「しんぶん赤旗」とともに  
お届けします

### 福祉施設の在り方を考える 市民の会などが申し入れ



十月十一日に「津山市内での福祉施設の在り方を考える会・愛和荘内の『虐待・人権無視』などを告発する家族の会」などの皆さんが津山市議会・中島完一議長に「申し入れ」を行いました。その内容など、関係者の許可をもらい、申し入れに使用している人名・原文をそのままにして子細を二面に紹介します。

十月十一日に「津山市内での福祉施設の在り方を考える会・愛和荘内の『虐待・人権無視』などを告発する家族の会」などの皆さんが津山市議会・中島完一議長に「申し入れ」を行いました。その内容など、関係者の許可をもらい、申し入れに使用している人名・原文をそのままにして子細を二面に紹介します。

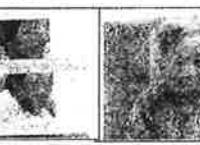
### 申し入れの二つの課題の要約は

① 愛和荘内で起こっている「虐待」と思われる行為を議長として認識し、議会で調査してほしい。  
② 愛和荘施設長から「九月議会頑張ってください」とのメールに「ハイ、頑張ります」と書いたことをどう思うか。  
（正式な文章は二面）

申し入れの翌日ですが、議長が、私に「昨日早速、市長とか参与に対して皆さんの話を伝えておきました。しっかり指導するように申していますから・・・」という意味の連絡をくれました。関係者にそのことも確認をしましたら、「議長から言われました」ということでした。  
早速、家族の会の皆さんの申し入れによって動きを見せてくれたというところで、関係する皆さんの申し入れの価値がでて来て、一歩でも前進することを望みます。

### 強化の方向を提案でした

議長も、関係者に連絡・指導



上記の二枚の写真は、利用者の虐待の後と見える顔の「あざ」などの写真です。家族の会の人たちが、こうした写真・医師のカルテ・愛和荘の介護記録のコピーなどを説明を加えて議長に見てもらい手渡しました。

★愛和荘の施設長は「虐待などで話し合いにくる人」をすべて「極左」と称する妙な癖がありますね。皆さんが話し合いに行くとときの彼のフェイスブックの記事を見てくださいな。

### 不適切な言葉を使いました

②の課題では「九月議会全体を頑張るという意味なんです」との説明でしたが、「それはそれで、極左をやっつけるのは何ですか」「私らは極左ではない」等を確認し、最後は「不適切な言葉であり、おわびする」という趣旨のことを述べ、今後はこんなことがないように強く要望しました。



極左集団は、平和な社会を暴力で破壊することを企んでいる集団で、昭和三十年代初頭に誕生した組織です。運動としては、街頭で火炎びん、鉄パイプ等の武器を使用した暴力的な行為を繰り返してきた「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすなどを行ってきた集団です。日本共産党が「厳しく批判している活動スタイル」をとる集団です。

## おかしな話ですが、こんなことがあるんですよ 「極左」をやっつけてください→頑張ります、とは？

民主的医療機関のご案内です  
平福診療所 (Tel.28-3858)  
は平日は朝9時から12時まで診察を行います。  
ただし、月・水・金は、夜間診察として午後4時半から6時まで行います。



市内の歯科医の休日診療の案内  
歯科医療センター 22-4021

★日曜・祝祭日・年末年始 9時～15時  
★障害者・高齢者診療もあります。  
まず電話して相談して下さい。

10月22日 休日当番医案内

内科	外科
大桑 医院 (26-1349)	津山第一病院 (28-2211)
林 小児科 (22-1256)	
ひらいクリ (42-7811)	
午後5時～午後10時まで当番医です	
津山 中央 (21-8111)	津山第一病院 (28-2211)

津山市議会定め・豆知識コーナーはお休み  
※太陽光建設問題特化総務文教委員会を20日(金)に開催予定※

津山市議会総務文教委員会は、太陽光発電事業に関する問題のみを論議する為に10月20日(金)午前10時から、第一委員会室で開催予定としました。  
委員会傍聴は、事前に届け出が必要ですが、議会事務局(32-2140)へ電話して予約してください。子細を教えてください。  
・市長の行動日程表について、・土地賃貸の経過についてと賃料について、・工事の完全性、埋め立ての木株の扱いについて、・その他を私は聞いてみたいと思います。







第1324号  
2023年  
10月12日  
連絡先  
TEL22-9072

赤旗読者ニュース  
末永弘之 便り  
「しんぶん赤旗」とともに  
おどけます

## 負の遺産の支払い問題・福井県敦賀市への旧勝北町の責任による「負担金とは何か」を問いかけてきた

旧東部衛生処理組合が福井県敦賀市に迷惑かけたとは



質問↓元勝北町との関係で、津山圏東部衛生処理組合（合併前まで、奈義町、勝北町、勝央町で構成）が、福井県敦賀市に「迷惑をかけた」として、約四十一万円の負担金は、どのような経過で支払うのか、何があったのか、わかるようにお答えください。

敦賀市への負担金は、旧勝北町地域のごみは、「旧津山圏東部衛生処理組合」で、合併前の平成十年から十二年まで「焼却灰」を敦賀市の民間最終処分場で処分していた。その事業者が違法に処分場を拡張し大量の廃棄物を受入れた後に倒産し、福井県と敦賀市が処分場の汚染防止対策を行いました。その対策費用の支払いを求めて敦賀市が提訴され高裁の和解勧告を受け、さらに福井県の指導で敦賀市が「安全化への工事」を行った費用を負担しており、負担は令和二十年まで続きます。

質問↓和解金はいくらなのか。答弁↓五百六十二万円を敦賀市に支払っております。

汚染防止対策費用の負担は幾らか答弁↓毎年、三十五万円、四十九万円を支払っております。



質問↓勝北町・元暴力団の組長、といわれる人のあつせん、敦賀市の暴力団とかかわりのある「処理場」と契約を結ぶ時のみ勝央町長が管理者となり契約をした。なぜ、奈義町から福井県敦賀市という遠くへ運んだのか？

答弁↓奈義町内の最終処分場が使用できなくなり、平成十年に、処分先として当初予定していた他の業者よりも、処分費用が低額であり、所在地もより近くであったことから、福井県敦賀市内の民間最終処分場を選定したものです。

質問↓平成十年二月に三重県伊賀市へ決定し、同年四月に奈義町から勝央町に管理者が変わり、同年六月に敦賀市の問題の民間処分場と契約し、六月二日から、運び始め、翌年の二月二十四日には、元々の管理者である奈義町に管理者が変わったという経過ですから、この件の子細は「一般質問課題」となりますから、今日は、「おかしな経過だ」とのみ指摘しておきます。

暴力団の陰におびえる行政  
質問↓私は当時、暴力団の関与があり、行政指導が充分できてない敦賀市側の弱さ、指導力が十分でなかった点を指摘して争うべきと、申し入れもした記憶です。それを受け入れないで「和解」の道へ進んだ。これが、今、負の遺産として引き継がれてきたわけで、こうした経過について決算を通じてどう思われますかお聞きします。



質問↓高専裁判所から和解案が示され、上告しても有利な判断が下される見通しは、非常に厳しい状況にあるとの分析から、和解案を受入れることとしました。当時の委託業者への管理・監督が不十分であったことが原因と考えられておりますので、今後同様の事態が発生しないよう、徹底してまいります。

質問↓決算審査を通じて、将来の市民に、負担を少なくする問題で、原因者負担、暴力団と言われた人たちの責任、勝央町長が、その時だけ管理者となった経過と原因、その責任、仲介人の責任、ここから、「敦賀市への支払い負担をそれ相応に」してもらおうべきだと主張してきました。（二面へ）

質問↓「市民に負担を少なくする問題で、原因者負担、暴力団と言われた人たちの責任、勝央町長が、その時だけ管理者となった経過と原因、その責任、仲介人の責任、ここから、「敦賀市への支払い負担をそれ相応に」してもらおうべきだと主張してきました。（二面へ）

民主的医療機関のご案内

平福診療所 (Tel.28-3858)  
は平日は朝9時から12時まで診療を行います。  
ただし、月・水・金は、夜間診察として午後4時半から6時まで行います。

市内の歯科医の休日診療のご案内  
歯科医療センター 22-4021

★日曜・祝祭日・年末年始 9時～15時  
★障害者・高齢者診療もあります。  
まず電話して相談して下さい。

10月15日(日)曜日休日当番医案内

内科	外科
石川 病院 (26-2188)	津山第一病院 (28-2211)
松尾小児科 (28-5570)	
只友 医院 (42-2043)	

午後5時～午後10時まで当番医です  
津山中央 (21-8111) 津山第一病院 (28-2211)

津山市議会定め・豆知識コーナー  
～市長の反問権について～

津山市議会では、議員の質問に対して、市長の側が「議員に質問(反論のよう)な内容をする」ことができるように定めています。そのことを「市長の反問権」と称しているわけです。政策論点を明確にするため、といわれていますが、私が経験した議会では「反問権の行使はまだない」と記憶ですが、年に一回か二回は「ある」ということを聞いてはいます。これは、市長の考えですから、質問する「議員への思考」が大いに関係するのではないかと思っています。

(一面続き) いわゆる「負の遺産整理」には、原因を作り出した人たちの責任、賛成をしてきた議員さんらの責任、すなわち「原因者負担」とするのの方策を原則とすることを求めた経過もありましたが、こうした整理の「あり方」を谷口市長として、どう思われますか。

答弁→故意または重大な過失により損失を被った場合には、原因者に負担を求めることが必要と考えます。津山圏域東部衛生施設組合で決定がなされたことは、当該組合が当時の様々な状況を勘案して判断したものと考えております。

### 太陽光発電工事における津山市の土地賃貸料金は?

私の質問の前に、近藤議員が同様の質問をし、田邑財産区との契約(建設会社と管理者・谷口圭三の名前)では一坪が十六円九十二銭であり、津山市の土地契約(建設会社と谷口市長の名前)では、一坪が四十三銭(一円にも満たない額)で契約がおこなわれていることが明らかになりました。

### それを受けて私の質問の概要です。

質問→太陽光建設会社に貸し付けている津山市の土地は、普通賃貸契約で、一年契約です。賃料が、山林が一年間で一万五、五〇一円、赤線部分は、約七か月分まで、二四二円の歳入決算です。なぜ、こんなに安いのか。近藤議員との質疑応答で、津山市有地は一坪が四十三銭ということでした。田邑財産区の方は、一坪が十六円を超えている、何で、津山市は、こんな契約をしたのですか。わかるように答弁してください。

そして、令和四年度、決算年度は、八月十五日から「貸付賃料」をもらっています。赤線道部分であった土地を令和四年八月十五日から貸付契約していますが、それまで、当該土地の賃貸契約と賃料入金は、どうなっていたのですか。財産区を見る限り、平成三十年以降、太陽光建設として「津山市の土地も、財産区の土地も、太陽光建設の造成土地として土地は使用されています。令和四年度までの経過も含めて、明確にしてください。

### 同じ使用目的、一連の土地だから、財産区と

### 同額で契約すべきではないか

答弁→田邑財産区の太陽光事業について、単価が異なる契約をしたのは、近藤議員への答弁でもお答えしたように、事業者側からの提示額と、本市の貸付基準の違いによるものです。

次に、赤線道部分であった土地の賃貸借契約についてですが、当該土地は地番のない土地であったため、測量により地番が確定され、法務局での表示登記が完了した令和四年八月十五日付けで普通財産となり貸付契約を行ったのです。それ以前は、普通財産ではなく、法定外公共物としての扱いであり、貸付契約及び賃料としての入金はありません。

質問→次に、太陽光と土地賃貸の問題ですが、財産区では、事業者側から提示した額が十六円を超えている賃貸料であることは、知っていたわけですから、津山市も、同額で求めるべきではなかったのか。

答弁→普通財産の賃貸については、市としての算定基準を定めており、基準に基づき契約したものです。

質問→スッキリとした答弁とは思えません。財産区も津山市有地も、同じ市長の名前の契約、増額すべきたと申しておきます。

決算を通じて、総括的に、市長に聞きましたが、決算全体を通じて、津山の財政を少しでも好転させる、その材料として「入り」を注目していくこと。指摘しました超過負担

ですが、異常な建築資材などの値上げを考えると、一層超過負担は多くなっていると思います。政令指定都市の例しか資料がありませんが、学校の増築では、補助基準の「四十三」の補助しかないと思えます。地方の当然の権利として超過負担の解消を求める。また、旧勝北町の「敦賀の民間産廃処理立て業者と契約した人たちの責任、太陽光建設での土地賃料を「増大する」、直接質問はしていませんが、「収入未済・不能結算の整理」など歳入増をどうされますか。

### 答弁→超過負担解消など、今後深く検討をしていきたい。

### 財政負担になっている「負の遺産」を作り出した

人たちが、それに賛成した議員の責任を求める政治を  
質問→行革と称して「支出を抑える」やり方は、時によっては低所得者の暮らしを直撃するケースもあります。したがって「出納閉鎖、決算事務などを通じて歳入を考える体制を強めていくべきだ」と思う。指摘してきた①アルネへの湯水のごとき税金投入を仕組んだ人たちが②元勝北町などの敦賀市へ焼却灰を捨てることを仕組んだ人たちが、暴力団の影と言われた人たちが③新クリーンセンターの無茶な土地買収をしたり売ったりした人たちが④同じ使用目的の土地を「格差をつけて使用させる」などの解消による歳入増を思考し

「負の遺産」を作り出した施策に賛成した議員にも「責任を取ってもらう」政治を!  
そして、議会・議員の責任についてですが、私は、かねてから「議員にもそれ相応の当事者責任を取ってもらうべき」と指摘してきました。

過去の「負の遺産」となった施策、将来にわたって「市民の税金が使用される支払いが要求される事業に賛成した議員」に、それ相当の「損害負担金」のようなものを出してもらおう。そんな政治になれば、議員は、与えられた議案・予算をもっと真剣に賛成すべきか、反対すべきかを考えるようになると思えるし、もつと真剣になる政治が生まれると思えます。そこから、「議会への期待感も生じる」のではないのかと思えて仕方ありません。それが無くて、「何をしても責任がない議会」ですから、「議会は不要だ」と言われたり、投票率が選挙ごとに少なくなるといふ現象が少しは改善するのではないのでしょうか。

そんな政治になることを決算の本会議質問を終わるにあたり、「歳入問題の在り方」として指摘しておきます。



日本共産党  
津山市議会 だより

第1323号  
2023年  
10月 5日  
連絡先  
TEL22-9072

赤旗読者ニュース  
末永 弘之 便り  
「しんぶん赤旗」とともに  
おとどけます

## 9月定例市議会は27日(水)に閉会。令和4年度決算 議案の審査、8人が質問・最後が末永の質問でした

今も続く「過去の負の遺産」への負担金支払い



津山市議会は、二十七日(水)に令和四年度各会計決算の質問が行われまして、八人が質問し、私は八番目でした。財政難と言われる昨今、「国の悪政から地方財政を確保する問題、過去の大型開発事業・負の遺産による負担金の改善策、悪政を行った本人から負担金をとるべし」などを取り上げ、収入の道を開くことを訴えました。

議長への発言通告の届け出は  
一、一般会計決算議案についての市長の考え方  
(一)監査意見書について  
(二)①アルネビル関連決算②敦賀市との統却灰整理問題③津山園城資源循環施設組合負担金など  
二、田邑財産区会計決算(①田邑財産区の地上権設定契約と津山市の賃貸契約における決算額など②令和四年度財産区決算と一般会計決算から見えてくるものは)  
三、市道八十号線・城南医院の立ち退き問題、育苗センター問題なども「通告」していましたが、時間不足で取りやめました。



末永「決算状況の全体と、監査委員も指摘しています。津山市全体の財政力指数は二年連続で、①自主財源率悪くなっている。②経営収支比率③義務的経費比率④公債費比率の四つの指数が「厳しい結果」です。どう認識しますか。

答弁「令和三年度以降はコロナ交付金事業などが縮小し、コロナ前の決算規模に戻りつつありますが、主要な財政指標については、将来負担比率は改善したものの、経常収支比率など悪化しており、市が出資の団体の償還など、本市特有の事情により、財政状況は厳しくなっており、財政基盤の強化が必要です。質問「決算には数値として明記されていませんが、いわゆる「超過負担」ですが、隠れ決算というべき課題で、超過負担問題は国の指導もあつて、各自自治体が「試算すらない、いわば死語のような扱い」になっています。地方自治体にとっては国からの「交付金を増額してもらえない」という材料であり、国も知らないとは言えない」と課題です。



「国の負担金、補助金等の地方公共団体に対する支出金が、地方が行う事業費準備などと実態に即応していないこと、すなわち、国庫補助負担金の単価が実態に比較して低いこと、また、交付の対象となる、教職員数、建物の面積等が不当に少なく見積もられており、さらに、当然国庫補助負担金の対象となるべき諸経費が補助対象からはずされていること」等から生じているために、地方が基準に対して超過して支出していること」ですが、学校建築費などでは政令指定都市の試算で「総事業費の四十二%が超過負担額で、市の負担になっている」と発表しています。津山市の歳入を増額するために、超過負担を試算し、国に「超過負担解消」を求めるように主張しました。

国による超過負担とは何か？  
超過負担とは、「国の負担金、補助金等の地方公共団体に対する支出金が、地方が行う事業費準備などと実態に即応していないこと、すなわち、国庫補助負担金の単価が実態に比較して低いこと、また、交付の対象となる、教職員数、建物の面積等が不当に少なく見積もられており、さらに、当然国庫補助負担金の対象となるべき諸経費が補助対象からはずされていること」等から生じているために、地方が基準に対して超過して支出していること」ですが、学校建築費などでは政令指定都市の試算で「総事業費の四十二%が超過負担額で、市の負担になっている」と発表しています。津山市の歳入を増額するために、超過負担を試算し、国に「超過負担解消」を求めるように主張しました。

### 民主的医療機関のご案内です

平福診療所 (TEL28-3858)  
は平日は朝9時から12時まで診察を行います。ただし、月・水・金は、夜間診察として午後4時半から6時まで行います。



市内の歯科医の休日診療のご案内  
歯科医療センター 22-4021  
★日曜・祝祭日・年末年始 9時～15時  
★障害者・高齢者診療もあります。  
まず電話して相談して下さい。

10月8日 日曜日、休日当番医案内  
内科 外科  
勝北 クリ (29-7701) 津山第一病院  
中島 病院 (22-8261) (28-2211)  
かたやまクリ (24-1310)  
午後5時～午後10時まで当番医です  
津山 中央 (21-8111) 津山第一病院 (28-2211)

10月9日 スポーツの日 休日当番医案内  
石川 医院 (26-2188) 津山第一病院  
松尾小児科 (28-6570) (28-2211)  
只友 医院 (42-2043)  
午後5時～午後10時まで当番医です  
津山 中央 (21-8111) 津山第一病院 (28-2211)

津山市議会定め・豆知識コーナー  
※定例市議会とは※  
条例で定められている「年4回の市議会」のことを言います。①3月議会→主に「次年度の予算編成」などが提案されます。②6月議会→比較的提案件数が少ないのが特徴かな。③9月議会→補正予算・次年度への要望事項などが主な扱いかな。④12月議会→年の終わりに、補正予算・次年度へ本格的な要望事項などが中心かな。

「行革」で出を抑制するのは市民生活を犠牲に

「入り」を増やす道を検討し、未来へ繋ぐべし



決算には、アルネ問題、クリーンセンター建設問題、元勝北町の「衛生処理組合」などの負担金としての支出が多額にあり、「負の遺産」とも言うべき支出です。その原因を突き詰めて「原因者負担制度」を思考することで「出を減らす」施策へ転換を。と具体例を示して問題提起しました。

末永アルネ管理会社・津山街づくり（株）へ支出した経費運営事業の一億六千八百円などに加えて、ベルフォーレ・さんさん・図書館の負担金・支払額はいくらか。

答弁→街づくり会社へは、総額二億八千万円となります。末永建設時とその後運営費と「まさ」湯水のごとく税金を投入する再開発事業」と言われ続けてきました。平成二十年ころ、屋上階の駐車場を三十四億円で購入した時、「これ以上税金で床は買わない、負担金・共益費の増額はしない、税は投入しない」という声明のような答弁をしたのを思い出しますが、何で、こんなに税金投入が増えるのか、教えて下さい。

答弁→アルネ再建案の実行に伴う上層階駐車場や地域交流センター等の公有化に伴い、施設の管理費が増えています。新たな税負担は「しない」と約束ではなかったのか？

末永→増えないと約束したと言っています。アルネビル・中央街区事業は、再開発総事業費が、約二七〇億円。税金投入金額が三〇〇億円を超えて出ています。事業費よりも、税金投入額の方が多い、という珍現象、おおよそ、考えられる事態ではなかった。七十億円を超える「使途不明金」の存在、百条調査権発動の議会調査、リコール運動へと、津山市の歴史にのこる「汚点の歴史」が流れてきたわけです。この結果として、平成十八年から二十年にかけて、「もつ、アルネへの新たな税負担はしない」となったもので、それが平成四年度決算数値で、大きく市税投入が増大している。何で、こんな数値の負担があるようになったと思われませんか。

答弁→アルネ建設当時より現状の管理費負担が増えているのは、平成十七年のアルネ再建案による床の公有化に伴うものです。末永→リコールのあと生まれた桑山市政は、床を買わないこと、税金を入れない施策を思考し、「アルネにけじめをつける」と、市長に当選したが「けじめはつけないで、公金投入の道を、さらに広げ、今日の、永遠に税投入が必要」という建物にしてしまいました。アルネ再建案の実行に伴う増額分は、地域交流センター指定管理料三千三百万円、商業基盤施設整備及び運営事業、及び上層階駐車場の共益費一千二百万円があり、合計一億五千二百五十万八千円の執行についてどう判断したのか。

答弁→平成十七年当時のアルネ再建案は、本市の中心市街地における都市機能を維持することで、地価の下落や雇用の喪失といった事態を回避し、県北の拠点都市としての役割を果たすため、現在のアルネ管理費については、都市機能を維持するための施設にかかる経費として義務的な支出となっておりますが、今後アルネが所期の目的を果たすよう取り組むつもりです。

あの時、あの瞬間に「議場に座っておけば」



質問→周辺商店への集客力という目的は、どうなのか。

答弁→複合施設としての都市機能を効果的に発揮させることで、周辺商店街を含めた中心市街地にぎわい創出を図っていくことが重要と考えており、地産地消スペースの整備に取り組んでおります。アルネを活用した各種施策の実施により、周辺商店街への集客など、一定の役割を果たしてきていますと考えております。

質問→無いよりはあった方が良く、という意味かな。集客力へ一定の役割を果たすが、そうかな。と、疑問符を返しておきます。あの時に、あの瞬間に、谷口という議員が、アルネ問題には「批判的な言動」をしていたわけですから、勇気を出して、議場から出ないで、座っておれば、アルネビルは、事業推進が止まっていた。可否同数で、秋山議長の「議長裁量権行使による予算議決」は無かったわけです。アルネ関係予算は「否決されていた」のは、まぎれもない事実なんです。思い出してください。お互いが、とても「苦しい思い」の話です。が、この苦しい経験、今の政治に活かすとすれば、この決算のような「支出は無かった」「少ない額ですんだ」と思いませんか。

答弁→当時の私の思いは、債権放棄に踏み込んだ抜本的な再建計画の実施を望んでおりましたので、緊急支援策は抜本的な経営再建に繋がるものではないと判断をしたものであります。緊急支援策が私の考えとは乖離し、議案としては熱いということから、平成十五年一月の臨時議会では議場から退席をしたものでございます。ただ、結果として当時のアルネ再建案は実行されており、現在の管理費等は、施設の維持管理に必要な経費となっております。

アルネなどの、過去の負の遺産は、現在の市民の支払いへ継承され「重い負担」になっています。

結論としての平成四年度決算審査を通じて、未来へ豊かな財源を伝えるための施策を提案しました

アルネに関する質問は、ここで一度「お休み」にしまして、次の「負の遺産」として支出が続く、元勝北町・桑園町・勝央町で組織していただきました「東部衛生処理組合野焼却灰」等を産業廃棄物として、福井県敦賀市の「暴力団が関与していると言われた民間産業廃棄物処理施設」で処分をするようになった経過、敦賀市へ迷惑をかけたとして、裁判により支払いを余儀なくされた決算についての問題など取り上げました。

アルネ問題、東部衛生処理組合問題、クリーンセンター建設問題などの「過去の負の遺産」となっている施策を提案したり、賛成した議員の責任」を含めて、負の遺産を作り出した人々の責任論、原因者負担金を導入して、様々な施策へ「真面目に、真剣に、責任をもって事に当たれる政治家のあり方」を提案しました。次号などで、具体的に紹介をします。

様式第3号(第4条関係)

## 支 出 伝 票

支 出 日	令和5 年 12 月 26 日		
費 目	1 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	11,880 円
	2 研修費、会議費		
	③ 広報費            4 広聴費		
	5 資料作成費        6 資料購入費		
	7 人件費            8 事務所費		

支 出 内 容	市議会報告ごきげんいかが・市議会報告会案内などコピー用紙代金
---------	--------------------------------

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)
--------------------------



様式第3号(第4条関係)

## 支 出 伝 票

支 出 日	令和6 年 1 月 11 日		
費 目	1 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	15,000 円
	2 研修費、会議費		
	③ 広報費            4 広聴費		
	5 資料作成費    6 資料購入費		
	7 人件費            8 事務所費		

支 出 内 容	市議会報告「ごきげんいかが」作成・印刷・配布手数料
---------	---------------------------

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)

# 領 収 書

末 永 弘 之 様

令和6年1月11日

金 15,000 円也

ただし、令和5年月12月市議会報告（ごきげんいかがですか）作成・印刷・配布手数料として、上記金額を領収しました。

・ 住 所 津山市 

・ 氏 名 



日本共産党  
津山市議会 だより

第1327号  
2023年  
11月 9日  
連絡先—  
TEL22-9072

赤旗読者ニュース  
末永弘之 便り  
「しんぶん赤旗」とともにお届けします

### 総務文教委員会・太陽光建設に係る特化した委員会審査の結果として、12月議会までに資料を提出などを！

市長の「行動日程表」の提出は何故出来ないのか？



市議会本会議や総務文教委員会では何回か問題になっていまして平成三十年六月一日の谷口市長の「行動日程表」ですが、結果として、総務文教委員会に提出がありませんでした。

末永市長の行動日程表について、秘書室には無かったが、後援会事務所にあったとして裁判所に提出されていますが、その文章は「私用」とはいえ公務である。市長から提出してもらおうべきではないか。答弁「私用のものを裁判に出されてはまずから...」

#### 秘書のパソコンから消えていた

両備システムには存在するはず  
末永市長の行動日程表を作成した秘書のパソコンは削除したとしても、元の両備システムの中には残されているはず。答弁「両備システムにはあると思う。末永市長委員会として両備システムに正式に依頼して出してもらいたい。★議長室に資料の提出を求めたにもかかわらず、特別委員会を呼び求めるか、など協議となりました。たが、さらなる検討課題となりました。」

六月一日とはどんな日？



この日は、太陽光発電会社の社長K氏が「十時から津山市の財政部長にあいさつ、十三時から谷口市長にあいさつします。今日の面談です。『今夕の食事会にも谷口市長が参加することになりました。』と会社関係者にメールで報告している日です。K氏から連絡もらった仲間の人から末永が資料などもらい話を聞いた案件です。さらに続きます。」

昨夕・・・と会食しました、とても良い雰囲気でした。

（K氏からグループの皆さんへ報告メールの原文コピーです）  
この件を市長は「全面否定」しています。従いまして、六月一日の市長行動表が必要になります。

時系列から見えますと



「田邑財産区と太陽光建設工事」に係る時系列を資料として求めましたが提出無しで私が以下を指摘です。

- 宮地市長時代 農用地区域除外用途変更) 申し出をしている。
- 平成二十九年五月十五日 田邑連合町内会へ、K氏あいさつ
- 平成三十年二月 市長選挙
- 平成三十年四月二十二日 「市長が交代して見通し明るくなる」の連絡(K氏から各位へ)
- この件は、当局としては「インスタタから借用できない」などと述べています。
- 平成三十年五月二十三日 財産区会議で、ホクラクの契約解除、牧草地として、田邑財産区土地をホクラクに賃貸していた。 ↓財産区として「ホクラクからホームランソナーとの契約を許可する」と決めた日です。
- 平成三十年五月二十八日 臨時田邑財産区会議が谷口圭三管理者の名で招集されます。この時の財産区会長はU氏で、副管理者がN氏で、この時に、K氏との間で「地上権設定契約を結ぶことに同意する」などを決めています。

### 民主的医療機関のご案内です

平福診療所 (Tel.28-3858)  
は平日は朝9時から12時まで診察を行います。ただし、月・水・金は、夜間診療として午後4時半から6時まで行います。



市内の歯科医の休日診療の案内  
歯科医療センター 22-4021

★日曜・祝祭日・年末年始 9時～15時  
★障害者・高齢者診療もあります。まず電話して相談して下さい。

#### 11月12日 休日当番医案内

内科	外科
中島 病院 (22-8251)	津山第一病院 (28-2211)
いちば医院 (28-8300)	
万代 医院 (42-3025)	
午後5時～午後10時まで当番医です	
津山 中央 (21-8111)	津山第一病院 (28-2211)

#### 市政報告会と懇談会のご案内

11月16日(木)午後6時より、久米支所二階会議室において、市議会総務文教委員会が呼びかけます「久米市民プールについて考える懇談会」を開催することとなりました。夜の会議ですが、  
★25mの公認プールを21億円もかけて作り替える必要が本当にあるのか。  
★現在位置での建て替案は2ヶ年かかりますから、その間プールが使えません。今と同様な規模のプールを「別の場所に新設」することは不可能なのか？  
皆さんのご意見をお聞きしたいとの企画です。多数の皆さんのご参加を。



→一面の続き  
平成三十年六月一日を前後したできとは？

まさに、予想外の速さで物事が進んでいますね、



○平成三十年六月一日 社長が 市役所訪問 午前中間係する部長と面談、午後一時に市長と面談、そして、夜は「？」です。この？が大きな争点、市長は、午後六時から八時まで、ある連合町会の懇談会に参加」と説明しています。この時、市長と関係職員はK氏と名刺交換をしています、名刺のコピーなどもK氏から関係者に送付されています。市長は「日時は記憶にないが、その頃に面談したと思う」という説明はしています。

○翌日の六月二日 土曜日のK氏と関係者への連絡で「六月四日月曜日に津山市への本年度の地代を振り込む」とあります。

○六月四日 田邑財産区(谷口圭三管理)と太陽光発電会社K氏との間で「地上権設定契約」が行われる。契約書のサインは、別々に職員が「持ち回り」のように行っていたということです。

※田邑財産区の太陽光発電施設関連の貸付面積単価など 貸付総額 : 10,000,000円 (二年間×二十五年間) 単価 約十六円九十二銭/m<sup>2</sup>

○平成三十年六月四日 八百二十四万円が 津山市に振り込まれる。六月から貸し付けているために、月割計算となつている。

予想外の速さで物事がすすみましたの連絡を  
まさに、K氏も想像を超えての速さで物事が進んだわけでしょう。ここで、K氏は関係する人たちに「予想外の速さで物事が進んでいます」と連絡をしています。

○平成三十一年一月十八日 市有財産単体契約が結ばれる。→山林部分の契約と思われる。

○津山市の太陽光発電施設関連の貸付収入額など ※一万五千四百九円 (33.21契約分) ※一千四百〇六円 (48.15契約分) 二四二円のうち日割り計算の額

○一つの課題として、津山市の土地は、契約のないままに、工事が行われている可能性あり。

○そして、令和三年九月八日に、ホームラン倒産した後の会社「アフター」への裁判判決問題へと時が流れていくことになりました。

○令和三年九月二十一日 二度目と思われる「財産区との地上権設定契約」承認を代表者N氏に変更し行う。

この日に、アフター関係者が、津山に來まして、ホームラン会社の「地上権設定契約と単体契約の解除」を申し出ており、令和三年九月二十八日に、正式な「アフター会社」との「地上権設定契約と登記の手続き」が行われています。

### 加茂五輪原風力発電建設への土地賃貸契約は



別件のことですが、津山市加茂五輪原に建設中の風力発電建設に関わつての建設地の契約は、同じ津山市の土地ですが、ここは「農地賃貸契約」となつていまして、経過で言いますと、太陽光発電よりも数年早くから話を持ち上がっていました。そして、正式に津山市と風力発電建設会社との契約が行われたのは、

○平成二十二年三月十九日 市は、宮地昭範氏相手は、C.E.F五輪原ハイランドファーム(株)です。貸付準備は、細かく契約していますが、平均してm<sup>2</sup>15円

広い元大根畑の開墾地を貸し付けています。畑地と道路部分全体です。そして、

○令和元年八月二十三日に、谷口圭三津山市長の名によって、市有財産賃貸契約書となつて、新たに契約が結ばれています。この土地は、前記の広い大根畑跡地の中で、「風力発電工事」を行う地点、風車が立つ地点の契約ですが、これも細かくは色々ですが、平均してm<sup>2</sup>1千円です

田邑も五輪原も「津山市の土地」なんです。なぜ、賃料に大きな差があるのか疑問です  
同じ津山市の土地です。そして、同じ場所ですが「農地賃貸契約」から「市有地賃貸契約」に契約書の「題目」が変わつたりしてはいますが、当局の説明などでは、「宅地だから、造成している畑だから、元加茂町の基準だから」等々色々といわれま



額の現金を準備している「企業」ですから、市に収入を増やすという考えましたら、1円でも高く貸し付けるように、ひと工夫するべきではないでしょうか。こうした問題も「一つの課題」として、総務文教委員会に近く「文章による回答・説明」が行われる予定です。わかりましたら、また、報告します。

自然エネルギー・太陽光疑惑を考える市民の会が  
呼びかける「市民集会」が十一月二十五日です



★主催 太陽光発電工場の疑惑説明を求め  
る会(代表 宮地 昭範 前市長)  
★と き 十一月二十五日(土) 午後二時  
★と ころ 津山総合福祉会館三階会議室  
私も会の事務局メンバーの一人として、皆さんが、お友達、ご近所お誘いあわせで多加していただくのを待ちしています。よろしく願います。

なお、近藤吉一郎議員が、この件で、街頭宣伝をした、とか、市長選挙で利用したとかの理由で、K氏の「名誉を傷つけた・損害賠償を受けた」として、訴訟に持ちこまれました。東京地方裁判所で審査中です。市民集会は、この訴訟の支援という意味も含めまして真相を知っていただくのも目標としています。



### 九年間かけて住民との合意形成を



一番長いスパンで検討した地域では、九年間の時間をかけています。丁寧に対応して来ました。そして、その地域では、小中一貫校にすることが「目的ではない」ということを「はじめに」決めて検討したといわれています。しかし、四地域の、中学校では最終的に「小中一貫校・義務教育学校」を認めて、すでに開校してました。

### 六年生としての役割・人生経験、リーダーの役割、節目が無くなることへの対策は？

未永の質問の一つ「九年制になりますと、今の六年生で一つの人生のけじめのような社会勉強、そして、最中学年としての学校行事などのリーダーとか、行事のまとめ役、責任の在り方など人生としての大事な経験・体験が失われることに対しての対策など良い方法がありましたら教えてください。

説明「学校によりませんが、一年から四年・五年から七年、そして八年と九年のように「一定の枠組み」での終了方式など取り入れている。

未永「現在は、六年で卒業として節目、そして、新しい別の地域にある中学校に行き、別の小学校から新しい友達が増える、という意味の新鮮さ、新しいものへの期待感・ワクワク感のような子ども心のうれしさを感じなくなるのではないか。

説明「卒業証書は出せないが、六年目に修了証書のようなものを出したり、義務教育学校前期過程修了書を出したりなど「節目」を作ったり、児童生徒活動とか高学年には委員会と教科係などを置いてリーダーのような経験も積んでいます。

### 三日目は鳥取県庁を訪問しました



私だけでなく、その他の委員さんも質問をしまして、鳥取市の視察を終えました。※上の写真は、視察を終えて、新築の鳥取市役所前前での記念の写真を一枚でした。

★三日目は、鳥取県庁の「ボランティア活動日本一」の施策の在り方などを視察しましたが、このボランティア活動の「主な財源」は、日本財団（元船舶振興会・いわゆる笹川財団）でした。

例えば、高齢者の病院への足、買い物難民の足として活用する「タクシー利用」の施策についてですが、「車二万台を日本財団が購入してくれ、各タクシー会社に配備して、それを利用することでしたから、津山市を含めて、他の都市では「日本財団との関係がなく、財源が生まれにくい」という現実があります。

### 何回も市議会で質疑の結果報告→老人福祉施設の元職員の「業務妨害事件」に「無罪」の判決言い渡し



本会議質問で問題としてきました課題の一つ、津山市における老人福祉施設の中で「利用者への虐待行為が行われている疑いあり」ということで、職員数人が「内部告発」をしていました。内部告発だけでは「虐待行為が無くなる」といって、利用者家族に、さらには、行政や警察などにも「訴え」を起しました。ところが、施設側「愛和荘」は、元職員の人たちに「いやがらせ」をしたり「不当解雇（裁判で和解成立で解決済）」を行ったりしてきました。さらには、元職員一人を「業務妨害した」ということで警察に訴えました。そして、検察庁が、元職員の人を「二十万円の罰金刑に相当する」として、刑事訴訟に持ち込んだ事件ですが、十一月九日（木）午前十一時から津山地方裁判所で判決が言い渡されました。

### 被告の元職員を証言台に呼び出し、判決を言い渡す

### 主文「被告は無罪」ときっぱりと述べてくれました



「無罪」と裁判長が述べた時は、傍聴者の席から、思わず「拍手」がおこりました。議会質問して来た価値もあるかな、「よかった、ホッとしました」です。

刑事裁判ですから、判決文は、正式な文章ではなく、いわば「メモのようなもの」を見ながら、裁判長が「口頭による言い渡し」と、検察庁の言い分、弁護士と本人の言い分、そして、裁判所の見解、無罪になった理由についての説明でした。

### 警察庁の提出した証拠物件は「業務妨害事件」として罪を構成する為に必要な合理的な理由には値しない



事件の中心的な内容は、「亡くなった利用者（津山市が虐待と認定した案件）の介護記録が、ベッドから転落してけがをしたことに関係して「打撲以外に特に問題なし」と書かれていましたから、元職員が「システム委員の立場から、問題あるのに無しとは間違っている」として、「問題なし」という文書を削除したことが業務妨害かどうか問われたものです。裁判所は「削除したのは、八月五日であったり、二十日であったり、書き加えたり、削除されたりを複数人で繰り返していることがパソコンの検索の結果から見えて」と述べた感じでした。（文章でなく聞いた判断です）したがって「被告元職員の責任とする根拠がない」という意味のこととも述べました。

必要ならば、また、質問の課題かな。さて、検察庁が上告するかどうかは、二週間後でないとも明らかになりませんが、注視したいと思います。



日本共産党  
津山市議会だより

第1329号  
2023年  
11月23日  
連絡先  
TEL22-9072

赤旗読者ニュース  
末永弘之 便り  
「しんぶん赤旗」とともに  
おどけます

# 12月議会11月27日(月)から→20日議案説明会 ～11月21日は資源循環施設組合(クリーンセンター)議会でした

二十日は十二月定例会議へ  
議会運営委員会と議案説明  
十二月定例会議  
会は、二十七日  
(月)と二十七日  
九日(火)までと  
決定されました。  
提案される議案は  
令和五年第六次一

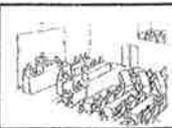


田島財産区の土  
地・津山市の土  
地・個人所有地も  
含めて利用して建  
設中の「太陽光発  
電事業」をめぐる  
いくつかの課題、



新クリーンセンター  
に関する「資源循環施設  
組合議会」の定例会  
議が二十一日に開催さ  
れました。

一般質問は十二月四日(月)  
～八日(金)まで  
質問戦は十二月四  
日～八日までです  
が、質問者の人数に  
よれば七日(水)がい  
よいよ最終日になる可能性  
もあります。いずれ  
にしても、私末永は、最終日  
最後に質問させてほしいと要望する  
予定です。物価高騰、市民の命・暮  
らしを守る施策の実現などを、太陽光  
問題などと合わせて行う予定です。



贈収贈送感といわれる問題の解  
決、六月一日の市長の行動日程  
について市のパソコンの履歴  
② 造成のありかた、木の株・根っ  
子の取り除き・整理など本場に  
安全な工事をしたのか  
③ 加茂五輪原の土地賃貸料と田島  
の賃貸料の差額が大きい問題、  
同じ田島の土地でも、津山市の  
土地と財産区の土地と賃貸料に  
差があることのは非論

た「回答に無いことはおかし  
い」とはなりません。パソコンの  
履歴とか、パソコンの元締め「両  
備システムとの関係」などはまっ  
す。また解決という点にはなら  
ない、継続していく、という基本  
的な見解を述べておきました。

令和三年は持ち出しの費用が約一億  
五千万円です。新クリーンセンター  
の焼却能力をこえて、「ゴミが大量に  
運ばれ、余分な税金を使って他の都  
市に運んで処理している問題」  
※現在の領家地域への建設に保って、  
桑山市長時代の「土地購入問題・産  
院を埋めた土地の購入と後始末など  
の「負の遺産」と言える現在におけ  
る各自自治体の負担金問題」の二つを  
重点として質問しました。仔細は、  
後日報告する予定です。

## 民主的医療機関のご案内です

平福診療所 (TEL28-3858)  
は平日は朝9時から12  
時まで診察を行います。  
ただし、月・水・金は、夜間診察として  
午後4時半から6時まで行います。



市内の歯科医の休日診療の案内  
歯科医療センター 22-4021

★日曜・祝祭日・年末年始 9時～15時  
★障害者・高齢者診療もあります。  
まず電話して相談して下さい。

11月26日 休日当番医案内	
内科	外科
本渡記念クリ (22-8716)	津山第一病院 (28-2211)
林 小児科 (22-1266)	
只友 医院 (42-2043)	
午後5時～午後10時まで当番医です	
津山 中央 (21-8111)	津山第一病院 (28-2211)

## 太陽光発電事業に特化した報告会 ～お誘いあわせでご参加ください



津山市議会の中で様々な  
論議になっています。太  
陽光発電工事を巡る報告  
会を

★11月25日(土)午後2時～4時頃  
★市役所となり津山総合福祉会館3階  
で行います。近藤議員は、この問題を「市  
長選挙の前から質問・報告活動」を行って  
いますが、太陽光推進会社のK氏から「損  
害賠償訴訟」を提起されるなどの被害にも  
あっています。それらの報告もする予定で  
す。関心のある人はぜひご参加いただき、  
ご意見などお知らせください。

十六日は、総務文教委員会がよびかけた「久米市民プールに関する住民との対話懇談会」



久米市民プールの建て替えは必要、しかし、今当局が案として提出しています、①二十五メートルの公認プール、②過疎債を利用して二十一億円が必要なのか、などを市民皆で考えてみよう、市民の率直な意見を聞いてみよう、ということ。十一月十六日(木)午後七時から「久米支所会議室」で懇談会が開催されました。総務文教委員以外の議員を含めて二十数人の市民の方、事務局・マスコミの人たちなど四十人程度での懇談となりました。本場の意味で公認プールが必要なのか、二十一億と言われる建設予定額に公認プールとして、用具・備品費・運営費などさらに必要となる

最初の人が「私は反対、もっとお金の使い方を考えてほしい」という意見から始まり、たくさんの方が発言されました。「公認プールとなれば、維持費も大変だし、プールそのものへ公認用としての器具や設備が義務付けられるはず。大変な費用がかかると思える。大会誘致などと言われるが、もし、ダメになり、一層の運営資金が増大する場合、誰が責任をもってくれるのか。今の人たちはいなくなり、未来の人たちの負担になる。今の人たちが責任をとってくれるのかどうか・・・」などよく研究されたと思われる意見も出されました。

何のために検討委員会を結成したのかかわらないではないか、結果を出しているのに



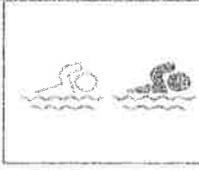
久米市民プール整備基本計画策定委員会の方が、計画を作るのに苦労されたというご意見がありました。ただ、とても気になりましたのは、「私は何のために整備策定委員会を結成したのか。委員会審査中にもっと市議会議員は来るべきではないかと思える。策定委員会ですでに意見を出しているのに、後から、何をこちゃこちゃ言うているのか、腹立たしい。今更によつこいを入れるなどという心境です。」という趣旨のことを述べられました。行政にかかわる市民の方の意見をまとめる施策の在り方に、真正面から一つの「大きな波紋」(ある意味疑問も含めて)を投げかけられました。委員に選ばれた人たちの意見、まどめが「最終決定・絶対的か」ということと、委員以外の市民は、その結論が出てから、初めて「物事を知る」わけで、意見は言えないということなど、どう判断するか難しい意見でした。

やがて、現在の小中のプールも対応年数が来て、どうするかが問題、将来を見据えた、全体的なあり方が必要



津山はプールが少ないし、久米のプールだけの「建て替え問題」を考えるのではなくて、今ある小・中学校のプールも、やがて「対応年数が来て、建て替える話」になると思うが、その時その時に、「一つ一つ考える」というやり方ではだめではないか。全国が共通の「悩み」になっていると思う。プールの維持費もかなり必要であり、無視できない。ただ、先に「学校のプールは閉鎖すればよい」ということにはしないほしい。先を考えた、論議と対策、指針を出してほしい。五十メートルプールが望ましい。

泳ぎやすいプールとして建設して、泳げない子どもは泳ぎやすいプールとして街づくりをしてほしい。



どんな地域を作るのか、どんな街づくりをイメージするのか、というテーマも提起していましたが、思いもかけない「言葉」にぶつかりました。まさに、「なるほど」とうなづける街づくりのイメージでした。すべての子どもが水に親しむ泳ぎやすいプールを考えてほしい、そして、「泳げない子どもは一人もいないという街づくり」を目指してほしい。それと、プール建設に関係して、プールが使えない時期が二か年もあるというのでなく、空白時間を作らないでほしい。

※別の人「プールが使えない時期が二か年もあるというのは、どう考えても納得がいかない」と同様の意見も出しました。市のホームページから知り、市民の一人としてスマホから意見を送りましたが、すべての市民がわかるのか



「私は、津山市のホームページから検索して久米市民プールの事を知り、意見も送ったのですが、たまたまスマホも使えなかったからわかって意見も提出できましたが、果たして、何人の市民の方がパソコン・スマホなどに慣れておられるのか。これで市民の意見を聞いたことにはならない。せめて「公報」で説明して、意見があれば、こうしてください」と、誰れでもわかる、できる方法をとってもらいたい。そうしないと全市民を対象としたパブリックコメントにならないのではないか。今のレインボウの機能を持ったものに建て替えればよいと思う。建設費も高くつくと言われる公認のプールではなくて、今のプールでよいのではないか。」

※その他、「もっと具体的な案が決まって二つか三つか具体的な案を、どちらが良いかを市民で検討できるようにしてほしい」という提案もあり、総務文教委員会として「今日の意見を大切にして、検討していく」としました。

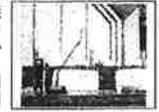


日本共産党  
津山市議選、だより  
第1330号  
2023年  
11月30日  
連絡先  
TEL22-9072

赤旗読者ニュース  
末永弘之 便り  
「しんぶん赤旗」とともに  
おとけします

## 11月27日（月）市議会12月定例会が開会しました ～大声で質問したら懲罰へ・ネットを根拠にした質問

本会議開会に先立ち議員全  
員協議会で論議あり  
十二月議会は十一月二十七日に開会さ  
れましたが、開会に先立  
ち「全員協議会」が行わ  
れ、議会の運営日程など  
が決められました。協議  
すべきことが終わって、  
その他案件として、九月  
議会から問題となっています「議会の品  
位を保つ問題」として、政岡哲弘議運委  
員長から言われました



※必要以上に大声をする  
※ネットの記事を対象にして、根拠があ  
るんですか、という問題  
についてを話題としました。これらを懲  
罰の対象として扱うなどは、多数の方で  
の「私たちへの脅し」ですか。大きい声  
は個性の問題、個人の言い方です。何故  
いけないのか。質問と答弁の流れの中で  
「無茶な答弁」があれば、腹も立つし、  
大きな声にもなります。質疑の流れもあ  
り、個人の個性もあり、そんなことを  
「品位がない」とは無縁の課題です。

「議運の委員長は誰ですか」  
懲罰にかけられると思っ  
ています。この流れでは、これからは大  
きな声をお願いします。懲罰に「かける  
のならば、受けて立ちます」から、ら  
も、多数を頼りに横暴なことはすべき  
ではない。個性を持った人たちが、それ  
ぞれの立場から選ばれて議員として存  
在していることを忘れてはいけません。



「議員が自由闊達に「質問し  
議会の活性化」を促すこと  
だと思いませんか」  
※資料をここに貼るとか、出すま  
で議事を休んだとか、出すま  
での言動が、懲罰  
の対象になるという  
ことも言われている  
が、議会運営委員  
会・議長室は、戦々  
恐々として、議員が質問時間が伸  
びるのではないかと、言葉が悪くな  
らせて見張るのが任務ではない。

議員が真摯に、自由に、それぞれ  
が個性に応じて自由闊達に質問でき  
る雰囲気をつくるのが任務ではな  
いのか。市長に対して「あなたの  
日程表でしよう。ここに提出しな  
さい。」と問い詰めて、何がいか  
ないのですか。

「質疑の流れ、答弁の有り様では  
言葉が荒れる場合もありうる  
ネットを基にした「質問の在り  
方」については、他の議員さんか  
ら、私も同様な意見も出され、  
政岡議運委員長は「ともかく品位  
を保ってください」などの説明を  
繰り返すのみで、要領の得ない無  
論議が続きました。

「不継続の原則」とは、まず、定例  
議会ごとに、議決できない問題  
は、継続しない。  
※四年の任期が終わって議決が出  
来ないことは、全て廃案になる  
という決まりのことです。政岡哲  
弘議員が、令和四年、すなわち  
「前の議員の任期の課題が今でも  
活きている」と言うから聞いてい  
るだけです。「何が活きているの  
か明確にして下さい。おかしいで  
すよ。」という反論でした。

「こんな論法が「ある」ので  
しょうか？ 無茶です」  
※こちらが一問一答の意味も  
理解できないのでしようか  
ね。おかしな話でした。  
※不継続の原則とは、まず、定例  
議会ごとに、議決できない問題  
は、継続しない。

「議長室は、戦々  
恐々として、議員が質問時間が伸  
びるのではないかと、言葉が悪くな  
らせて見張るのが任務ではない。

「議長室は、戦々  
恐々として、議員が質問時間が伸  
びるのではないかと、言葉が悪くな  
らせて見張るのが任務ではない。

民主的医療機関のご案内です  
平福診療所 (TEL28-3858)  
は診療を平日は午前中のみ、月・水・金は午後6  
時まで行っています。祭  
日・日曜はお休みです。



歯科医の休日診療のご案内  
歯科医療センター 22-4021  
★日曜・祝祭日・年末年始 9時～15時  
★障害者・高齢者診療もあります。  
まず電話して相談して下さい。

12月3日 休日当番医のご案内	
内科	外科
日本原病院 (36-2311)	津山中央病院 (21-8111)
またの内科 (32-4758)	
午後5時～午後10時まで当番医です	
津山中央 (21-8111)	津山中央病院

本会議質問は7日（木）午前10  
時から傍聴においでください。



12月定例会議の  
質問者は20人です。4日間となり  
まして、最終質問  
日が7日になりました。午前10時  
から、政岡大介・近藤吉一郎議員の次が  
私＝末永の質問ですが、午前中から「お  
昼」を休んで午後質問となるか、お昼  
までに3人が終わるか、どうかは不明な  
点もありますが、午前10時からの質問  
戦です。お友達お誘いで傍聴においで  
ください、よろしくお祈りします。

本会議は、まず、令和四年度各会計決算議案の「委員会審査結果」報告・そして反対討論から



議会初日、午前十一時、本会議が開かれ、日程とか会議録署名議員などを決定して、九月議会で提案された「令和四年度各会計決算」についての委員会報告が、総務文教、厚生、産業、建設水道各委員長から行われ

ました。そのあと、委員長報告に対する「賛成・反対討論」がありました。討論は、私が一人だけという結果でした。私が反対したのは六件で賛成が十二件でした。私は議員でなかった時期の決算ですが前共産党議員団が「反対」した予算には決算も反対です



「反対・賛成討論した内容の概略を紹介」

決算について委員長の報告ですが、決算年度平成四年度は、私は議員ではありませんでした。当初予算及び補正予算などの審査に参加していません。ただ、当時の日本共産党津山市議員団が審査に関わり、当初予算の段階で、幾つかの案件に「反対」の立場を表明している関係で、報告された

決算議案の中で、議案第十七号「令和四年度津山市一般会計決算」議案第二十号「令和四年度国民健康保険特別会計決算」議案第二十三号「令和四年度津山市水道事業会計決算」議案第二十三号「令和四年度介護保険特別会計決算」議案第二十四号「令和四年度後期高齢者特別会計決算」議案第二十九号「令和四年度津山市田邑財産区会計決算」の各議案に反対します。その他の委員長報告には賛成する意見を申し上げます。

★まず「一般会計決算」ですが、決算審査の本会議・総務文教委員会でも問題としました超過負担については、令和四年度事業において、国の補助基準と市が実施する事業に単価差・すなわち「超過負担」はある、という認識はありますが、それが「超過負担額かどうか詳細に分析していない、金額などは把握できていない」ということです。決算資料では、近いことはしていますが、その努力を「超過負担」として正式に認識し、計算し、園に物申す姿勢」を強く求めておきます。

★苦田ダム建設に関する、岡山県広域水道事業団の剰余水買取問題の継続されている決算、津山市一般会計決算、そして、岡山県広域水道企業団運営費等、苦田ダム関連予算とも関係がある、令和四年度津山市水道事業会計決算の受水費四億九千九百万円、など苦田ダム関連予算には賛成できません。

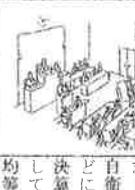
湯水のごとく「税金投入したビル・アルネ」への支援策はまちがい、過去の負の遺産の整理は、当事者責任で



★アルネビル・街づくり会社などに関係する決算、商業基礎施設整備事業及び運営事業の一億四百八十二万円などは賛成できません。そして、かつての東部衛生処理組合に関する福井県敦賀市との焼却灰整理問題、津山市資源循環施設・新クリンセ

ンター建設に関係しての「土地選定の問題・土地買収の手法と金額、そして、購入した土地の産廃埋め立て問題とか鉛などの有害物質の整理に関する費用の扱いなど、私で言いますと「過去の負の遺産」とでもいべき課題は、市の「財政負担」ではなくて、関係者・当事者の責任で行うべし。

★前議員が指摘してきました、マイナンバー制度関連の国庫補助金、また歳出における中間サブ・プラットフォーム利用交付金三百九十三万七千円など、マイナンバー制度は、多くの国民の不安を抱えたままです。



次に、消費税が八%から十%へ引き上げられました。また、その増税分に見合う措置に反対し、自衛官募集事務委託金・地域商社事業補助金などにも反対します。次に、津山市国保特別会計決算ですが、国保料金の据え置き、国の制度として、未就学児、小学校入学前までの子どもの均等割額を五割減額する制度が始まりました。そのことは賛成します。小学校入学から十八歳までの子どもを対象から外すことには道理がありません。また、津山市独自で、例えば未就学児の子供の均等割のさらなる軽減に取り組むなど、国保料の引下げを行うべきと考えます。さらに、マイナンバーカードを保険証代わりに使用できることで便利になることは理解しますが、マイナンバー制度の関連経費を含む予算にも賛成できません。したがって、この決算に反対いたします。

★津山市介護保険特別会計決算ですが、介護保険の財源として国の補助率五割は低過ぎます。七割八割へと引き上げるべきです。さらに、要支援1、要支援2の訪問介護と通所介護の保険給付を廃止し、市町村事業（地域支援事業）にしてしまう等の、「制度の改善」を行い、介護保険より外された事業を自治体事業とするなど、最初の介護理念が失われ、市の負担が増える方向には反対です。保険料が一千万円引上げられており、賛成できません。

★津山市後期高齢者医療特別会計決算は七十五歳で医療を区別、差別する医療制度は認められません。

★最後に、津山市田邑財産区会計決算ですが、土地貸付収入約一千万円、さらに、その後引き起こされた、安心・安全な造成工事が行われたかどうか、津山市の土地の賃貸契約の在り方、金額の決定なども、疑問のままです。いわば、疑問点は、増えていくばかりの「太陽光発電工事をめぐる問題と、財産区だけでなく、津山市の土地賃貸の在り方も、疑問だらけという実態であり反対と申し上げて討論を終わります。（次号へ続きます）

国保会計・介護保険会計などの認定も反対です

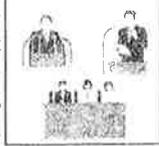


第1331号  
2023年  
12月 7日  
連絡先  
TEL22-9072

赤旗読者ニュース  
末永弘之 便り  
「しんぶん赤旗」とともに  
おとどけます

## 12月7日(木)「ごきげんいかが発刊日」が12月議会の私の一般質問の日です。7日は3番目に質問します

十二月本会議質問戦が四日(月)から始まりまし



十二月議会一般質問は四日から始まりまして、初日が五人・二日目も五人、三日目も五人で、質問通告が二十人でしたから、五人で割りまして、四日間です。最後の日(木)が私の質問の日です。この日は、「ごきげんいか」が発刊日です。その様子は、来週号からとなります。

三日間で十五人が質問でした。谷口市長の施政方針から、津山市の観光行政は、津山市の祭りイベントについて、市民の生活と安全を守るために、津山市の組織の在り方、行政改革と公共インフラの維持補修についてなど、初日から「盛り沢山の質問」が続きました。昨日の段階で十五人が質問をしました。質問の様子を見まして、つくづく「時代の流れ」というものを感じさせられますね。タブレットを利用しての「資料の配信」はもちろん、質問することを各議員さん、タブレットに入れての質問です。私の時代ではなくなつたということです。



初日は、高橋議員が一番を任せましたね。「意識したことないの?」と思ひまして、調べて見ましたら、政岡哲弘議員が会派「未来」の代表者であり、今回一番質問をした高橋議員は、同じ会派「未来」のメンバーの一人ということでした。とすれば、・・・?か



「末さん一番の質問を通告して、一番に何でしない!」こんな質問と、いうか、冗談粉れの問かけをされる議員もおられます。再選されて最初の議会で、「一番の質問を」と要望し、議会運営の元締め、議会運営委員長(政岡哲弘議員)が一番に質問したという経緯、わたしが「屈辱の質問順序だ」と言い切った事柄です。「忘れてはけませんよ。生涯の屈辱です。でも、普通の議会の場合は、だいたい最終日です。良かったら最終日と思っただけです。あの時は、再選されて十二回目の議席になった最初という意味です。二回目はないんです。」という意味の説明をしましたが、変なこと思ひ出しますねの対話でした。



津山市議会は、普通の場合、本会議開会日の午後三時までに質問通告を提出しなくてはなりません。その場合、質問項目は三つの課題、そして、「一括方式」の場合は再質問が三回まで、「一問一答方式」の場合は持ち時間内で何回でも質問できるかを自分で選択して届け出をします。私は、一問一答方式で届けています。

三つの課題の質問内容は  
1. 市民の命・暮らしを守る施策について。①老人福祉施設の有り様 ②物価高騰の市民の生活苦に対する支援策などについて  
2. 災害拠点病院の在り方について ①津山市からの運営補助金について ②圏域事業との関係などについて  
3. 自然エネルギー(太陽光・風力発電)に関して ①住民への安心・安全な工事の在り方 ②公有地の「賃貸契約」について ③扶養社と市長の裁判問題などについて

議会運営委員長さんは、「今議会は、最終日の四番目でした。初日は、高橋議員が一番を任せましたね。」意識したことないの?」と思ひまして、調べて見ましたら、政岡哲弘議員が会派「未来」の代表者であり、今回一番質問をした高橋議員は、同じ会派「未来」のメンバーの一人ということでした。とすれば、・・・?か

私の質問通告は「一問一答方式で七日(木)の三番目です」

民主的医療機関のご案内です  
平福診療所 (TEL28-3858)  
は診療を平日は午前中のみ、月・水・金は午後6時まで行います。祭日・日曜はお休みです。



歯科医の休日診療のご案内  
歯科医療センター 22-4021  
★日曜・祝祭日・年末年始 9時～15時  
★障害者・高齢者診療もあります。まず電話して相談して下さい。

12月10日 休日当番医のご案内  
内科 津山中央病院  
外科 津山中央病院  
にじのこたけ (32-8201) 津山中央病院  
中島 病院 (22-8251) (21-8111)  
万袋 医院 (42-3025)  
午後5時～午後10時まで当番医です  
津山中央 (21-8111) 津山中央病院

本会議質問は7日(木)午前10時から傍聴においでください。



私は7日の質問の3人目です。質問は午前10時から始まりまして、政岡大介・近藤吉一郎議員の次ですが、お昼までに3人が終わるかどうかわかりませんが、昼食休憩が中に入る質問になるかどうか、あるいは、午後1時からかもしれません。時間が明確ではありませんが、お友達お誘いで傍聴においでください。よろしくお願ひします。

### 「前議員時代に会派から議長への申し入れに回答がないから、今でも活きている」の認識？

先週号で「基本の流れ」は紹介しましたが、その後直接関係する議員さんらに「この次第・申し入れの内容」などを聞き取り、一定の調査もしました。驚くべきことでした。こんな申し入れが「回答がないから今でも活きている」という政團哲弘議会議運営委員長の認識・・・「活きているのは、それなりの手続が必要」ということを説明しても「議案であっても、決議案であっても、その議会で議決・継続扱いを決めないといけない」とも申しても「それであれば、それでいいんです」という意味不明の言葉を返すだけです。令和四年三月二十三日付け「議案」の申し出の仔細が判明・議長は津本議員の時代です。議員の適正な行動と品位の確保のために議会全員で適正化を図ることを要望します」とされています。



「前議員任期中の出来事が今でも活きている」とは「課題」とは選挙の応援（谷口市長）で、相手候補を過激に批判したと、事実でないことをのべて名譽が著しく損なわれる可能性を生んだ。

※十二月議会で我々に「何がおかしいんだ」と桐喝した。※このことを取り上げた議員に対して、議会運営委員会で「あとで話をしよう」と威圧的な態度をとった。こうした行動は「地方自治法の無礼な言葉を使用してはならない」の規定にあり処分を求められる課題だ。

「ここで申し入れていきます」「市長選挙のこと」を三月何日に質問したのかは不明です。「何がおかしいんだ」などは十二月議会の出来事ですから、先週号で紹介しましたように、「不継続の原則」から見ても「おかし



い論理ではないか」と指摘をしたわけです。議会不継続の原則とは「地方自治法百十九条」会期中に議決に至らなかった事件は、後会に継続しない、これが大原則です。「申し入れ」が「議案」とはなりません。①会期中に提案があった事件は「継続」という決議をしないと次の議会には「継続しない」という原則、そして、②は、継続の扱いになっても、議員の任期中の最後の議会、津山の場合は、まさに、問題となっている令和四年三月が「議員の任期が終わる議会」です。任期未だに「議決に至らなかった場合は、全てが廃案になる」というのも「不継続の原則」です。これを指摘して「政團哲弘議員が言う申し入れが活きている」という意味が理解できないと言いますと「それはそれでいいんです・・・」というような説明でしたから、②です。

### 異常な物価高・市民の暮らし・営業は大変です



最近の物価高騰、異常な値上げラッシュは、市民の命・暮らし・営業を脅かしています。十二月議会へ向けて、日本共産党と後援会の皆さんから「物価高への声・暮らし守れ」の様子をお聞きしました。こうした「市民の暮らしに対する支援策」を十二月議会の質問の一つにしたいと準備でした。ご協力いただきまし

た皆さんありがとうございます。皆さんの声を直接政治に届けるために頑張ります。七日（木）が質問の日です、私は三番目、お昼を挟んだ質問になるかもしれませんが傍聴においでください。お寄せいただいた声を一部ご紹介します。

この市民の暮らしの実態に津山市は「支援策」をです

★ものすごく高くなっている。値段が変わらないと思つてみると、商品が小さくなったり、量が少なくなっている。今年の冬は、厚着をして暖房を使わないようにしようと思う。

★暖房のスイッチを押さないで、我慢している。湯たんぽがカイロで冬が越せらるうか心配です。

★年金が上がらないのに、モノが高くなって困っている。

★やはり、物価高がきつい、新聞広告のスーパーのチラシは必ず他店との見比べ、価格の安い店を選んだり、食べたい物をがまんして生活している。

★いつかは免許を返納しないといけない。膝が悪いので長く歩けない。バス停からも遠い、一人暮らしなので、車を手放すと、不便だ。物が、高い、買えない、食べていけない。

★ジャンプやリンスのボトルはいつも詰め替えている。自分は詰め替えの最後の一滴まで時間をかけて行っている。自分は空になった詰め替えの入れ物にちよつとだけ湯を入れてよく振るそれだけで一回分のジャンプができるのです。

★交通難民、買い物難民と田舎は不安が山と有ります。芸備線の存続を協議する『再構築協議会』を国が設置する動きがあり、次は因美線と姫新線へも影響しそうです。何とかしてほしい。

★非正規で働いて四十歳の息子は国民健康保険料を納めるために働いている状態です。国保料を下げてもらいたい。

★田舎は医療機関が経営する高齢者施設がニーズに反して縮小され、入所やデイサービスを取り止める例が続いています。

★地域住民のために安くて入所出来る施設を作る支度をしていた病院がありました。コンサルタントに「これから国はこれらへの補助金を減額してくるので経営が成り立たなくなる。」「先生は過労死されるかも」と言われ土地を買っていました。が予定を中止された例もあります。市には住民の立場で実態を調査していただきたい。

★支所に切手を置いてもらうと高齢者はありがたいです。

★新型コロナウイルスの時期に防災行政無線でラジオ体操が流され元気が出て大変ありがたかった。五類に移行が決まったとたん中止になった。再開してほしい。

★「なるべく外に出ないようにしている。お金がかかるから」

★「買い物にもできるだけ行かないようにしている」「必要なものしか買わない」「買い物に行くと、あつという間にお金が無くなる。」などです、その他多数の声が寄せられました。



第1332号  
2023年  
12月14日  
連絡先  
TEL22-9072

赤旗読者ニュース  
末永弘之 便り  
「しまぐん赤旗」とともに  
おとどけます

## 異常な物価高・市独自の支援策を求めるも、ゼロ回答 特定の病院には「至れり尽くせり」の支援策は逆立ち政治

### 市民の命・暮らしを守る 具体的な支援策を求める

十二月議会での私の質問と答弁の紹介です。まずは、昨今の市民の暮らしを守る施策についての質問の要旨から紹介です。



質問↓市民の方は、命・暮らしが守られないと、悲鳴の声です。「高齢者虐待をなくそう」「暮らしをたいせつにしよう」などの言葉、スローガンだけで「かゆいところに手が届かない行政施策」と思われますが、異常な物価高への市民の生の声に対して、市としての独自施策の在り方をお答え下さい。

質問↓物価高対策として、低所得世帯への給付金制度など国会で補正予算が成立しております。この支援策の早期執行に向けて検討しております。国ではなく市が独自に支援策を

質問↓国の施策への対応は年度内には市民に届くようには是非してください。国の施策ではなく、津山市の独自の施策について何か考えていませんかと聞きました。

た。今現在、津山市として、コロナも含めて「物価高」に対する支援策について施策があれば、答えてください。

### 消費税率の引き下げ、インボイス廃止をどう思うか

質問↓独自の支援策も検討したいと思えます。質問↓国として消費税率の廃止・率の引き下げインボイスの廃止とですが、どう思うか。



質問↓政府においてこの度の総合経済対策が取りまとめられ、国で関連予算が成立したものと承知しております。質問↓独自支援策として、水道料金の「値下げ」が行えませんか。

質問↓水道事業経営の見直しは、大変難しい料金値下げについては困難であると考えています。

質問↓水道局の資金不足ではなくて、津山市がカバーして実施を求めます。憲法二十六条の具体化へ「給食費の完全無償化」が、大きな支援策になると思えますが、実施は出来ませんか。

質問↓給食費の無償化は、その財源の確保が課題、財政計画、また、他の事業との整合性をふまえて

### 低所得者への商品券無料配布

質問↓商品券の低所得者向けに、無料配布する。津山市内だけで利用できる商品券であれば、経済効果もあると思えますが実施は出来ませんか。



質問↓低所得世帯への支援は、物価高騰の負担軽減を図る目的で現金給付支援の実施に向け努力している。商品券の活用は、券の作成や配付の手続き等が必要であり、現在のところ考えておりません。

質問↓「何一つ「しない」は冷たい政治ではありませんか。現金支給問題は、国の七万田支給の事であり、市独自の施策の具体化は「ことごとくはねつけて」しまふ、何もしない」とは、あまりにも冷たい、寂しいではありませんか。

中央病院への支援、至れり尽くせりと比べておかし

二面で紹介しますが、津山中央病院への補助金は、「至れり尽くせりのサービス支援」です。

### 民主的医療機関のご案内です

平福診療所 (TEL28-3858) は診療を平日は午前中のみ、月・水・金は午後6時まで行っています。祭日・日曜はお休みです。



### 歯科医の休日診療のご案内

★日曜・祝祭日・年末年始 9時～15時

患者様・高齢者診療もあります。まず電話して相談して下さい。

### 12月17日 休日当番医のご案内

内科	外科
本位田診療所 (36-5613)	津山中央病院
石川 病院 (26-2)88)	(21-8111)
只友 医院 (42-2043)	
午後5時～午後10時まで当番医です	
津山 中央 (21-8111)	津山中央病院

### 14日(木)は特別委員会の日です

津山市議会は、本会議一般質問が終わった次の週には、特別のことが無い限り「常任委員会」と「特別委員会」

が行われます。月曜日から水曜日まで常任委員会の予定。(水曜日は予備日になっています、1日で委員会審査が終わらない場合にこの日に審査するという事です)そして、木曜日が「特別委員会」の日です。私は市議会活性化調査特別委員会に所属しています。もう一つの特別委員会は「市議会公報調査特別委員会」です、いわゆる「新聞部・市議会だより編集委員会」です。





第1333号  
2023年  
12月21日  
連絡先  
TEL22-9072

赤旗読者ニュース  
末永弘之 便り  
「しんぶん赤旗」とつながる  
おかけこます

## 産業委員会で新人議員ら勇気と英断で予算を否決しましたが、本会議では多数で「可決」という結果でしたが..

### 城下ひろば整備事業費約七千万円に反対とのこと



津山市議会産業委員会では「城下街づくり整備事業費」に対して、多数が「反対で否決」というかかってない事態が起こったわけだ。国際ホテル跡地現駐車場を「天然芝に敷設(ふせつ)する」という予算です。

天然芝ですと、今後、毎年維持管理費が二百五十万円程度必要となり、さらに、現在でも時折行われています。「市民各団体」のみならず、大型イベント」等があれば、さらに、修繕などの費用もかさむと思われ、現状でいいのではないかと、もう少し別の方法も含めて考えるべきだという意見です。そして、委員会は「予算は多数で否決した」ということですから、新人議員さんをはじめとした、反対された議員さんの「英断」に拍手です。まさに、応援歌として、の討論を行いました。

寄って集って「初心を曲げさせず作用」が起るの？

過去の経験からですが、こんな場合、当局も賛成する議員も、まさに、寄って集って「反対するものではない」という説得と、いいますか、圧力というものをかけてきます。

そして、本来は「反対した議員」の味方であり、後押しをしてあげべき「同じ会派の先輩議員」さんが「反対はしてはいけない。当局の言うようにすべきなんだ」と説得するということになったのが過去の経験です。

マスコミに「衆楽座サル芝居」とまで言われた事柄

時には、それが嫌になり「会派」の離脱、離合集散が行われてきた。こうした事態を、マスコミの記者が「衆楽座サル芝居」と言われた。そんなことを今回すべきではなく、若い・新人議員さんらの行動をみんなで支えあうべきです。

予算は絶対、今、必要なものでもない、現状でも良い

国際ホテル跡地は、現状の駐車場のままにしておいても、特に津山市が「困る」こと、体外的に恥ずかしいことではありません。このことを考えましても、むしろ若い議員さんの政治感覚・初心として「おかしい」と思ったことを、大切に守っていくことが、実は、将来の津山市のために大いに役立つに違いありません。「市議会・議員とは何か」をしっかりと考える材料とし、未来を開いてほしい、と訴えました。

私独自の反対もありました

「行政手続きにおいて、個人番号を識別できるようにする」との条例改正議案に、「私に番号をつけないでください」と、一人の人間としての叫びをあげている人たちの「人権をまもるべきだ」という意味も含めて、マイナンバーの在り方に反対をしましたが、これらも「多数決」で可決されました。

民主的医療機関のご案内です

平福診療所 (TEL28-3858)  
は診療を平日は午前中のみ、月・水・金は午後6時まで行っています。祭日・日曜はお休みです。

歯科医の休日診療のご案内  
歯科医療センター 22-4021

★日曜・祝祭日・年末年始 9時～15時

★障害者・高齢者診療もあります。まず電話して相談して下さい。

12月24日 休日当番医のご案内

内科	外科
布上内科医院 (26-1405)	津山中央病院
平山内科クリ (27-1111)	(21-8111)

午後5時～午後10時まで当番医です  
津山中央 (21-8111) 津山中央病院

1月4日(木) 正午・12時10分  
から市役所玄関前から  
「新年街頭市政報告会」です

新年早々ですが、1月4日の「お昼休み」の時間をお借りして、市役所玄関前で街頭から「市政報告会」を行います。寒い時とは思いますが、お友達お誘いでおいでください。8年ぶりの議会活動、まだ1年に満たない議会活動を振り返り、新しい年への抱負です。原田あき子岡山3区国政政策委員長なども訴えます。

しかし、結果としては、十九日の本会議で「逆転」となり、十対十四で可決されてしまいました。特定の幼稚園のみに通園バスの補助金はおかしいの論

もう一件は、厚生委員会で「幼稚園の送迎バス補助金」の予算に対して、「特定の幼稚園のみに支援はおかしい、選挙付度とも思われる」という疑問を持ち「反対」という議員さんがあることも明確になりました。

「行政手続きにおいて、個人番号を識別できるようにする」との条例改正議案に、「私に番号をつけないでください」と、一人の人間としての叫びをあげている人たちの「人権をまもるべきだ」という意味も含めて、マイナンバーの在り方に反対をしましたが、これらも「多数決」で可決されました。

★教育委員の任命についての同意を求める議案もありましたが、十一対十二という「ギリギリ」の数で同意はなりましたが、人事案件でこんな現象は史上初めてです。真の意味の同意とはいえないとは思いますが...?

### 予算執行の凍結を求める決議を上程



「災害拠点病院運営費補助金」について「津山・英田圏域の合意」などの措置がでるまで予算執行を停止（凍結）を求める決議を「市民が第一」会派の皆さんの協力を頂き提案しました。そして、結果としては私の「凍結を求める動議」は、賛成議員が十人で反対議員が十四人で「否決」されました。

### 提案した「凍結を求める理由」について

○予算は可決されていますが、予算執行はされていません。従って「予算執行停止・凍結」を求めることができるという事をまず付記しておきます。それは、そんなことが「できるわけがない」とか、「してはならない」などと言われる議員がおられるからです。



○津山市補助金交付に関する規定で予算化し、執行する訳ですが、当該補助金については、災害拠点施設として「患者の受け入れはない。単に訓練等している」活動であり、災害拠点としての「厳入項目」はなしで歳出のみ大きな項目が存在するだけです。津山市補助金規定と「正しく合致する」のかどうかの疑問が議会として納得できる資料が提出されるまでの凍結が必要ということです。

### ○津山市補助金等交付規則

補助金申請書は、①事業計画書②予算書③その他参考となる書類が必要とされていますが、当該補助金予算化に当たっては、歳出に関する額がわかっている程度で、他のことは、全く明らかになっていません。当局は、今からでも「作成する」かもしれませんが、津山市の規則に「違反している危惧」を持っている可能性があります。○違反ということでは、中央病院の「補助金要請内容と項目」は「感染症などで利用者が減り、そのために財政収支が下がったから補助してほしい」となっているものを、中央病院と相談して「災害拠点病院への補助金」として「規定違反の恐れあり」です。圏域などへの要請を、中央病院がするのではなく、津山市が「その代理人」として、提案、協議するというのも、いかなるものかです。

### 感染症対策で収入減への補助が何故災害拠点か？



○災害拠点病院の認定は、津山圏域・英田圏域の施設として認定したものです。したがって、最低でも、関係する各自治体での「支援が決定される」までは、津山市も執行しない。すなわち、逆説的に「この措置ができる」ということで凍結はなくなるという意味ですが。

今までの論議ですと、「津山圏域定住圏」(英田圏域が加入していない)で相談する、規約では「医療問題が論議できない」ので、規約を変更して、協議できるようにして、決めてから、英田圏域に相談するという事です。そして、今年度は、津山市だけで補助するという方向です。この点も、補助金の在り方、津山圏域・英田圏域という「広域組織への補助金の在り方」について、若干の「違反というニュアンス」を持つものではないかとも指摘し、しかも、圏域で意思統一できれば、半ば、永久に補助するということから一考が必要です。

### 津山・英田圏域で医療問題の組織があるのに・・・

○定住圏組織の規約まで変更して「津山圏域」で意思統一し、続いて「英田圏域に協議する」という手順暇かけるのではなく、「津山・英田圏域保健医療対策協議会」では、保健医療の問題を協議できる組織です。しかし、津山市は、「津山圏域構成市町」で本事業について事前に協議する必要があると判断したから、「津山・英田圏域保健医療対策協議会」での提案、協議は行っていません」という態度はおかしいです。「津山・英田圏域保健医療対策協議会」には、各地域の医師会の代表者、民生委員の代表者などが組織体の中におられます。中央病院の関係者が「委員長」です。津山市など関係する自治体が百%おられる組織で堂々と「津山中央病院が感染所での財政収支が減ったので、災害拠点病院として補助しましょう」と意思統一して「津山・英田圏域」の足並みがそろうまで予算を凍結して、待つ必要があります。

### オンブズマンの調査対象になってどうするか

この組織で協議しますと、「私の所にも補助してほしい」となるから相談できないと思われても仕方ありません。これからの成り行きでは「オンブズマン」が動くかもしれない、結果として、議会の責任も問われるかもしれない、議決したら終わり、自治法でも認められているから、何ともないという態度ですか・・・本当に、そんなことではないのですか・・・ですから、「津山市の市議会はどこがおかしい」と批判されるようになってはいるのでありませぬか・・・と、力説したのですが・・・

## 中央病院・災害拠点病院補助金1、240万円の「予算委執行凍結を求める特別決議」を提案 結果は、賛成が10人・反対が14人で「動議は否決」されました。残念なことです・・・

様式第3号(第4条関係)

## 支 出 伝 票

支 出 日	令和6 年 3 月 2 日		
費 目	1 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	15,000 円
	2 研修費、会議費		
	③ 広報費            4 広聴費		
	5 資料作成費        6 資料購入費		
	7 人件費            8 事務所費		

支 出 内 容	市議会報告「ごきげんいかが」作成・印刷・配布手数料
---------	---------------------------

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)

# 領 収 書

末 永 弘 之 様

令和6年3月2日

金 1 5 , 0 0 0 円

ただし、令和6年2月市議会報告（ごきげんいかがですか）作成・印刷・配布  
手数料として、上記金額を領収しました。

・ 住 所 国 市 

・ 氏 名 



日本共産党  
津山市議会だより  
第1335号  
2024年  
1月11日  
連絡先  
TEL22-9072

赤旗読者ニュース  
末永弘之 便り  
「しんぶん赤旗」と「おとどけしんぶん」  
おとどけしんぶん

## 新年早々大惨事です・能登半島地震と羽田空港激突事故 不安いっぱい新年ご挨拶と市議会報告・震災支援の訴え

一月四日(木)は新春の  
挨拶と市政報告の訴え



二〇二四年の幕開けですが、元々は、街頭から市政報告を行う予定でしたが、そんな余裕などない事態です。正月早々から大変な事態が生じました。何よりも能登半島地震です。日本海沿線沿い、北海道から九州へ広い範囲で被害と、火災、そして、余震の多さとひびきです。災害復旧への思いをこめた「支援金の訴え」も行いまして、十五分程度で六四〇五円が寄せられました。



商店街が全滅規模の大火です  
私は、そんなに何回も輪島に行ったわけでもありませんが、それでも二回か三回は行っています。輪島朝一通りの風景、多少は記憶に残っています。そして、漆喰の漆器とお茶なども、石尾温泉から珠洲市への国道、記憶から消えていますが、一度は通った道です。最北端の公園のようなところで、休憩した感じがある地域です。そこが、通行ができない、陥没と山崩れなどで、ほぼ、全滅のテレビ画面を見るにつけ、自然の怖さを感じます。



七目(目)は、午後二時半から二十歳を祝う会でした  
コロナの関係でお休みしていた成人式(二十歳を祝う会)が午後一時から行われました。午前中は、消防の出初式もありましたが、こちらは、正副議長のみ招待ということが継続されています。従いまして、成人式の方ですが、議員全員に、来賓ということで、案内もありまして参加ということでした。



「二十歳を祝う会」へと  
成人式「名称の変更経過」  
令和四年四月一日から、民法の規定による成年の年齢が十八才に引き下げられることを受け、津山市では「祝う会」のあり方について検討を行いました。その結果、令和四年度以降の「成人を祝う会」対象者は、これまでどおり「式を開催する人」として、式典の名称を「二十歳を祝う会」に変更することになりました。式典の名称が変わったのは、令和五年(昨年の)一月開催した式典からです。



成人式は、文化センターで行われましたから、その入り口交差点の所で、平和に関するサインイラストをデザイン行動を行いました。「戦争法」廃止！総がかり津山実行委員会の皆さんの呼びかけで、憲法九条を壊すな、戦争する国づくり反対、を大きな柱としての運動で、「核兵器禁止条約の署名、批准を」と訴えていました。私も参加する立場と思いながら、挨拶のみの参加という次第でした。

民主的医療機関のご案内です  
平福診療所 (TEL28-3858)  
は診療を平日は午前中のみ、月・水・金は午後6時まで行っています。祝日・日曜はお休みです。

歯科医の休日診療のご案内  
歯科医療センター 22-4021

★日曜・祝日・年末年始 9時～15時  
★障害者・高齢者診療もあります。まず電話して相談して下さい。

1月14日 休日当番医の案内

内科	外科
勝北すこやか(29-7701)	津山中央病院
中島 病院 (22-8251)	(21-8111)
万袋 医院 (42-3025)	

午後5時～午後10時まで当番医です  
津山 中央 (21-8111) 津山中央病院

1月14日(日)午後3時から  
から総合福祉会館研修室で  
「これからの教育を考える報告会」

新年早々ですが、1月14日(日)午後3時から、津山総合福祉会館研修室で、「人口減少化に対応する教育問題」についての市政報告会と、市民の皆さんとの対話集会です。少人数学校の在り方・小中一貫校の課題などをみんなで考えてみたいと思っています。皆さんお誘いあわせでご参加ください。よろしくお願ひします。

一月も議会関係の日程ありで、三月議会は

二月十九日には、議案説明会から始まり



二月議会が終わり、ホット一息と年末年始と過ごし、一月も議会関係の日程が沢山あります。三月議会も、三月になってかと思われがちですが、二月十九日(月)には、三月議会に提案されます。議案説明会が予定されています。

令和六年度の当初予算など各会計当初予算です。勉強をすべき課題が普通よりも多いかなと思っています。そして、二月二十六日(月)から三月定例市議会が始まります。質問戦が三月四日からという予想ですね。

クリーンセンター・資源循環施設組合議会も

二月十六日(金)に行われます



クリーンセンターに関する議会ですが、津山資源循環施設組合議会(津山市・鏡野町・奈義町・勝央町・美咲町で構成)していますが、ゴミの焼却能力を超えたゴミが集まり、他の施設に運んで焼却してもらっている問題、どのように対策していくのか、中々難しい問題ですが、それでも、何とか解決の道筋は見つけないかと思えます。昨年十一月定例会議では、実施は、ほぼ、明らかになりましたが、ごみ減量化対策の有り様などこれから本格的な議論と思います。写真は、十一月議会の質問の様子です。津山市議会の議場ですが、定数が八人ですから、質問席の周辺に議員さんがおられます。

昨年十一月の資源循環施設組合議会の質疑から、

焼却能力を超えるゴミ問題を考えてみたい



新しい施設なのに、焼却能力をオーバーするごみ量となったことについて、十一月組合の定例会議で、下記のような趣旨の質疑をしたのですが、私にはどうもピンときません。仕方ありませんから、二月に予定される組合議会でも、もう一度整理して質問する必要があります。

あるかなと思っはいるのですが、質問戦の概要は、質問しゴミ持ち出しに関する費用、令和三年度が一億四、六六七万円です。津山市が一億九、一六〇万円、鏡野町が一、二五九万円、勝央町が一、一八〇万円となっています。

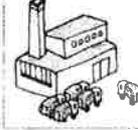
令和四年度が、年度途中までで、四、五九九万円です。かなりの自治体の持ち出しです。結果だといえ「それまで」ですが、各自自治体が「財政難」といわれ、異常な物価高で住民の暮らしを守る施策の実現がなかなか大変ともいわれるときですから、いわば、

本来不必要な「負担金」というべき性格と思えますが、どう思われますか。

答弁し圏域内から発生する一般廃棄物を処理することは自治体の責務であり、クリーンセンターを安全に稼働するために、焼却能力、又は保管容量を超過したゴミを持ち出すことにより、排気ガス等の公害値を基準値内で継続運転することが可能となり、そのための負担は、必要であったと考えます。

答弁は、質問に対して適切に答えてほしい、本来は

「ゴミを他の施設で焼却しても大丈夫なことではないはず



質問し質問の答弁になっていません、必要だから搬出した、それがどこが悪いのか、と言われたら、もう、それで終わり、自力で処理できなくなった、ということは、「本来あるべきことではない、その点で不必要な財政支出」と、とらえて対策を講じてください。

事業系の「一般ごみ処理の在り方」に再検討は出来ないか

質問しコロナの生活の変化は、事業系ごみは減となり、家庭ごみは増の傾向ですが、津山圏域の傾向はどうなのか。

答弁しコロナ禍以前の令和元年度の家庭系ごみは、約二六、六〇〇トン、事業系ごみは、約一六、六〇〇トンに對しまして、コロナがまん延した令和二年度では、家庭系ごみは、約二七、三〇〇トン、事業系ごみは、約一五、九〇〇トンとなっております。

再質問し本気で「ごみの減量化対策」はどうか、自力処理能力の定日二八トン以内にするというのは、急務です。「新しい施設なのに、何で、全てが自己処理できないのか」の疑問です。

答弁し担当者会議、課長会議、管理者会と、年に数回開催して、情報共有・意見交換を行っております。令和元年以降、焼却負荷率九六％以上で焼却しており、焼却施設の処理能力は維持できていますが、可燃ごみ量が計画通りに減少していないことが大きな要因であります。圏域住民の方への分別指導、ごみ減量の啓発などにあわせて、ごみ貯留ピット投入前の展開検査による直接指導及び市町へのフイードバックなどにより、今後も引き続きごみの減量に努めてまいります。

質問し事業系「ごみの減量化」「リサイクル化」への指導などはどのようにされていますか。

答弁し市町において、排出事業者に対してリサイクル推進のための「分別・出し方ガイドブック」やチラシの配布を行うなどの対応を行っています。組合においては、ピット投入前に搬入ごみを検査(搬入時の展開検査)し直接指導を行っております。また、検査により得られた情報は市町に提供しております。

★この後も、廃棄物処理法による「事業ごみ」の処分の最終責任は「事業者にあること」などを問いたしましたが、「事業ごみ」についても、一般ごみはクリーンセンターで焼却する責務がある」とか「事業ごみの搬入の一時停止は、ゴミ行政の混乱を招くようになる」(市長答弁)などの答弁が続きました。

未永り物事を深く掘り上げていくという姿勢が全く見えな。何で事業系のゴミをクリーンセンターが引き受けなくてはならないかなど課題が残されると申しておきます。

とこんな具合で十一月議会を終えましたから二月議会へ継続です。



第1336号  
2024年  
1月18日  
連絡先  
TEL22-9072

赤旗読者ニュース  
末永弘之 便り  
「しんぶん赤旗」と「じぶん」  
おんげしませ

## 1月15日(月)は市議会全員協議会と議員会議でした 正副委員長に手当てを出したい→中島議長から提案有り

全員協議会の後の会議・議員会議での議長提案  
正副委員長に手当てを出したい



一月十五日は市議会の全員協議会と議員会議が開催されました。議長・市長の新年あいさつ・能登半島地震へのお見舞いとか支援体制などの報告があり、その中で、中島議長から「議員報酬の引き上げには審議会などの手続きが必要ですが、正副委員長に手当てを出したい。この方法は審議会ではなく、議会だけで決められますから」という驚くべき提案でした。

本間に、そんなことで「議会の改革」に繋がるのでしょうか



会議では「賛否両方の意見」が出されました。もともと、議員会議は非公式の扱いですから、ブログを書くことなどが気になりました。「議長がそんな提案をしたが、市民の皆さんどう思いますか、という問いかけをしてみたいが、やってもよろしいか」と聞きましたら、議長は「開いてみて下さい」とのことでしたから、ブログを通じて皆さんの意見をお聞きします。



次回までに各会派で相談するということ、終わり

議員会議の結果としては、次回の議員会議までに検討するということですが、今、市議会が行わなくてはいけない課題は「正副委員長手当を付けることではないか」と思っています。そんなことは「改革」ではないと断じておきます。議長は、「改革と言ふ名の会派」の中心メンバーです。



委員会の報告・委員長報告くらい、自分でできるように

例えば、委員会の様子を「本会議に報告する」という任務がありましたが、議事事務局職員が作成するというのが、ほぼ通例です。中には、議員が作る人もあるようですが、作ったものを「委員会に相談して委員会報告」とすることは皆無に近いのではないかな、報告を見せるという程度はあるのかもですが、いざれにしましても、「改革」を唱えるのでしたら、せめて、そんなところを改革すべしです。「苦勞」しているから手当てが必要」という



ことにはなりません。いろんな意味での苦勞は、議員なら「当然の苦勞」というべきで、議員は、だれもが「それ相当の苦勞」はしていると思えますよ。

岡山県下でも「手当としての支給」はゼロです…

岡山県下でも、正副委員長に対して「役職手当」として出している議会はありません。

せん。ただ、条例で正副議長と同様に「委員長として月額一万円多い報酬」をきめている議会が、玉野市と総社市の二つだけです。

議事人選・議長選挙などの「餌」に利用の危険有り、正副議長づくり、派閥抗争で、この手当が「甘い餌」として利用される危険性も無きにしも非ずです。各常任委員会、その他、議運とか、特別委員会とかの正副委員長、なりたくてなるわけではない」という人もありますが、それでも、「自らがりたがる」のが自然の成り行きであり、昔から言われています。「議員病」というものではないでしょうか。いざれにしましても、市民の皆さん、率直なご意見お寄せください。よろしくお願います。

### 民主的医療機関のご案内です

平福診療所 (Tel.28-3858) は診療を平日は午前中のみ、月・水・金は午後6時まで行っています。祝日・日曜はお休みです。



### 歯科医の休日診療のご案内

★日曜・祝日・年末年始 9時～15時  
★障害者・高齢者診療もあります。まず電話して相談して下さい。

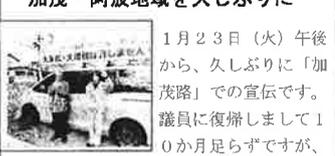
### 1月21日 休日当番医のご案内

内科	外科
日本原 病院 (36-3311)	津山中央病院 (21-8111)
衣笠内科病院 (22-7811)	(21-8111)
ひらひらクリニック (22-8111)	
午後5時～午後10時まで当番医です	
津山 中央 (21-8111)	津山中央病院

### 1月23日(火) 午後1時30分

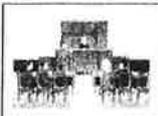
### から加茂駅前から街頭議会報告

### 加茂・阿波地域を久しぶりに



1月23日(火) 午後から、久しぶりに「加茂路」での宣伝です。議員に復帰しまして10か月足らずですが、街頭からの「議会報告会」は、初めてです。法蔵寺さんをお借りして2度報告会をしたと思いますが、今回は、広く市民の方への報告となります。原田あき子岡山3区政策委員長・元市議の中村聖二郎さんも一緒に。よろしくお願います。

刑事事件で逮捕などされるなどで議会に来れない場合は報酬をカットする提案は、また、延期



九月議会から課題となっています。「刑事事件で逮捕された議員が、議会に出て来れないので日割り計算して報酬をカットする条例提案」について、一度「皆の同意事項」として議会事務局が「条例案」を説明しましたが、「刑事事件以外の理由で議会不参加扱いと不平等がある」などの意見が出され、イロハのイに論議が戻されまして、今回も実現しませんでした。

### 二つの議会報告集会から、二つの市民組織へ

#### 水道料金の値上げに反対する活動へ



末永弘之の市議会報告に関係し、参加した人から、報告を聞くだけでなく、何かの運動を起こしたいという意味の論議となりまして、市民運動がその場で提起されることになりました。

その一つは、十三日(土)に「水道事業の在り方」の報告会を行いました。質問↓料金の値上げは、いつ提案するのか。回答↓物価高が市民生活や事業経営に影響を与えている状況下で経営も大変厳しい状況ですが、料金改定の時期は、使用者への影響を十分に見極めながら慎重に対応する方針です。

質問↓値上げへの理由と経過、回答↓収益的収支は、令和八年度以降、赤字となる見通しで、安心安全な水を持続的に供給するためには、収益的収支の黒字化が必要であることから、水道事業経営審議会へ水道料金の適正水準について諮問し、令和六年度、令和八年度の二か年の算定期間において一〇・六二%の料金改定が必要と了承されました。等、水道局から教えてもらった課題など報告しました。

#### 暮らしが大変な時、値上げをやめてほしい

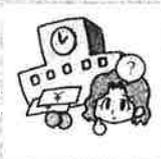


その後、参加者から、料金改定の時期は不明とはいえず、四月からとか、六月以降でとか、値上げは必至の感じだから、値上げが正式に提案される前に「反対の意思を伝えよう」ということになりました。その場で「水道料金値上げに反対する市民の会」(代表団体・津山生活と健康を守る会)を組織し、早速署名活動という段取りに入りました。

皆さんのお手元に「水道料金値上げ反対の署名」が届きましたら、家族、ご近所、お友達皆にお願いしてください。よろしくお願いします。出来ました署名は、お近くの党員か、さくら会館にお持ちください。

もうひとつは、人口少子化の社会・これからの津山市の

#### 義務教育の在り方を考えていきたい、もっと検討を



水道問題に加えまして、もう一つの市政報告会は、十四日の午後三時から開かれまして、昨年からは、津山市の教育委員会が取り組んでいます。「今後の津山市立小中学校の体制整備に関する基本方針」の報告と勉強会でした。教育委員会からも参加をしてもらいました。資料に基づく説明などをしてもらいました。

津山市の義務教育の現状と課題としては、  
◎人口減少(少子化)に伴う学校の過小規模化(複式学級)など  
◎学力の定着が不安定、◎不登校・長期欠席者の出現率が高い  
◎家庭環境等の複雑化・多様化  
などが言われ、「つながり学びあう学校づくり、地域とともにある学校づくりの二つの「あり方」を津山市の目指す教育という説明などを受けました。

#### 現在の「中学校区」を単位として様々な検討に入る

#### 児童生徒の減少により過小規模校(複式学級)の場合



現在少子化となり、過小規模校(複式学級)となっているのが、清泉小学校と喬松小学校です。五か年の将来人口推定で、どうなるか、を皆で検討する課題としての問題提起があるわけです。

その場合、地域住民としての選択肢ですが、①近隣小学校同士の統合、②中学校と複数の小学校の義務教育学校化、という三択を教育委員会としては説明して回っているということでした。これを受けて、十四日に集まった人たち(約二十人弱)の人たちの中から、「現状維持化、複式学級になっても、小規模のまま、現状の学校を残したい」という選択肢が示されていないのは、おかしいではないか、という疑問も出されました。

#### これからの津山市の義務教育の在り方を考える市民の会を組織して、もっとたくさんの人に知ってほしいの願い

教育委員会の説明、質疑が終わってからは、参加者のみの話し合いとなりまして、もっと勉強しなくては、小中一貫校とは↓校長は小中中に一人ずつ配置、就業は六年と三年、義務教育学校↓校長は一人、就業は九年で、前期三年、と称する、などについてのメリット・デメリットなど専門的に研究している人を講師に招いて勉強会をしたいとか、隣の美咲町では、住民への説明が十分になされないままに四月から「柵原地域義務教育学校」「旭地域義務教育学校」が始まるらしいから、何か、教訓を聞きたい、なども意見として出されまして、今後「津山市の義務教育学校の在り方について考える市民の会」を組織していきたい、当面は「準備会」として存続して、元学校の先生に事務局をお願いして、勉強会の段取り、市民の会の正式な組織化などお願いすることとしました。



第1338号  
2024年  
2月 1日  
TEL22-9072

赤旗読者ニュース  
末永弘之 便り  
「しんぶん赤旗」とともに  
おとどけします

## 先週末は津山圏域資源循環施設組合議会で視察でした 新クリーンセンターでの焼却灰をセメント原料へ利用

山口県周南市エコテックの現場を視察し意見交換



一月二十五日から二十六日まで、山口・倉敷へ津山圏域資源循環施設組合で視察を行いました。内容は、まず新クリーンセンターで生じる「焼却灰（主灰と飛灰）」を、セメント原料化するという工場からでした。当初この話を聞いたときは、「灰がセメントへ」と驚きと疑問でしたが、科学の発展とでもいうのでしょうか。

ここで、毎年約二千トンの「灰」をお世話になっているわけですが、十年程度前のことです。新クリーンセンターでの「焼却灰」を埋める、どこに、どうするか、の議論の中で生じた「セメント原料化への道筋」でした。平成二十八年の新クリーンセンター稼働の年から、お世話になっているわけですが、令和三年が約二千トン、令和四年が二千トン、とおおむね、一年間に二千トン前後の「焼却灰」を引き受けてくれています。領家の現場での「灰の埋め立て」という工程は無しになっています。



脱ダイオキシン処理・水洗脱塩素処理してセメントへ  
この施設は、全国で初めて、脱ダイオキシン処理と水洗脱塩素処理方法を採用し、ゴミの焼却灰をセメント原料化するシステムを実用化したといわれています。ごみ焼却場のダイオキシン類の排出量を大幅に削減させ、廃棄物のリサイクル率を伸ばし、ゴミ最終処分場の延命化もできるものだとされています。写真は「飛灰を運搬する車両」です。鮮明でないのが残念。  
飛灰については処理が大変「主灰と飛灰に区分する」  
焼却炉で燃やされると、可燃物の燃えがらが焼却灰（主灰）です。一方、焼却時に発生する排ガスに含まれるバイジン（集じん灰）を飛灰といいます。主灰と飛灰を合わせて「焼却灰」と称しています。焼却灰にはダイオキシン類や重金属などの有害物質が含まれているが、バグフィルターなどの集じん装置に集められる飛灰には、主灰よりも高い濃度のダイオキシン類や重金属が含まれているから処理が大変です。それを一気に解決してくれる施設と言えます。



この工場は、平成六年から稼働している古い施設ですが、平成二十五年に「全面大規模改修」を行い、新たに稼働している工場でした。津山圏域と同じ日立製作所の機械、コンバクトにまとめた施設、少ない土地でも、十分に機能が保たれていました。

増えたゴミの焼却でお世話に  
二十六日（金）は倉敷市水島の清掃工場の視察でした。ここは、津山の新クリーンセンターの焼却能力を超えた「ゴミ」を引き受けて「焼却してもらった工場」です。令和三年に、約千六百トンのゴミを受け入れてもらい、大いに助かったということです。ただし、末永は、組合議会で「新しいクリーンセンターでの能力を超えるゴミの量が出た」ということは、どこに問題があるかを検討する必要性がある」と訴えました。  
それはそれとして、お世話になったお礼を含めての視察



この工場は、平成六年から稼働している古い施設ですが、平成二十五年に「全面大規模改修」を行い、新たに稼働している工場でした。津山圏域と同じ日立製作所の機械、コンバクトにまとめた施設、少ない土地でも、十分に機能が保たれていました。

### 民主的医療機関のご案内です

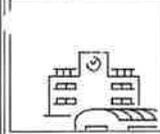
平福診療所 (Tel.28-3858) は診療を平日は午前中のみ、月・水・金は午後6時まで行っています。祝日・日曜はお休みです。



歯科医の休日診療の案内  
歯科医療センター 22-4021  
★日曜・祝日・年末年始 9時～15時  
★障害者・高齢者診療もあります。まず電話して相談して下さい。

2月4日 休日当番医の案内  
内科 外科  
中島病院 (22-8251) 津山中央病院  
平山クリ (27-7111) (21-8111)  
万袋医院 (42-3025)  
午後5時～午後10時まで当番医です  
津山中央 (21-8111) 津山中央病院

### 人口減の社会へ、義務教育のあり方の市政報告会・日程変更のお知らせ



少子化社会・子どもたちの減少傾向、義務教育学校の「統廃合・小中一貫校・義務教育学校など、そして、複式学級・少人数学校などのあり方を話し合う「市政報告会」を2月24日（土）に予定でしたが、他の団体との「日程が重なる」という事態がわかりましたので、3月2日（土）午後1時30分から、津山文化センター3階会議室で行うように変更しましたので、取り急ぎお知らせします。よろしくお祈りします。

一月二十八日(日)は市議会「報告会」でした

少子化の世の中、津山に何が必要なのか？



一月二十八日(日)は、市議会報告会が行われました。報告の前に、挨拶がたがた、第二十九回党大会の報告でした。そして、十二月津山市議会の報告会でした。まず、議員に復帰して

十カ月、「改革・新しさ・未来」という言葉の中で、「国も同じ言葉を使用し、どこかが間違っているのではないか」といわれる政治のありかたを実感していることを訴えました。そして、物価高騰に対する津山市の独自施策のありかたとして、水道料金の値下げ、学校給食費の引き下げ、低所得者向けに無料で「商品券の発行」(津山市内だけで有効)などを取り上げましたが、「ことごとく」「できない」と拒否されたことなどをお知らせしました。

**議会報告の後、質問と意見交換になりました。**従来と多少、趣の違った意見が出されまして、いろんな角度からの意見交換になりました。津山市の将来のためという論議、とても考えさせられる課題でした。

**少子化社会への対応・女性の地位の向上が大切**

まず、少子化社会現象といわれ、人口が減少している、これの改善策へ、いろんな施策もあり、奈義町のように「子育て施策の充実」している地域を隣に持ち、大いに見習っていくべしですが、大きな課題としては「女性の地位向上」というテーマが正面にあるべきだと思ふ。女性の社会進出という問題も含めて、本当に、女性の地位が向上することができないと、少子化社会への「歯止め」は困難ではないかという意味の意見でした。

**高齢者が安心して暮らせる「施設」が沢山ほしい、**

**一人でも安心して暮らせるのは施設しかない**



自分が住んでいる地域は、高齢者ばかり、一番若い人が六十歳代だと思ふ。年寄りの夫婦、一人暮らしの老人、頼るところもなく、心細い。近所の人も同じ悩みで生かされるか不安、という現状を、少しでも良くするために「高齢者が暮らしていたいける施設づくり」をしてもらいたい。介護認定とかの施設ではなくて、日常の生活・食事作りも含めて、困難な老人が入れる施設、施設の中で「こ近所付き合いができる、亡くなったら面倒をみてくれる」というような施設をつくってほしい、という意味の意見も出されました。

単に、介護が必要というのでなくて、今は元気としても、親戚も子どももないケース、こんな人を「安心して暮らせる世の中へ」という意見として受け取りまして、「頭の中に残しておきます」と述べておきました。

津山市後援会からの問題提起・二年後の市長選挙対策は

そして、次回の市議選挙対策を今から真剣に考えよう



報告会の最後に、日本共産党津山市後援会会長から、二つの問題提起が行われました。  
① 市長選挙について、折り返し点に来るが、党としてどう対応するのか、現職への批判だけでなく、候補者を選定していくということも視野に入れての結論がほしい。  
② もう一つは、次回の津山市議選挙、若い人に頑張ってもらわないと・・・の思いが強いですが、何としても「複数の議員団が欲しい。また、末永さんへということもなるまい。真剣な論議が必要」という提起でした。

市長選挙については、話し合いの中で、党が独自候補を作るということは「無理がある」という確認のような方向は出ましたが、さて、どうするかがとても難しいこと。噂の話として、今、さやかれているのは、

**「市長選挙候補」を私の方から紹介しました。**

一、現職は三期目への決意を固めて準備している。

二、「現職「批判」の一つの動きとして、新しい人を「出そう」ということで、名前もチラチラ聞かえてくるが明確でない。

三、今までも「噂の人」であった、市政の問題を熟知している人が、その準備のようなことをしているのではない。

四、前回の候補者・近藤さん陣営(選対本部の有志)は、本人も含めて、どうするか、まだまだ「これ」というところまでは到達していない感じがする。

ざっと、こんな様子を紹介しました。

**複数の日本共産党議員団をどう作り出すか、だれを**

**予定候補者とするか、こちらも大変なことですね**



今、日本共産党は、一人の議員ですから「会派が組織しません。無所属と称されています。私は無所属ではない、日本共産党会派です」と主張して、規則で「二人は無所属と称する」と決められており、情けない思いです」と感想を述べていますから、言葉だけでなく、真剣に「複数議席の必要性」を後援会の皆さんも感じています。とは、言いました。一年前には、誰も「予定候補はいなかった」という現実を考えますと、すぐに、〇〇さんという具合に簡単にいきません。これからも、市長選挙をどうするかも見ながら、複数の市議候補を話し合っ決めていくこととしました。公募でもしてみるかねです。

**三月議会は、二月二十六日(月)から開会です**

報告会の最後は、三月議会、来年度の当初予算に「どんな特徴が見えるか」も含めて、一般質問などの質問が出されまして、二月二十六日(月)に開会され、十九日(月)には議案説明会があり、その議案に基づいて、質問を組み立てたい。質問日時は三月四日(七日)までですが、私は六日の予定と報告して会を閉じました。



第1339号  
2024年  
2月 8日  
TEL22-9072

赤旗読者ニュース  
末永弘之 便り  
「しんぶん赤旗」とともに  
おどけます

## 美作大学の「公立化要望」をいかに受け止めるか？ 津山市立への道が本当に「可能」なんでしょうか？



美作大学を公立の大学にしてほしいと要望が、津山市長あてに提出されたことが一つの大きな話題になっています。今のところ議会への説明は無しですが、議員としては「知らない」では済まされたいことです。

美作大学は、生活科学部のなかに社会福祉学科や児童学科など三つの学科があり、八七六人の学生が在籍しています。令和五年度の入学者が定員割れし、公立化を求める背景として、人口が今後も減り続け、都市圏への進学志向が高まるなか、地方の私立大学は存続が危ぶまれていて、仮に大学が閉鎖されると若者が流出し、地域全体の活力が衰退することなどを挙げています。



問もないことは、未だへの街づくり、文化と学問という課題、若者の定住など、どの分野から見ても、「大学」は、存在してほしい、必要なものです。しかし、津山市立の大学として「大丈夫」なのか、単に財政の問題だけでなく、大学という学問

の街づくりなどで必要な事柄

的な「学術的な問題」から見てもできるのかも問われる課題です。単に大学という名の学校があればよいということでもないのではないかなという意味ですね。過去に「医学系の学部」を検討して魅力ある学園へ



以前から、関西の有名私立大学を誘致したいとか、理工学系の希望が多いとか、医学系・看護学系があつたのは事実です。そして、前市長の時に、そんな声を大学へ届けたのではないかと記憶もありませんが、実現もなく、入学希望が増える可能性の、医学・看護に関する学問の道が生まれません。まに、今日を迎えています。

本当のことで？です  
大学が無くなることについて、「なくなると津山市は衰退しますから、公立にして存続させるべし」と「申し入れ」をしたと報道されています。少し？と思いませんか。自らがいうことでしょうかね。それが学園の体質ですか、無くなったなら「困る」という現実を正面から考える必要があると、そんなことは「公立化」が施行されることは危険ですよ。

津山市立への道が本当に「可能」なんでしょうか？



数年間になりますが、学園の関係者と話し合ったことがありますが、美作大学を「市立大学」にしてもらいたいので、協力がしてほしい」という相談でした。

① 大学が無くなるというのは、良くないし、検討に値する課題。  
② 津山市の未来を考えても、都市づくり・若者の住む街づくりとしても、大学は必要と思う。  
③ 学園理事長が、市長の後援会の役員を務めて、市立化を要望するのかがいかなるものか  
④ 学園が政給に「心を委ねる」といふことは良くないと思う。  
⑤ そんなことを話し合った記憶がよみがえります。理事長（後援会役員）は、この話を前後して、たしか会長には「ならなかった」と聞かれています。このことから、「美作大学は、津山市立になる」という話が、市内で広がってきたのは間違いない事実です。谷口市長二期目の選挙の直前位の時期ではなかったかと思えます。

学園理事会の人たちも、かなり経済界の人たちが参画していくという時期でもあると思います。

民主的医療機関のご案内です  
平福診療所 (TEL28-3858)  
は診療を平日は午前中のみ、月・水・金は午後6時まで行っています。祝日・日曜はお休みです。



歯科医の休日診療のご案内  
歯科医療センター 22-4021  
★日曜・祝日・年末年始 9時～15時  
★障害者・高齢者診療もあります。まず電話して相談して下さい。

2月11日 休日当番医の案内

内科	外科
日本原 病院(26-3311)	津山中央病院 (21-8111)
中西 クリ (27-7200)	
林 小児科 (23-1256)	
平井 クリ (42-3131)	

午後5時～午後10時まで当番医です  
津山 中央 (21-8111) 津山中央病院

2月12日 休日当番医の案内

影山 医院 (29-1511)	津山中央病院 (21-8111)
ふくはら内科(23-6331)	
神谷 内科 (25-2177)	

午後5時～午後10時まで当番医です  
津山 中央 (21-8111) 津山中央病院

津山圏域資源循環施設組合議会  
2月16日(金) 午前10時30分  
から本会議が開催されます。新クリーンセンターに関する「令和6年度当初予算」などの議案説明の後、一般質問が予定されています。質問は、私=末永一人かもしれませんが、津山市議会の議場です。傍聴においでください。

二月五日（月）は商工会議所から最近の津山市内の

の商工会の動き・課題などの聞き取り・懇談会

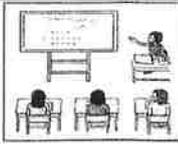
原田あき子三区政策委員長・中西孝後援会長も参加



二月五日（月）はかねてから予定して、ご無理をお願いしていましたが、津山商工会議所専務との話し合いで、津山の商工会が、どんな実態なのかを知りたいという要望からです。異常な物価高、少子化社会といわれる昨今、人口減が、どんな形で、津山市に影を落としているのかなど調査という意味も含めての活動でした。原田あき子衆議院岡山三区政策委員長・中西孝津山市後援会長も同席しまして、約一時間三十分くらいの意見交換でした。

少子化社会への対応・後継者不足などへの悩み

地方創世の再起動に新たな人材派遣制度を求める



政治へ求める課題として、①ガソリン・電気・ガス代等への補助制度の延期→これ以上の、エネルギーコストの高騰には、多くの（注）諸企業は耐えられない、世界経済の混乱が収束し、為替相場が安定するまでの延期を要望。②デジタルシフト・カーボンニュートラル推進への商工団体等の活用→単に新しい制度への参入などオンラインで参加申し込み方式です。地方の小さい企業は、オンライン入力がついていかない、全国一斉に打ち込むために、『つながったときは、もう締め切りという事態』を招いている。会議所などが補助金申請要望の窓口としてつかえるようにしてほしい。③地方創世の再起動に新たな人材派遣制度の挿入を、などを重点として要望していることの説明を受けました。

高度な人材（高い知識と能力）で構成される

地方への複数人の応援隊を創設してほしい

今、地方は略路に立っている。都市としての力が維持できないうちは、衰退する恐れがあり、生き残る地方、中小零細企業のために、これらを救済するには、優れた有能な人材が必要であり、そこで、今やっつけている「少子化対策を中心とした地方創生戦略に、経済の活性化、中小企業の再編の中で生じ、良い質の雇用環境を柱とする「新たな地方再生への試みを支援する為に、官僚・企業・民間シンクタンクからの「高度な人材で構成される応援隊（二つのチーム最低でも数人）を地方に派遣する制度を設立してほしい。地方だけでは、分析力・対策の企画立案、実行となると、弱いという現実がある、ある意味東京一極集中の弊害ともいえる。

津山市長への「総合経済対策に関する緊急要望」

についても、中々参考になる意見を聞きました



昨年の十二月には、津山市長に対して、緊急の問題として、四点の要望をしていることも教えてもらいまして、中々、興味ある、価値のある課題なども学びました。

◎政府の経済対策の裏付けとなる二〇二三年の補正予算が成立しましたが、約十三兆円規模で「国土強靱化」と地方の中小企業への省力化補助や社会変革推進です。と前分に書かれています。さすがに、耳慣れない言葉、やや意味不明の言葉もありますね。

【国土強靱化】とは、パソコン検索によります。

国土強靱化の取組ソフト 個人・地域コミュニティ 家庭の耐震化 家具の固定 食料や防災用品の備蓄 ハザードマップの確認 防災訓練への参加 国土強靱化が指すこと 防災情報の発信や 防災教育の実施 避難路・避難施設の整備 大災害が発生しても経済社会の維持 人命の保護 迅速な復旧復興 財産及び公共施設の被害最小化 堤防等の整備・強化 道路ネットワークの機能強化 ハード 国・地方自治体 民間企業・団体 事業継続計画（BCP）の策定 オフィス・工場の耐震化 インフラ老朽化対策 国土強靱化とは、地震や津波、台風などの自然災害に強い国づくり、地域づくりを行い、大災害が発生しても人命保護・被害の最小化・経済社会の維持、迅速な復旧復興ができるよう目指す取組のことです。国土強靱化の対象範囲は幅広く、行政だけでなく企業・地域・個人での取組や、ハード面だけでなくソフト面の取組も国土強靱化に含まれますと書かれています。要は、この新しい仕組みを利用して、

国土強靱化法を利用して、空洞化しているといわれる

津山市の市街地を活性化させる事を考えてほしい、要望



① 小企業への省力・省人化対策補助金として、従業員二十人以上の企業への支援策をおこなう。

② アルネの床の有効活用に向けた構想案策定事業（国土強靱化）と店舗棟配置構想案の策定を行う。

③ 地域循環型経済圏への構想案作成事業エリアからの資金移額が年間七百億円に上がることから対策の構想案を作成する。④ 中心市街地活性化実施計画策定を行うこと。今、津山の歴史ある商店街は、お客の減少など、さらに、後継者不足もあり、各商店が「維持できない」という空洞化が悩みです。道路も狭い、城下町の姿、せめて「救急車・消防車の出入りが自由にできる」という、街並みに「変更（小さ規模での再開発）」されることを目指して、お店に住む人とか、買い物をする人の利便性を考える街並みに変更させる。そして、例えば、後継者のいない商店、特に、昔ながらの「食の味」を大切に保存する業（手作りのお菓子屋・ウナギ屋など専門店）を継承する人、食の味つくりを伝えたいと思う人（全国から求める）方式を採用して取り入れる「街つくり」へのあり方を検討しているということでした。まさに、これからの津山の課題へ、正面から立ち向かうという感じでした。



第1340号  
2024年  
2月15日  
TEL22-9072

赤旗読者ニュース  
末永弘之 便り  
「しんぶん赤旗」  
おとどけます

## 久米プール建設問題の総務文教委員会呼びかけ勉強会 200万円の設計委託料の事業内容の報告会でしたが

九月議会で多数で「調査委託料を可決」した予算です



久米のプールの建て替えについて、公認か今と同じプールかで物議を呼んでいますが、昨年の市議会で、職員が起草した原案に、民間のノウハウを活用して、「整備基本計画」を作るとする予算について、その成果を議員全体へ報告する「勉強会」が十三日に行われました。

予算に私は反対でした。職員の技術力を信用し伸ばすべきと主張



予算が提案されたときは、十人近くが反対したと思いますが、私も反対でした。その理由は、「このように悪しは別として、計画を作るという点では、ここまで職員が頑張った基礎的な資料をそろえたわけですから、最後の「詰め・まとめ」の段階で、民間にわざわざ費用まで出して委託する必要はない。最後まで、職員に苦労してもらおう。それが、職員の能力を活かす道でもあり、さらに資質の向上につながることになると思う。」という趣旨などを述べたと記憶しています。

勉強会の直前になつて、津山市スポーツ審議会が答申



久米市民プールの更新・新設にあたって、昨年十月四日に市長から諮問を受けた課題で答申が、二月一日に、津山市スポーツ推進審議会から出されました。答申の内容も報告されました。話が盛りだくさんになりました。少し「？」だと思いましたが、



そもそもこの課題は、令和四年九月議会(前の議員の任期中)に、「久米市民プール建設に関する請願」が津山市スポーツ協会代表T氏から出され、採択されて、当局が「計画案」を立案し、その「計画案」をもとにして、津山市が津山市スポーツ推進審議会代表T氏に諮問し、このたび、津山市スポーツ推進審議会代表T氏から「津山市の提案は妥当である」という回答が出た訳です。三回あるT氏は同じ人です。ですから、どこか「？」ではありませんが、「出来レースではありませんか」と聞いたのですが、要領を得ずでした。

「そもそも「審議会」とは、審議会とは、「専門知識を要し、客観性・中立性を求められる事務、又は市民の意見を反映させる必要性の高い事務など」に關し、市民や有識者が市長の求めに応じて、その必要な調査・審議・審査・調停等を行うための機関であり、地方自治法第百三十八条の四第三項に規定するものをいう。」とされていますから、これでは「客観性・中立性」が大いに疑われますね。

当日の参加議員は十八人  
色んな質問・意見でした

- ◎質問や意見など述べた議員は十二人、十三人でした。順不同ですが、要約して書いておきますね。
- ◎人口が減るのにプールの利用者が増える計算はおかしいではないか。いかがなものか。利用者をもどるようにならざるを得ないのか。
- ◎公認プールで「合宿が増えたり、大会が増えたりする」という根拠はどこにあるのか。
- ◎建築資材の値上げなどが試算されていないが大丈夫か。
- ◎資料の市民への公開をどう考えているのか。市民が納得できる説明資料が欲しい。
- ◎審議会のメンバー十五人中で「作ってほしいと請願した人が五人」とあるが、出来レースの感否めない。
- ◎公認というからおおしくなる。普通のプール建設でよい。

民主的医療機関のご案内です

平福診療所 (Tel.28-3858)  
は診療を平日は午前中のみ、月・水・金は午後6時まで行っています。祝日・日曜はお休みです。



歯科医の休日診療のご案内

歯科医療センター 22-4021

★日曜・祝日・年末年始 9時～15時

★障害者・高齢者診療もあります。まず電話して相談して下さい。

2月18日 休日当番医のご案内

内科	外科
本位田診療所(36-5613)	津山中央病院(21-8111)
薄元 医院 (22-2455)	
只友 医院 (42-2043)	
午後5時～午後10時まで当番医です	
津山 中央 (21-8111)	津山中央病院

久米市民プール建設に関する、市民と総務文教委員との懇談会を予定

3月8日(金)午後7時から

同様の懇談会を昨年11月に、久米支所会議室で行いましたが、その時の意見も含めて、2度目の「懇談会」を総務文教委員会と相談をしまして、下記日程で行うこととしました。

- ◎とき、3月8日(金)午後7時から
  - ◎場所、津山総合福祉会館3階会議室
- どなたでも自由に参加し、自由に発言できます。ぜひご参加いただき、久米のプールに関する忌憚のないご意見をお聞かせください。よろしく願います。

# 日本原演習場での「米海兵隊単独訓練を許すな

## 津山市長と防衛局津山事務所申し入れ

二月八日に津山市内民主団体の皆さんと共同で、



防衛省が、三月十七日、三月二十八日まで、日本原演習場において、単独訓練を行うという通告が津山市にありまして、津山市議会の「ダブルト配信」として市議各位にも連絡が入りました。それを受けて、津山平和委員会・革新懇話会など、市民団体に「反対の申し入れ」を二月八日に行いました。津山市は、市長は公務で参加しませんが、担当部長らと話し合い、市長に伝えてもらうこととなりました。以下、谷口圭三津山市長あての、申し入れの趣旨を紹介しておきます。写真は、防衛局津山事務所「申入書」を渡す風景です。

## 自衛隊日本原演習場での米海兵隊単独訓練の

中止を求めてください。



貴職に於かれましては、物価の高騰や新型コロナウイルス感染拡大の中で、市民の命と暮らしを守るために、奮闘されていることに敬意を表します。中国四国防衛局は「米海兵隊岩国基地所属部隊が三月十八日から十日間、陸上自衛隊日本原演習場で単独訓練を行う」と津山市・奈義町に連絡しました。 ※写真は、津山市へ「申入書」の手渡しの様子です。

今、中国との覇権争いを戦略とするアメリカは、日米同盟強化と日米軍事一体化及び日本の大軍拡を要求し、併せて米軍の日本全土で訓練を行い、日米共同訓練や低空飛行訓練、空中給油訓練を強めており、日本側に無通告で勝手にオスプレイやヘリコプターによる訓練を行う状態が全国で続いています。さらに、岩国の米海兵隊員による事件や訓練事故も後をたえません。米軍は、アメリカの利益を守るための軍事組織であり、とりわけ海兵隊は殴り込み部隊であって、日本国民の命や人権を保障する義務や任務は持っていません。このような米海兵隊が私たちの郷土である日本原で殴り込みの戦争訓練をすることは市民の平和と安全の願いと相容れないものです。2011年に起こった津山市田原の「土蔵崩壊」についても、米軍は低空飛行との因果関係を認めず、防衛省もやむやみにしています。米軍は日米安保条約と日米地位協定で日本中の空を勝手に訓練で使用しており、米軍の無謀な低空飛行訓練に対して日本政府は「日米地位協定で認められている」と不問にし、事故を起こした航空機の原因究明もしないままの訓練再開に抗議もしていません。

市長は市民の「命と安心・安全な暮らし」を守る義務があります。日本政府はアメリカの戦争に加担するために大軍拡・大増税を行い、自衛隊員と日本国民をアメリカの盾として憲法違反の敵基地攻撃に動員し、日本を戦場にしようとする「安保

関連3文書」を国民にも国会にも説明せずに閣議決定しました。憲法第98条によりこの閣議決定は無効であり、第99条による憲法尊重擁護義務を負う市長としてこの閣議決定に抗議すると同時に、標記の「米海兵隊単独訓練の中止」を米軍に申し入れして下さるよう申し入れます。

## 具体的な「申し入れ内容」

1. 米軍は、アメリカの利益を守るための軍事組織です。先日も米軍施設への攻撃の報復としてイランの軍事施設を空爆し、300人を超す人が犠牲になっていました。このような米海兵隊が日本原で殴り込みの戦争訓練をすることは認められません。直ちに訓練の中止を米軍に申し入れてください。
2. 貴職は市長として、日本国憲法の「平和的生存権」の保障、第9条の「戦争放棄」及び地方自治法に基づき、市民の「命・くらし・環境」をまもる義務を果たすために、アメリカの戦略のもとで自衛隊の敵基地攻撃を可能にする「安保関連3文書」の閣議決定と大軍拡・大増税をしようとする日本政府の方針及び予算案に対して抗議し、撤回を求めたい。
3. 米軍に対して申し入れた内容及び回答を私たちに知らせてください。

## 海兵隊は、日本を守る軍隊ではない、敵地への攻撃部隊

### 「殴り込み部隊」であるとの認識を持つべきです



当日は、九人の参加者でしたが、特に市長に伝えてほしい問題として、「海兵隊という米軍部隊の特徴について」でした。試みに、字引を引きますと、「海兵隊とは」↓アメリカ海兵隊（本稿にてしばしばアメリカとつけず単に「海兵隊」とよぶ。アメリカ陸海空軍や他の機関についても同様）は、アメリカ合衆国の法律に基づき、海外での武力行使を前提とし、アメリカ合衆国の利益を維持・確保するための緊急展開部隊として行動する。また、必要に応じ水陸両用戦を始めとする軍事作戦を遂行することも目的とする。本土の防衛が任務に含まれない外征専門部隊であることから海兵隊は「殴り込み部隊」とも渾名される。独自の航空部隊を保有することで航空作戦も実施でき、空機をヘリコプターや艦載機とすることで、海軍の航空母艦や強襲揚陸艦などを利用し、さらに活動範囲を広げることができる。地上戦用装備も充実しており、陸軍と同様の主力戦車も配備している。戦術艦艇は保有しないが、独自の物資輸送船を保有する。

となつていふことを正確に理解してほしいと特別に要請でした。

## 十四日（水）は「久米プール」についての報告会です

津山市議会総務文教委員会が呼びかけます。久米プールについての報告会が十四日（水）午前十時から市議会全員協議会室で行われます。「ごきげん印刷の日」ですから、内容は、来週号というところになります。審議会の結論として二十五メートル公認プールを認める」という意味の答申も出されており、出来レースの様子も見え、これからは「大いなる論議」が必要だと思います。市民の皆さんのご意見をお聞かせください。よろしくお願いします。



第1341号  
2024年  
2月22日  
TEL22-9072

赤旗読者ニュース  
末永弘之 便り  
「しんぶん赤旗」とともに  
おとげします

# 16日(金)は津山圏域資源循環施設組合議会でした 令和六年度当初予算「ゴミ持ち出し予算」をゼロ円に努力

## 三年連続して「焼却能力を 超えたゴミ量」を受け入れ



クリーンセンターでは、令和三年度約一億五千万円、四年度と五年度は約四千五百万円を使用してゴミを持ち出しして焼却処分をしていまして、令和六年度では「持ち出し費用はゼロ円」とし、やっと「ゴミ嵐」が普通の状態になりました。写真は、十六日に開催された資源循環施設組合議会の全体の風景ですが、事業系ゴミを自力で措置しても

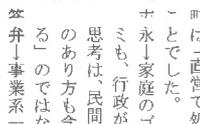
らう必要があったのではないかと答弁し事業系一般廃棄物として、市町・組合の責任で措置をしなければいけない決まりです。末永「廃棄物処理法第二条で「あくまで事業所の責任で処理する」となっており、市民の出す一般ゴミと混然一体としては入れないのではないかと答弁し廃棄物処理法の第六条で「一般廃棄物は行政の責任で処理する」と決められています。末永「その一般廃棄物は、市民の出すゴミであり、事業所から出る一般廃棄物のことは書かれていない。



答弁し事業系一般廃棄物として、市町・組合の責任で措置をしなければいけない決まりです。末永「廃棄物処理法



ゴミ収集・運搬業許可条件  
の扱いはどうなっている  
この問いに対しては、津山市、鏡野町・勝央町、美咲町は「特別に区分していない」とのこと、奈義町は「直営で処理している」とのことでした。



「家庭のゴミも事業所のゴミも、行政が責任を持ち、どの思考は、民間業者への収集許可のあり方も含めて「課題がある」のではないかと答弁し事業系一般廃棄物の処理責任は排出者にあり、法律第6条に定められています。末永「津山圏域内の事業系一般廃棄物は津山圏域クリーンセンターで処理することとなります。



「永くどうもわからないと答弁です。法の第三条で「事業系一般廃棄物の処理は事業者責任」となっており、行政に責任があるという言い分は、私には理解できない。ゴミの収集業者への許可条件も含めて、お互いが、真剣に検討する必要があります。次回までに深く検討を求めておきます。

### 民主的医療機関のご案内です

平福診療所 (Tel.28-3858)  
は診療を平日は午前中のみ、月・水・金は午後6時まで行っています。祝日・日曜はお休みです。



### 歯科医の休日診療の案内

歯科医療センター 22-4021  
★日曜・祝日・年末年始 9時～15時

★障害者・高齢者診療もあります。まず電話して相談して下さい。

### 2月23日 休日当番医の案内

内科	外科
布上 内科 (26-1405)	津山中央病院 (21-8111)
かたやま小児科(24-1310)	
万袋 医院 (42-3025)	

### 午後5時～午後10時まで当番医です

津山 中央 (21-8111) 津山中央病院

### 2月25日 休日当番医の案内

勝北 診療所 (29-2324)	津山中央病院 (21-8111)
石川 医院 (26-2188)	

### 午後5時～午後10時まで当番医です

津山 中央 (21-8111) 津山中央病院

### と総務文教委員との懇談会を予定

◎とき、3月8日(金)午後7時から  
◎場所、津山総合福祉会館3階会議室  
久米市民プールの「公認で二十五mで新設」の予算などが3月議会へ提案されます。そんな中ですが、懇談会を行います。どなたでも自由に参加し、自由に発言できます。ぜひご参加いただき、久米のプールに関する忌憚のないご意見をお聞かせください。よろしく申し上げます。

### 久米市民プール建設に関する、市民

### 十九日は三月定例市議会へ、議案説明会でした

議案審査は本会議・委員会で審査を、事前審査はダメ



三月定例市議会が二十六日(月)より開会されます。それに先立ちまして、十九日(月)に、三月議会に提案されます(令和六年度当初予算十八件、令和五年度補正予算関係が十二件、条例改正議案が十四件、その他案件が十四件の合計四十八件が提案され、その説明会がありました。質問の時間がとられますから、各議員「提案された案件」に質問しますが、この説明会が行われた時には「議案の事前審査にならないように」と注意事項が付けられているはずですが、勢い、事前審査のような「質問」になりがちです。

### 議案説明会の後・議員会議でした。中島議長の

#### 提案の「正副委員長手当支給問題」は見送りに



十二月議会の議員会議で、中島議長が提案していました「各種委員会の正副委員長手当の支給問題」は、私も含めて、おおむねの会派が「反対」を主張。賛成するとしても「正副議長長についている増額報酬の範囲で、それを各委員長らに分配するというのであれば、予算増にならないので良いと思う」という程度の意見であり、議長がこの提案については、なかったこととします」という結論を述べ実現しませんでした。

#### 九日には「水道料金値上げ」への答申も出されませんが、当初予算などの提案はありませんでした

二月九日(金)には、水道料金の値上げについて、一〇、六二%の値上げが妥当」とする答申が出されました。三月議会に提案され、四月一日から値上げかなと、心配していましたが、答申では「値上げの時期は市に任せる」という内容でした。それを受けて津山市水道局に事前に聞きますと「値上げの時期は、様々な要因を考慮し、いつが良いか慎重に検討する」ということでした。

#### 水道料金「値上げ反対」の市民運動

水道料金の値上げが実施されますと、市民生活に大変な影響が出ます。いち早く、市民団体から、私の方へ「値上げについての資料・現状なども求められ、いろいろと話し合います。水道料金値上げ反対署名」に取り組んでいます。二十二日(水)には、市長と議長に対して「申し入れ」を予定しています。

### 具体的な「申し入れ内容」

異常な物価高が続く中で、市民の生活が一段と苦しさを増す中、津山市は、水道料金の一〇%を超えての値上げを行うように審議会に諮問していますが、これは、苦しい市民の生活に追い打ちをかけるものです。市民の暮らしを守ることが自治体の使命です。古くなった水道管の敷設替えは必要だと、基金としてため込んでいる四十八億の取り崩しとか、敷設替えの期間を延長するとかの対策を講じ、不必要な「苦田ダム関係からの水の買い上げを辞める」などの根本的な解決策なども考慮すべきです。

★また、水道料金の「値上げ」について、正式に議会に提案されていません。提案をするなどという意味も含めて、さらに「新しく署名活動」にも取り組んでいきたいと思っています。

自衛隊に住民基本台帳の十八歳名簿を、国の指導があり渡していた、十九日に「お詫びと報告」がありました。



津山市は、昨年の令和四年度決算審査の中でも「自衛隊への名簿渡しはしていません」と答弁しており、過去の「市民団体との話し合い」でも同様のことを説明していましたが、十九日の議案説明会の後、「お詫びと報告」という形で「実は、国の指導もあり、渡してしまいました」ということとなってしまうようか。腹の立つことではありませんか。経過を調べます」と今和二年十二月十八日に「自衛隊法と住民基本台帳法」で、写しを提出することは可能と閣議決定をする。

② それを受けて、令和三年二月五日、防衛省と総務庁で「自衛官または自衛官候補生の募集に関する資料の提出についての通達」が、都道府県あてに出されます。

③ そして、令和三年二月十二日に、岡山県民生活部から、県下の市町村へ「通達」が出され、津山市も「提出することになった」ということですね、要なことですよ、・・・。

#### 真庭市のJR姫新線存続への強い思い・株主で発言方針とてもユニークで・本気度が伝わる施策では無いか



真庭市は、利用者が低迷するJR姫新線の存続維持に向け、JR西日本の株を取得すると発表し、購入経費一億円を来年度(令和六年度)当初予算案に計上したことが、大きな話題としてマスコミを賑やかせました。株主になって、「存続」という意見を申しあげる」という意気込みです。とてもユニークで斬新、ちよっと思いつかない施策

策だと思います。そして何よりも、多くの住民が、地方自治体が望んでいますが、「ローカル線廃止反対の住民運動」として、自治体の「やる気・本気度」が目に見えて伝わることです。

株主として地域の足確保を強く求める考え。太田市長は「JR西日本に対し「地域鉄道の維持を」ちゃんとやってほしい」と訴える決意です。津山市にも頑張ってもらいたいものです。



第1342号  
2024年  
2月29日  
TEL22-9072

赤旗読者ニュース  
末永弘之 便り  
「しんぶん赤旗」とともに  
おどけます

## 26日(月)3月定例津山市議会が開会～19日(火)まで 市長の施政方針・令和6年度当初予算など58件の議案

開会日・二十六日初日、施政方針  
令和五年度最終補正予算など  
津山市議会三月定例  
会議は二十六日(月)  
十一時から本議会が開  
会、会議録署名議員を  
決め、三月十九日まで  
の会期を決定して、ま  
ず市長の施政方針演説から始まりまし  
た。そのあと、令和五年度一般会計補  
正予算二億九千四十二万円の物価高騰  
対応重点地方創世臨時交付金の繰入  
(国からのお金)と歳出、非課税世帯  
への給付金七万円と、条例案件の、  
市外の役所からでも戸籍簿本が取り寄  
せられるという議案、合計二件を委員  
会付託を省略して、本会議に当日提案  
当日議決という措置を講じました。

「誰かが輝く拠点都市」との  
谷口市長の「施政方針」は  
市長施政方針演説  
は、約四十分程度の  
時間をかけましたが  
美しい言葉と「横文  
字」の羅列、「人口減  
への対策強化が急  
務」と述べて、「津山  
に住み続けたい、住む価値があると思  
われる将来ビジョンと都市像を示すこ  
とが急務」と結んでいます。言葉通り  
を理解しようと、市長自ら「示すこと  
が急務」と言うわけですから、施政方  
針と一体的に「示す」ことが必要だっ  
たのではないかなの思いもしますが、  
近く示されるでしょう。



津山市議会三月定例  
会議は二十六日(月)  
十一時から本議会が開  
会、会議録署名議員を  
決め、三月十九日まで  
の会期を決定して、ま  
ず市長の施政方針演説から始まりまし  
た。そのあと、令和五年度一般会計補  
正予算二億九千四十二万円の物価高騰  
対応重点地方創世臨時交付金の繰入  
(国からのお金)と歳出、非課税世帯  
への給付金七万円と、条例案件の、  
市外の役所からでも戸籍簿本が取り寄  
せられるという議案、合計二件を委員  
会付託を省略して、本会議に当日提案  
当日議決という措置を講じました。

令和六年度当初予算など、  
五十八議案を副市長が提案  
令和六年度の  
一般会計当初予  
算は、四百九十四  
億三千五百万円  
の歳入歳出です。  
歳入に關係する  
市税ですが、全体で約百二十八億  
円です。そのうちで、市税の歳入  
ですが、国の個人市民税の定額減  
税措置などによって約二億九千  
四百万円、一、八%の前年対比の  
減です。  
デフレ現象の脱却の一時的措  
置と言われていますが、昨今の物  
価高の異常さに比べて、賃金の値  
上げの低さ、などが指摘されてお  
り、住民税課税世帯の  
本人・扶養家族も含めて一人  
一万円の減額措置ですが  
国が示した「定  
額減税措置」は、  
住民税を支払っ  
ている世帯のみ  
が対象ですから、  
一般的にいわれる「非課税世帯」  
(いわゆる低所得者層)は、対象に  
なりません。年収一千八百万円以  
下という所得制限はついていま  
す。非課税世帯は「昨年から言わ  
れる一世帯七万円の臨時給付金  
を出す」施策と関係がどうあるの  
かを明確にしたいなどの思い。

水道料金の値上げについては  
条例・予算など提案無し  
令和五年二月から扱い変更  
昨年の秋頃から  
いわれていた「水  
道料金の値上げ」  
につきましては、  
審議会の答申は  
「十、六二%の  
値上げが妥当」とし、「値上げの時  
期は当局の判断」としましたが、  
これを受けて、市長は「値上げの  
時期は慎重に考えたい」として、  
令和六年度での値上げは「見送り」  
という措置でした。

「水道料金の反対する市民の  
会」として、津山市長と、市議会  
議長に対して、「約二千人」の署名  
をもって反対の申し入れを行いま  
した。皆さんの署名への努力が、  
「値上げを見送った一つの力にな  
った」と考えています。市議会で  
は、私達の申入れを早速「議員全  
員に対するタブレット配信」を行  
いまして各議員に徹底しました

読者の皆さん  
には、「水道料金  
値上げ反対」の  
署名にご協力頂  
きありがとうございました。二  
月二十一日(木)  
「ありがとうございます」



民主的医療機関のご案内です  
平福診療所 (Tel.28-3858)  
は診療を平日は午前中のみ、月・水・金は午後6時まで行っています。祝日・日曜はお休みです。



歯科医の休日診療のご案内  
歯科医療センター 22-4021  
★日曜・祝日・年末年始 9時～15時  
★障害者・高齢者診療もあります。  
まず電話して相談して下さい。

3月3日 休日当番医のご案内

内科	外科
日本原病院 (36-3311)	津山中央病院 (21-8111)
中島 病院 (22-8251)	只友 医院 (42-2043)

午後5時～午後10時まで当番医です  
津山 中央 (21-8111) 津山中央病院

### 義務教育学校のあり方についての 報告会と市民集会です・ご参加を

◎とき 3月2日(土) 13:30から  
◎場所 津山文化センター3階会議室

少子化の時代に向けて、今、小中一貫校とか義務教育学校とか、学校の統廃合とかが言われていますが、少人数学校・複式学級の道も地域の皆さんの選択肢の一つだと思います。  
これからの「地域づくり」にとって、義務教育学校の場所は、住民の集いの場としても大切な要素です。  
専門の先生を迎えての勉強会、話し合いです、お友達お誘いで、多数の皆さんのご参加をお願いします。

三月定例会議員質問戦は四日(月)と六日(水)

私・末永は、六日(水)の最後二時頃から?

「三会派が「代表質問」です、個人質問が十人です」



三月議会の特徴の一つですが、代表質問と個人質問の選択制による質問となります。私は「一人会派」で個人質問しかできません。今回は、三つの会派・未来と公明党と津山自由民主倶楽部が「代表質問」の届け出をしました。個人質問は十人です。代表質問は、一時間制が取り入れられますから、多少違いがありますが、いわば、十三人が質問という感じですから、月曜から金曜日まで予定しています。質問戦は、月曜から水曜日まで、三日間ということになりました。

六日の午後一時から傍聴においでください



私の質問は、質問の最終日、六日の最後です。最後の日は、五人が質問となりまして、金田議員・白石議員・政岡大介議員・近藤議員のあとということになります。お忙しいでしょうが、お友達お誘いの上、皆さんの傍聴をよろしく願います。質問の時間は、質問者の質問時間、答弁の時間などで左右されますから、正確にはわかりませんが、午後一時を目安にして傍聴においでください。政岡大介議員・近藤吉一郎議員と私、と続くと思います。途中で小休止があるかもしれませんが、よろしく判断ください。

質問通告の内容を紹介しておきますね、

1(項目)市長の基本姿勢と施政方針について

・市税をはじめとした歳入問題と基金  
・ゴミ処理問題と「ゴミ施設跡地利用事業」  
・美作大学公立化問題  
・久米市民プールに関して

2(項目)自然エネルギー活用問題

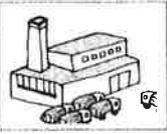
(要旨)・田島の太陽光建設と加茂の風力発電建設  
・情報システムの契約について

3(項目)社会福祉施設の課題

(要旨)・虐待・パワハラ、職員の仕事方針改革など  
選挙制度とも言われる施政方針かな?

美作大学から「少子化社会の中、私立として存続するのが困難、津山市の将来のために、公立化にして存続してほしい」という「要望」が理事会決議として、市に届けられました。谷口市長は「無くならぬ大変、慎重に検討が必要」と述べています。さらに、久米市民プール、はじめから「公認プール」と決めてしまっている感じの様子もあります。二つとも、選挙制度とも噂されています。一定、経過の中で何が起ったのか、何があったのか、を質問してみたいと考えています。

どうしても「納得したい」課題で質問、一般廃棄物と称する「各家庭から出されるゴミと事業所から出るごみ」



「ごみ処理問題です。津山圏域資源循環施設組合議会でも、論議した事柄ですが、私には、どうしても「納得できない課題」です。廃棄物処理法第三条では、「事業系一般廃棄物は、事業者の責任で処理する」との旨規定されていますが、市長は、第六条の一般廃棄物処理の規定を持ち出し、津山市と資源循環施設組合に「処理の責任がある」と、組合議会で説明を繰り返しました。が、第6条の「一般廃棄物処理」の規定に、事業系一般廃棄物のことは触れていません。なぜ、事業系を、市民生活から出される「一般廃棄物」と同等に扱うのが「理解できない」訳で、津山市の問題として取り上げる予定で、(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)で定められている一般廃棄物は、産業廃棄物に該当しない全ての廃棄物を指します。事業活動に伴って排出される廃棄物であっても一般廃棄物に該当するものを、法で明確には定められた用語ではありませんが「事業系一般廃棄物」といわれます。主な事業系一般廃棄物としては、レストラン・飲食店から排出される残飯類、オフィスから出るサイクルできない紙くず、造園業から排出される剪定枝、枯葉類等があげられます。

廃棄物処理法第三条一項では、「経営者は、其の事業活動によって生じた廃棄物は自らの責任で適正に処理しなければならない。廃棄物処理・運搬業者に処理委託した場合でも、処理責任が変わりはない」とされています。この規定の通り、事業系一般廃棄物は、法律で事業者自身が処理しなければならない旨が規定されているわけですが、津山市を中心とした津山圏域資源循環施設組合に、処理能力を超えてゴミが集まり、令和三年から五年までに約二億円も費用を使って、他の施設で焼却してもらったことを受けて、処理能力を超えた段階で事業系を「受け入れをお断りする方法もある」と私が指摘しましたら、谷口市長は、「市町と資源組合に処理責任がある」と答弁しましたから、この「良し悪し」を明確にしたいの思いが続いているということです。

三月八日(金)総務文教委員会が「久米市民プール」の

在り方で市民の皆さんと意見交換会をよびかけ。



市議会総務文教委員会では、久米地域での「プールの建て替え」は止むを得ないとする意見がありますが、公認プールの必要があるのか、何のための多額の費用をかけて公認にするのかなど、批判的意見も多くある中、谷口市長は、当初予算で約五千万円の予算を「公認プール建設のための予算」として提案しました。これらのあり方をめぐって、市民の皆さんとの「意見交換会」です。近所お誘いあわせで参加をお願いします。

◎とき 三月八日(金)午後七時から八時三十分まで

◎ところ 津山市総合福祉会館三階 中会議室

様式第3号(第4条関係)

## 支 出 伝 票

支 出 日	令和6 年 3 月 20 日		
費 目	1 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	15,000 円
	2 研修費、会議費		
	③ 広報費            4 広聴費		
	5 資料作成費    6 資料購入費		
	7 人件費            8 事務所費		

支 出 内 容	市議会報告「ごきげんいかが」作成・印刷・配布手数料
---------	---------------------------

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)
--------------------------

# 領 収 書

末 永 弘 之 様

令和6年3月20日

金 1 5 , 0 0 0 円

ただし、令和6年3月市議会報告（ごきげんいかがですか）作成・印刷・配布  
手数料として、上記金額を領収しました。

・ 住 所 津山市 

・ 氏 名 



第1343号  
2024年  
3月7日  
TEL22-9072

赤旗読者ニュース  
末永弘之 便り  
「しんぶん赤旗」とともに  
おとどけます

# 代表質問が3つの会派・個人質問が10人終わりました。 ～昨日6日・質問最終日の最後が私の質問でした～

市長の施政方針・当初予算などに  
質問が集中・課題は沢山ありです  
津山市議会三月定例会  
会議は四日(月)から、  
代表質問(三会派)と、  
個人質問(十人)が行  
われまして、質問届け  
出は、市長の「施政方  
針演説」に関わること、当初予算に関  
わることなどが多く、いわば、質問通  
告にそれが書かれています。「ほぼ、  
なんでも質問が可能」という感じにな  
りますから、実際の内容は、多岐にわ  
たる事柄が質問されたということであ  
す。昨日・六日(水)で本会議の論議  
は終わりました。十一日からの常任委  
員会審査となります。

代表質問のあり方は、会派人  
数×一人十五分です  
今回、三つの会  
派が代表質問を  
取り入れました。  
代表質問のやり  
方は、基本的に  
は、「質問者」と  
してあらかじめ届けられた代表  
者が基本的な質問をします。質問  
時間は「会派人数×十五分」で、  
最大が六十分以内ということに  
なっています。

前々からの私の疑問と問題提  
起なんです。解決しません  
前々から(以前の  
議員時代という  
意味)から気にな  
っています。事柄、  
質問時間のあり方  
の根本の問題とし  
て問題提起してきましたが、一向  
に「前向きがしない」ことがあり  
ます。それは、市議会、議員の為  
の組織なんです。が、  
議員の側の質問に制限があ  
り、当局の方は無制限とは  
いう問題で  
す。議員の質問  
時間には制限が  
あり、答弁時間  
は含まないのは  
良いとしまし  
て、答弁する「市町・当局の側」  
は時間の制限がなく、幾らでも時  
間をとって説明・答弁ができる」と  
いう「仕組み」なんです。

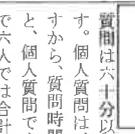
私の質問の日と、議会だより「こ  
きげん」が「作成・印刷の日」  
今週の「こきげん  
いか」1343号  
の「作成仕上げ・印  
刷・ポスト卸し」と  
いう工程と、質問の  
日時が、完全に一致  
です。従いまして「こきげん」が「  
読者の皆さんに届いたときは、すで  
に質問を終った後」ということにな  
ります。いわば、時期遅れという感じ  
なんです。質問が終わってから、作成、  
誤字の訂正・作成の仕上げ、印刷、ポ  
スト卸しをするというのは「困難」で  
す。従いまして、質問と答弁などの紹  
介は来週号からということになります  
が、よろしくご理解ください。

個人質問は一人三十分以内  
で三課題ということ  
試みに、六人会  
派が代表質問と  
した場合、十五分  
×六人＝九十分  
ですが、会派代表  
質問は六十分以内ということであ  
す。個人質問は、一人が三十分で  
すから、質問時間だけで考えます  
と、個人質問ですと、一人三十分  
で六人では合計百八十分(二時間  
)になります。それが、一時間  
となりますから、質問時間は「短  
くなる」ということです。ただし、  
代表質問の場合は、質問課題は無  
制限です。何でも、何回でも質問  
できます。津山市議会の場合、い  
ずれの質問時間は、当局側の答弁  
の時間は含まれていません。あく  
まで、議員が質問できる時間を表  
しています。

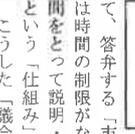
「おかしい議会ではないのかな」  
と聞かせる日々です。  
なんか、どこか、すこしですが  
「おかしい議会ではないのかな」  
と聞かせる日々です。



津山市議会三月定例会  
代表質問の様子



津山市議会議員  
末永弘之



津山市議会議員  
末永弘之

民主的医療機関のご案内です

平福診療所 (TEL28-3858)  
は診療を平日は午前中のみ、月・水・金は午後6時まで行っています。祝日・日曜はお休みです。

**歯科医の休日診療のご案内**  
歯科医療センター 22-4021

★日曜・祝日・年末年始 9時～15時

★障害者・高齢者診療もあります。  
まず電話して相談して下さい。

**3月10日 休日当番医のご案内**

内科	外科
にじのこども(32-8201)	津山中央病院
中島 病院(22-8251)	(21-8111)

午後5時～午後10時まで当番医です  
津山中央(21-8111) 津山中央病院

**8日(金) 午後7時から福祉会館  
久米市民プールについての話し合い**  
～市議会総務文教委員会の呼びかけです

今議会に提案されています。予算の一つ・久米市民プール整備事業費1581万円(内・合併債1550万円)ですが、公認で25メートルプールの建設へということです。議会としての論議も不十分、市民の皆さんへの説明も不十分と思えるままに、建設に向けて、「整備費を予算化した谷口市長です。このような問題も含めて市民の皆さんの意見を聞くという総務文教委員会の呼びかけです。皆さんのご参加をお願いします。

六日(水)に本会議質問戦が終わりました。

十一日(月)から委員会審査になります。

国の方針・定額減税措置による津山市の財政は



三月議会で私が質問した一つの課題は、「定額減税」についてでした。物価高騰への対策として、国によって住民税を本人と扶養家族について一万円減額する(市民税を安くする)という措置です。市民の皆さんにとつては、「減税」ですから良しとする制度ですが、津山市全体では、収入が「減る」ということになり、減った税収を国によって「補填してもらふ必要あり」ですから、その対策を求めました。

市税は、昨年対比で二億五千万円の減になります

答弁→市税の令和六年度歳入当初予算ですが、市民税は定額減税の影響もあり、前年度比二億五千三百万円減額の五十一億三千六百万円となっております。

質問→「市民税定額減税」は国の指導による措置ですが、減額になった額については、満額「国の補填措置」があるのでしょうか、お答えください。

答弁→個人住民税の定額減税に伴う減収分については、地方特別交付金で全額補填されることとなります。相当地額を増額した地方特別交付金を計上しております。

質問→定額減税の問題ですが、昨年の決算でも指摘しました。国の交付金と、実際の支出額の差、いわゆる超過負担、国の指示で「市税」の収入が減った。減った金額は、金額を国に補填してもらうというは、百分で無いと「いわゆる超過負担」になります。そんなことにならないように気を付けて国の動向をチェックし注視するように要望しておきます。

美作大学公立化・久米市民プール・太陽光建設

問題など多岐にわたる質問は次回紹介します。



私の質問は、市長の基本姿勢として、財政問題以外にも、美作大学の公立化問題、久米市民プールの公認プール建設問題、太陽光発電建設に関わっての市長の行動日程表について、虐待問題などを取り上げました。詳細は次号以降にお知らせします。

市長の平成三十年六月一日の行動日程へ疑問?

私の前に質問された近藤議員が、「高額接待を受けた」(市長は全面否定)と言われる平成三十年六月一日の行動の裁判での証言者となった「ある連合町内会の会議」についての疑問を投げかけました。私は、「その日のパソコンの履歴を調査すべき」と訴えましたが「その必要はない」という主旨の答弁でした。これらも又報告します。

三月二日(土)は、人口減の中、小規模校問題を含めて

これからの教育のあり方報告会と勉強会でした



三月二日(土)午後から、津山文化センター三階会議室で二十人の参加で行われました。市議会総務文教委員会報告・教育委員会提出の「津山市立小中学校の体制整備に関する基本方針の考え方」に基づいて津山市立中学校単位の小学校の児童数及びゼロ歳児・六歳児・小学校入学前までの生徒数・子どもの数などを配布し、その内容を講師として元校長先生から貴重な資料「意見

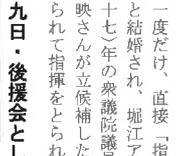
美咲町福原地域義務教育学校として四月から開校になりますが、住民説明会も不十分なままに進められた「苦い経験」から学んだ畝木先生から貴重な報告をいただきました。

荻田家住宅・酒造場保存整備事業費三千二百万円予算化



今議会提案の予算の中に、あまり「目立たない予算」ですが、私たちににとっては、大切で貴重な課題であります。その方針化・本格化した予算、荻田酒造の文化財保存・観光資源としての保存を本格化する予算があります。戦後、衆議院議員岡山一区で日本共産党議員として当選した荻田アサノさんの実家です。白色のパラと称された毅然とした、津山出身で、黒田寿男さんが当選した時です。第二位でした。当時、荻田家は、大変な思いをされたようだと伝説を聞いたことがあります。私は、何回か、生家を訪ねたことがあります。また、また、若いころ、一度だけ、直接「指導」を受けたこともある大先輩です。堀江さんと結婚され、堀江アサノさんで中央の幹部として。一九七二(昭四十七)年の衆議院議員選挙、当時は、岡山一区五人定数の時代に、岡映さんが立候補した時、直接指導として、東京から津山に帰ってこられて指揮をとられた時です。写真は荻田家の庭の風景です。

九日・後援会として荻田アサノ生家を外観だけでも鑑賞を



実は、荻田家・荻田酒造の建物は、「改造中」で、まだ非公開です。今年中には「総選挙かな」と言われる昨今、新しくなった、津山市を含めた選挙区(衆議院岡山三区・一人定数区)の後援会として、荻田アサノさんに近づきたいとのぶ会を予定していきまして、三月九日に行う予定です。

荻田酒造は宝暦八年(一七五八年)に創業。代表銘柄の「諸白」は江戸時代に書かれた「本朝食膳」の一説から取られたとされている。二〇〇余年にわたって伝えられた伝統のお酒です。(現在は造られておりません)。荻田家は二〇一三年一月、津山山下町最大の町家建築「荻田家住宅と酒造場」(市重要文化財)を津山市に寄付されました。今は津山市指定史跡です。母屋だけでも間口が十間半、奥行き九間あるそうです。重要伝統的建造物保存地区にある歴史と観光資源として整備されていくべきだと訴えられています。その最

初の本格的な予算措置が、今回提案されている三千二百万円です。



第1344号  
2024年  
3月21日  
TEL22-9072

赤旗読者ニュース  
末永弘之 便り  
「しんぶん赤旗」とともに  
おとどけます

### 久米市民プール予算「多数決で可決」しかし「市民の声を聴くように」との付帯決議も、否決されました。

総務文教委員会での審査結果は、予算を削除する方向が決定。久米市民プールを「公認プールとして建て替える」(約二十一億円)の予算を審査した総務文教委員会で、「予算を削除する動議」が河村議員から提案され、三浦議員が賛成、中島・広谷・寺坂の各議員が反対で、金田委員長の「動議に賛成」ということで予算から削除することが決まりました。

その結果を十九日の本会議に委員会報告しましたが多数の議員が反対で元の予算が復活しました。この総務文教委員会の決定を十九日(火)開催された本会議に提案され、賛成が過半数にならず否決されました。従いまして、公認プールで建て替えという予算が復活され、他の令和六年度当初予算と合わせて、本会議での論議となりました。委員長報告への賛成・反対討論となりまして、勝浦・丸尾・近藤・秋久・末永・金田の各議員が討論を行い、採択の結果「賛成多数で予算・条例案件合計五十八議案」が可決となりました。

可決されたというを受けまして、あまり前例のない「可決された予算の執行にあたって「付帯決議」が三浦議員から提案され討論となりました。

付帯決議とは？提案内容は久米のプール建設に対して、「もともと市民の声を聴くこと、計画を市民に理解してもらうこと、②資料の提出など、市民と議会が「わかる資料」納得できる資料を提出すること、二つの措置を主にするように」との「付帯決議」でした。

付帯決議とは？地方議会において、議会で予算を可決した後、議会の意思を表明し、行う決議のことです。法的拘束力はありますが、議会の意思や理念が示されているため、執行部は無視はできない事柄。私の気持ちと多少の違いがありますが賛成討論しました。末永「私と提案者の考えと少し違う点は「公認プール建設をするのであれば五十mで市中央に作るべし」という意見くらいで、市民の意見を十分に聞くこと、市民への説明責任を果たすこと、市民や議会に提案する資料は納得がいく資料を提出することなどについて提案は、全く同意です。予算執行を止めて、付帯意見を実施してほしい。

令和四年九月議会の請願は津山市スポーツ協会の要請。令和四年九月議会にて採択された「公認二十五mでの建設」という請願書は、津山市スポーツ協会から出されたものですが、スポーツ協会の参与は市長、副会長は教育長、副理事長は津山市地域振興部長、事務局長は津山市スポーツ課々長、事務局職員は全員津山市のスポーツ課の職員がなっています。まさに、津山市が津山市に請願をして、津山市が請願を受けて、津山市が案を作って、津山市スポーツ審議会に諮問して、津山市に「妥当な計画だ」と答えを出した、津山市が「市民の税金を使って公認プールを建設する」ということです。とても、おかしな仕組みによって決定したわけです。

#### 民主的医療機関のご案内です

平福診療所 (Tel.28-3858) は診療を平日は午前中のみ、月・水・金は午後6時まで行っています。祝日・日曜はお休みです。



#### 歯科医の休日診療の案内

★日曜・祝日・年末年始 9時～15時

★障害者・高齢者診療もあります。まず電話して相談して下さい。

#### 3月24日 休日当番医の案内

内科		外科	
中西 クリ (27-7111)	津山中央病院 (21-8111)	中西 クリ (27-7111)	津山中央病院 (21-8111)
またの 内科 (22-4758)	ひらい クリ (42-3131)	またの 内科 (22-4758)	ひらい クリ (42-3131)
午後5時～午後10時まで当番医です		津山 中央 (21-8111) 津山中央病院	

#### 市は自衛隊へ住民基本台帳を提供

昨年の10月決算審査の委員会で、末永「自衛隊に名簿を提供していないか。答へていません。」という答弁でしたが、3月議会で「間違っていました、名簿を提供してました。間違った答弁をすまません。という説明がありまして、市民団体の皆さんと一緒に、抗議と申し入れを行いました。2つの方法で提供してました。① 次年度満15歳になる男女(中卒時) ② 次年度満18歳になる男女(高校卒) 家族や本人の承諾なしに国の通達で行っていますが、私たちは、止めるように求めました。(次号へ継続)

令和四年九月議会の請願は津山市スポーツ協会の要請。令和四年九月議会にて採択された「公認二十五mでの建設」という請願書は、津山市スポーツ協会から出されたものですが、スポーツ協会の参与は市長、副会長は教育長、副理事長は津山市地域振興部長、事務局長は津山市スポーツ課々長、事務局職員は全員津山市のスポーツ課の職員がなっています。まさに、津山市が津山市に請願をして、津山市が請願を受けて、津山市が案を作って、津山市スポーツ審議会に諮問して、津山市に「妥当な計画だ」と答えを出した、津山市が「市民の税金を使って公認プールを建設する」ということです。とても、おかしな仕組みによって決定したわけです。

十九日に多数決で議決されましたが、経過です！  
三月議会の質問↓久米市民プールに関する課題



三月議会の質問の一つ、久米市民プールのあり方についてですが、質問↓公認プールの建て替えという請願をした組織の代表者、それが可決されて、具体的な案を作る段階での検討会の代表者、さらに、正式な市の案を諮問した団体の責任者も、市の考えは了解すると答申

した代表者も、同じ人、これが「公正で、第三者的で、合議できめた」と市民が理解すると思えますが、答弁↓津山市スポーツ推進審議会の委員の皆様が様々な立場で議論をし、会議も四回すべて公開で行っておりま

す。代表者はスポーツ協会の会長ですが、一人の意見で答申の内容が決まっただけではありません。質問↓一人の意見で決まらないのは、わかりませんが、どう考えましても、初めに公認ありきではなかったのか、

答弁↓津山市スポーツ推進審議会への諮問では、公認機能を付加することを考えているが、その必要性を検討判断したことを求めており、公認ありきで議事が進められたことはありません。

質問↓答弁を聞いても、初めから出来レースではありませんか、諮問した会の責任者が、諮問案件の市からの正式な諮問会議の責任者になり、よろしいと答申をする、どう考えても答弁には、無理がある。

公認プールを作ると請願した代表者と「よろしい」と結論を出した責任者が同じはおかしい



答弁↓津山市スポーツ推進審議会の委員の皆様には様々な立場で議論をしていただいております、代表者はスポーツ協会の会長となっておりますが、一人の意見で答申の内容が決まっただけではありません。

質問↓公開とか代表者一人の意見で決まらない、とか、そんなことを言うてはいませんか、公認プールを作ったほいしと「陳情した団体の代表者」と「公認プールで建設するのは妥当」と答えを出した人が同じ人では、おかしいのではないかと聞いています。公認プールを求めた組織の人が、何人が、諮問委員の中におられるようでは、公正な、多面的な市民の意見を聞いたなどと、は言えないと申しておきます。

建設場所について、今のプールに隣接する駐車場を利用できないというプールを作る、二か年もプールを使用して公認でないプールを作る、二か年もプールを使用できないというプールを作るべきではないか。

質問↓現在の駐車場では、必要な広さが取れない。質問↓公認プールを計画するから面積が足りないということになるのであって、現機能をもって普通のプールなら十分に建設は出来るはずです。

総務文教委員会審査の前・八日に市民との意見交換会を行いました。が、「公認プールは不必要」の意見多数でした



市議会総務文教委員会では、一面で紹介のように、十一日(月)に久米市民プールの是非論を審査しましたが、其の前、八日に「久米市民プールについて市民との懇談会」を開催しました。約四十人の人が集まりまして、当局から「公認プールの建て替え案(市議会に提案されている計画など)が説明され、参加者からの質問、意見交換などが行われ、少し時間延長して、総務文教委員七人が前に出まして、参加者との意見交換でした。

質問も、意見交換会も、「何故公認プールなのか」という疑問と、今のプールの機能のまま建て替えが望ましい、と、言う意見が「ほぼ全員の意見」という感じでした。当局は「過去三回市議会に「公認プールでの建て替えを」と言う請願が採択された」ということを繰り返して説明しました。そして、七人の総務文教委員に対して、参加者から「各議員の意見が聞きたい」との言葉でした。

「三度議決したことは重く受け止めなくてはならない、その責任が議員にはある」という議長の意見でした

七人がそれぞれ自分の考えをのべましたが「公認か非公認か迷っている」という声がある中、「過去三回公認プールで建て替えをしてほしい」との請願を採択していることは重く受け止めるのが議員の任務である」という趣旨の発言

ですが、採択した時の賛成議員であったも、時の流れ、とか、それぞれの事情で態度を変化させる場合もある。過去にこだわることでない。さらに、私のように、議決に関わっていない議員は、全く自由でなくてはいけません」と意見を述べました。

そして、過去の議決の時に反対した議員からは「私は、三回とも賛成はしていない。その意思は貫いていく」との旨の話も出され、特別に、委員会としての方向が出されることはありませんでした。

全市民の利用・特に子どもたちや高齢者が「気軽に利用できるプールでなくてはならない、公認絶対反対！」

津山市の提案している「公認プール建設」は、プール利用を「二か年中止して、現所在地に建設する」ということですから、今の利用者の中から「二か年間泳げなくなる」とか「遠くのプールに行かなくてはならない、大変だ、何とかならないのか」などの声が沢山寄せられています

特に、健康のためにプールを利用している、子供や高齢者のためのプールであってほしいなどの意見も多くあり、アンケートにも、大多数が「公認は絶対反対・不必要・無駄なお金使うな」の意見が圧倒的でした。そうでない場合でも、「公認か非公認かは、よくわからないことですが」という意見で賛成とはいえない人が多いです。





第1345号  
2024年  
3月28日号  
TEL22-9072

赤旗読者ニュース  
末永弘之 便り  
「しんぶん赤旗」とともに  
おどけます

### 3月議会質問戦から→美作大学の公立化に関して大学 自体が看護学科創設などについて経営の改善努力などは

前市長時代に「私立で存続する課題」の協議など

問→美作大学の公立化問題で、施政方針で「学生が集まらない。一層厳しさが想定される」と述べましたが、前市長時代に、美作大学が

「私立で存続する」課題として、医学系・看護学科、あるいは、デジタル学科系の部門を取り入れること、協議をして、断られた経過があり、そこに、経営の危機を招いた一つの課題があり、その責任を「公立で補う」感じがしますが、どう思われますか。

答→平成二十九年に「大学の開設」を想定した調査を実施しましたが、美作大学への新学部設置を想定したものではありません。大学へ提案したことはなく断られたこともない。

今、若者のニーズに合った学部の新設などが必要ではないのか

問→答弁になっていません。経営努力がされていらない責任を公立で補うのかと聞いています。今、大学進学希望者が比較的多いと言われる、指摘した、情報科、医療・看護学科創設などの話し合いをしましたか。

校舎増築でなく学部の新設  
問→学生が集まらない、存続が困難というところで、学部の独自の工夫・努力、そして、行政からの提案、その実現への努力ということが必要と思いませんか。

答→学校法人の理事の選任は、当該法人の寄附行為に基づき決定されるものであり、市長である私がかんする余地はありません。質問→誰が関与したかと聞きまし。市長答弁→そのような事実はないとお答えしたものです。

民主的医療機関のご案内です  
平福診療所 (TEL28-3858)  
は診療を平日は午前中のみ、月・水・金は午後6時まで行っています。祝日・日曜はお休みです。  
歯科医の休日診療の案内  
歯科医療センター 22-4021  
★日曜・祝日・年末年始 9時～15時  
★障害者・高齢者診療もあります。まず電話して相談して下さい。  
3月31日 休日当番医の案内  
内科 外科  
林 小児科 (22-1256) 津山中央病院  
いちば 医院 (28-8300) (21-8111)  
只友 医院 (42-2043)  
午後5時～午後10時まで当番医です  
津山中央 (21-8111) 津山中央病院

自衛隊へ住民基本台帳を提供問題  
「何で嘘の答弁したのか」が重大な問題です。もう一つ、「国が閣議決定で、違法とまではいえない」という趣旨を決めて地方自治体にその旨が通達されたとはいえ、個人の人権、個人情報等を本人の許可なく自衛隊に渡すという大きな間違いは何で渡すのか問題です。と総務文教委員会で意見を述べました。そして、  
問→どんな方法で名簿を渡しているのか。  
答→自衛隊からの申請によって15歳の名簿を閲覧・コピー、18歳の名簿を渡しています。渡した名簿の人たちに許可はもらっていません。違法ではないと思っています。  
問→個人情報保護に違反している。どこがおかしい。間違いと思ってください。次号へ続く

質問と答弁がかみ合っていない  
問→理事の在り方も含めて、教授など「学者・文化人」が主に理事会に増えていくことが「大学の内容を充実させる道」と考えていますが、商工会議所役員から理事を増やすというは、いかがなものかと思えますが、市長の権限で理事を作るなどは、聞いていません。  
「経済界の人たちが理事の中で増える傾向は本来に、学問の充実になると思いませんかと、聞いています。これも、質問と答弁がかみ合っていない。市長答弁→個別の法人の理事構成について、私は意見を述べる立場にないと考えております。

### 質問にかみ合わない答弁が繰り返されます。

質問→理事の在り方も含めて、教授など「学者・文化人」が理事会に増えていくことが「大学の内容を充実させる道」と考えていますが、商工会議所から、理事を増やすのはいかなものかと考えます。市長の権限で理事を作るなどは、聞いていません。「経済界の人たちが増える理事会で、質問の充実になるかと、聞いています。これも、質問と答弁が、かみ合っていないです。

市長答弁→個別の法人の理事構成について、私は意見を述べる立場にないと考えております。

質問→これも答弁になっていません。学園の道として、大学は、ひたすら、自力での「学生募集とか経営の健全化」の道を放棄し、公立化への道を、突き進んだと見えてしかたありません。市長は、どう感じますか。

市長答弁→地方都市に所在する私立大学として、出来ることはされてきたと考えております。

質問→選挙で市長の応援をしたり、公立化の道をもとめる前に、せめて、医療系学部でも、創設したのでしたら、「やったが、学生が集まらないという結果で、ものを判断すべきではありませんか。」「具体的にやってもないのに、言葉で「努力した」と言っても、努力はしていないということになりますか、どう思われますか。教育が、行政にことを委ねて、市長の選挙運動などに入れ込んでしまい、どうなるんですか。行政が、政治が、教育を利用して、選挙付度かと疑われて、正しい姿なのか。市長答弁→質問の趣旨は分かりませんが、そのような事実はないと申し上げます。

質問→そうですか。質問の趣旨が分かりませんが、質問の仕方が不細工で申し訳ないです。市長が何回も、市長選挙事務所で動きの様子がテレビで映り、後援会活動をして、学園を空けて市長選挙をしたことは、「教育という立場からおかしいと思いませんか」と聞いたわけです。質問の意味ぐらいいは、理解できる市長であってほしいと思います。

市長答弁→「ここで少し別の課題を質問して、最後の十分間、美作大学など「選挙付度」政治の在り方へ

※財政問題・虐待問題など幾つかの質問を行って、質問の持ち時間が残り十分にして、また、美作大学問題の質問を行い、最後のまともは久米ブルーと併せて「選挙付度」といわれる津山市政の問題を質問しました。

質問→再び、美作大学の公立化問題ですが、「若者が恒久的にこの地域から流出し、経済への影響は言うに及ばず、地域全体の活力が失われ衰退が加速することが予想される」とされていますが、こうした位置づけを、市長は、どう思いますか。

市長答弁→都市機能として必要なものであり、人材育成、教育産業として大切なものだと思います。

質問→確かに大学は都市機能から見ても大切、なくなると

### は困るのも事実です。何とか存続をしてほしいと思いが、しかし、市長、よく考えていただきたいのは、「美作大学は「私」が津山にいないとなると、津山の経済は停滞し、市の衰退を招きますよ」と述べているわけですか。何とかしてほしいと、要望する人が言う言葉ですか。どう思いますか。

市長答弁→これから検討が始まるわけです。また、公立化への条件、仔細のことが出ていないわけですから、作陽学園がなくなったことなど考えますと、大切な課題だと認識しています。

質問→大学がなくなったら、津山市は衰退しますよと大学が述べた訳ですよ。まるで「習し」ではありませんが、この言葉に代表されるように、学園、教育が無くなり、経済的視点が最優先されている、公立化を目指して、市長選挙に力を入れて、まさに、自らの利益のために選挙に関与してきたことは市政と教育とをゆがめると言わなくては

いけません。市長は、どう思いますか。

市長答弁→同じ答弁の繰り返しになりますが、都市機能としてね、人材育成としても大切な機能であり、検討していきたい。

大学がなくなったら「市が衰退する」などと、脅しのようなことは、教育界の人たちが使う言葉ではない

質問→質問への適格な答弁になっていません。助けてもらいたいとお願ひする人が、助けてくれなかつたら市が衰退する。だから助けてほしいという意味のことを言いますか？、どう思われますかと聞いているのです。脅しのような言動は、教育界の人たちが使うことではありませんと厳しく指摘し、市長も、よく考えるべきではないかと申しておきます。そして、選挙との関係についての答弁がありませんが、理事長が、「市長後援会の会長になる」と言われた時もありました。その前後に、理事長以下、学園関係者三人と話したことがありますが、選挙については「お詫び」の言葉も言われたことだけを

質問の最後に願ひを込めて訴えた課題は、久米のブルーも美作大学公立化の動きも、選挙のお礼、選挙付度はダメ

市長に考えてほしい問題です。

久米の公認ブルー建設も、美作大学も、市長選挙のお礼のような施策、誰の選挙でも、一つの大きな「後援会組織の票」が無いと仮定しますと、大変なことになります。ために、美作大学関係の後援会、津山スポーツ協会関係の後援会一つが抜けた、前回の市長選挙は二千五百票の差、半分の千二百五十票が動いていたら逆転劇なんです。

この現実を考えた時に、市政として様々な施策を行う、その施策の在り方に、市民の目線から見たら、「選挙付度」選挙でお世話になった人々への「お礼だ」と見えるようなことは、すべきではありません。こんな世の中があるならば、そんな世の中ではない政治津山市政を行うべきだと申して終わります。

質問→確かに大学は都市機能から見ても大切、なくなると



様式第3号(第4条関係)

## 支 出 伝 票

支 出 日	令和6年 3 月 25 日		
費 目	1 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	19,800 円
	2 研修費、会議費		
	③ 広報費            4 広聴費		
	5 資料作成費        6 資料購入費		
	7 人件費            8 事務所費		

支 出 内 容	市議会報告ごきげんいかが・市議会報告会案内などコピー用紙代金
---------	--------------------------------

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)



6 年 3 月 25 日

登録番号: T4260002029108

〒708-0043 岡山県津山市茅町85番地  
 有限会社ニチエイ事務機販売サービス  
 代表取締役 佐藤 潤  
 TEL (0868) 23-4571 FAX (0868) 24-4370

津山市議会議員 末永弘之 様

担当:

下記の通りご請求申し上げます。

品 番	品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	コピー用紙 B4 ファイン	2,500枚	1 箱	3,600	3,600	
				消費税等10.0%	360	
税率	課税対象額	消費税等				
10.0	¥3,600	¥360				
合 計					¥3,960	内消費税等 360

摘要:

領収証

No. 1647

津山市議会議員 末永弘之 様

6 年 3 月 25 日

金額	4,198.00
----	----------

但  コピー用紙代  
 飲食料品等(軽減税率対象)

上記正に領収いたしました

8%(税込・税抜)金額	消費税額等
10%(税込・税抜)金額	消費税額等
現金・カード・( )	
HISAGO #778	

〒708-0043 岡山県津山市茅町85番地  
 有限会社ニチエイ事務機販売サービス  
 TEL 0868-234571  
 FAX 0868-244370

登録番号 T4260002029108



## 支 出 伝 票

支 出 日	令和6 年 2 月 1 日		
費 目	1 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	4,830 円
	2 研修費、会議費		
	3 広報費      ④ 広聴費		
	5 資料作成費    6 資料購入費		
	7 人件費          8 事務所費		

支 出 内 容	1月28日市政報告会 文化センター 会場使用料 (参加人数40人)
---------	-----------------------------------

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)

(参考様式4)

領収書貼付票(費目： 費 )

領 収 証

No 005431

末永弘之

様

金額					
		9	.	4	8
				3	0

ただし 津山文化センター利用料として

利用年月日	平成 6年 1月 28日 ~ 1月 28日
利用会場	中命館
利用料金	会場利用料 ・ 器具利用料 ・ 冷暖房料

内訳

税率 税抜金額 4,291 円  
10% 消費税額 439 円

令和 平成 6年 1月 28日 上記の金額を領収いたしました

本財団は民法34  
条による公益法  
人につき収入印  
紙は貼らなくて  
よいことになっ  
ております。

指定管理者

岡山県津山市山下68 津山文化センター内  
公益財団法人 津山文化振興財団

登録番号：T7260005009046

担当者： [REDACTED]

※ 領収書は重ならないよう貼り付けること。

※ 感熱紙の領収書はコピーしたものを貼り付け、原本は裏面に貼り付けること。

末永 弘之 令和5年12月議会報告集会

2025年1月28日(日)

津山文化センター 2階会議室

1、開 会 司 会

2、挨拶 後援会長 中西 孝

3、来賓あいさつ 岡山3区政策責任者 原田あき子(第29回大会)

4、市議会報告 末永 弘之

① 昨年4月選挙後の「復帰議会と市政のあり様」

② 新しさ・改革・未来と称するグループの特徴

③ 12月議会の質問内容と問題点・課題

④ 報告への質疑・討論

⑤ 次回市議選などへの課題提起 後援会から

～ 意見交換 ～

⑥ 閉 会

3月議会 2月26日(月)開会予定

19日(月)議案説明会・当初予算の概要など

質問戦 3月4日(月)から 6日(水)を質問予定としたい。

様式第3号(第4条関係)

## 支 出 伝 票

支 出 日	令和6 年 3 月 2 日		
費 目	1 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	11,660 円
	2 研修費、会議費		
	3 広報費      ④ 広聴費		
	5 資料作成費    6 資料購入費		
	7 人件費        8 事務所費		

支 出 内 容	3月2日市政報告会 文化センター 会場使用料 (参加人数60人)
---------	----------------------------------

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)
--------------------------

(参考様式4)

領収書貼付票(費目: 費)



領 収 証

№ 005480

津山市議会議員 末永弘之 様

金額	¥	1	1	6	6	0
----	---	---	---	---	---	---

ただし 津山文化センター利用料として

利用年月日	令和 6年 3月 2日 ~ 3月 2日
利用会場	大会議室
利用料金	会場利用料 · 器具利用料 · 冷暖房料

内訳
税率 税抜金額 10600 円
10% 消費税額 1060 円

令和 6年 3月 2日 上記の金額を領収いたしました

本財団は民法34条による公益法人につき収入印紙は貼らなくてよいことになっております。

指定管理者

岡山県津山市山下68 津山文化センター内  
公益財団法人 津山文化振興財団  
登録番号: T7260005009046  
担当者: [Redacted]



- ※ 領収書は重ならないよう貼り付けること。
- ※ 感熱紙の領収書はコピーしたものを貼り付け、原本は裏面に貼り付けること。

末永 弘之 令和5年12月議会報告集会

～教育の在り方を考える報告討論会～

2026年3月2日（土）

津山文化センター 3階会議室

1、開 会

司 会

2、市議会報告 末永 弘之

① 総務文教委員会の「これからの津山の教育の在り方」  
に関する報告

② 教育委員会資料のコピー説明

質疑・討論9

3、義務教育学校の在り方（美崎町の経験から学ぶ）

元中学校校長

4、小規模校（複式学級）の経験から

元小学校教頭

～ 意見交換 ～

5、閉 会

3月議会 2月26日（月）開会

19日（月）議案説明会・当初予算の概要など

質問戦 3月4日（月）から 6日（水）を質問予定としたい。